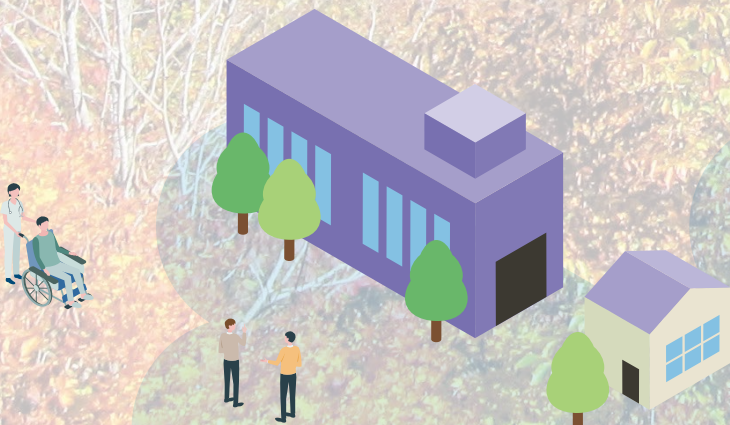


第6次 小坂町総合計画

後期基本計画

ひとと自然と文化を
未来につなぐ
魅力あふれるまち



令和8年3月
秋田県 小坂町

目次

第1部 総論 1

第1章 後期基本計画の策定にあたって	1
1 計画策定の目的	1
2 計画の位置づけと役割	2
3 基本構想の概要	4
第2章 小坂町を取り巻く状況とこれからの課題	5
1 人口・世帯	5
2 労働力・産業・地域経済	7
3 アンケート調査による町民の意識	10
4 前期基本計画(令和3年度～7年度)の振り返り	15
5 時代認識と本町に求められる取り組みの整理	16
第3章 まちづくりのフレーム	20
1 人口推移の検証	20
2 将来目標人口	22
3 町民の幸福感・暮らしやすさ指標	23

第2部 後期基本計画 25

後期基本計画について	25
1 基本計画の目的と計画期間	25
2 施策体系	26
3 SDGsによる取り組みとの一体的な推進について	27
重点プロジェクト(まち・ひと・しごと創生総合戦略)	28
1 総合戦略の策定主旨	28
2 地方創生2.0の「基本的な考え方」	28
3 戦略目標に基づく地域ビジョンの構築	29
4 戦略の展開と取り組みの方向性	31
基本目標1 健やかに自分らしく生きるまち	41
施策1-1 健康・保健衛生	41
施策1-2 高齢福祉	45
施策1-3 障がい福祉	48
施策1-4 子育て支援・児童福祉	50
施策1-5 地域福祉	53
施策1-6 医療	56
施策1-7 保険・年金	58

基本目標 2	豊かな心と未来を育む人づくりのまち	60
施策 2-1	幼児・学校教育・青少年健全育成	60
施策 2-2	生涯学習	64
施策 2-3	スポーツ・レクリエーション	66
施策 2-4	地域の歴史・文化	68
施策 2-5	国内・国外交流	70
基本目標 3	にぎわい・活気を興すまち	73
施策 3-1	農林業・畜産業・水産業	73
施策 3-2	観光業	77
施策 3-3	商工業	80
施策 3-4	雇用対策・新産業育成	83
基本目標 4	自然とともに、これからも暮らし続けたいまち	86
施策 4-1	土地利用・環境、景観の保全・循環型社会	86
施策 4-2	道路・交通網・情報基盤	89
施策 4-3	住環境・上下水道	92
施策 4-4	空き地、空き家の利活用・移住・定住推進	95
施策 4-5	消防・救急体制・防災・防犯交通安全	98
施策 4-6	雪対策	101
基本目標 5	ともに明日を築くまち	103
施策 5-1	地域コミュニティ・協働	103
施策 5-2	人権・男女共同参画・結婚支援	105
施策 5-3	行財政運営の効率化	108
施策 5-4	広域行政・広域連携	111
施策 5-5	デジタル化(DX推進)	114

資料編

119

資料 1	計画策定における組織	119
資料 2	策定経過	123
資料 3	諮問・答申	124
資料 4	第 6 次総合計画前期基本計画施策評価の現状	127

第 1 部

総

論



第1部



第1章 後期基本計画の策定にあたって

1 計画策定の目的

小坂町(以下、「本町」とします。)では、令和3年3月に「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」を将来像に掲げ、計画的・効率的な行政運営の指針として、第6次小坂町総合計画(令和3年度～令和12年度)を策定し、各種施策や事業を推進しています。

策定後も、少子高齢化の進展による加速度的な人口減少や、それに伴う経済規模の縮小や地域活力の低下、新しい生活様式への転換など、本町を取り巻く情勢は大きく変化し、社会経済環境をはじめ、様々な分野に大きな影響を及ぼしています。

また、地方分権の推進により、地方公共団体の果たす役割への期待と町民との協働に対する重要性が増すとともに、行財政運営の再構築が求められる状況にあり、町民の暮らしを支える地域社会や町民の意識の変化、町内外を取り巻く社会的、経済的な影響を踏まえ、これからの時代にふさわしいまちづくりが求められています。

前期基本計画の計画年度が令和7年度で終了することを機に、第6次小坂町総合計画の目標達成に向けてその進捗状況や実績を検証するとともに、町民と行政が連携、協働して地域資源を生かし、本町の活力や魅力を高めていく、令和8年度から令和12年度までを計画期間とする後期基本計画を策定します。

2 計画の位置づけと役割

総合計画は、町政の最上位計画に位置づけられ、本町の将来像や基本的な行政の取組を定める10年間の長期計画であり、町民と行政が互いに協力し、工夫しながら進めるまちづくりの指針となるものです。

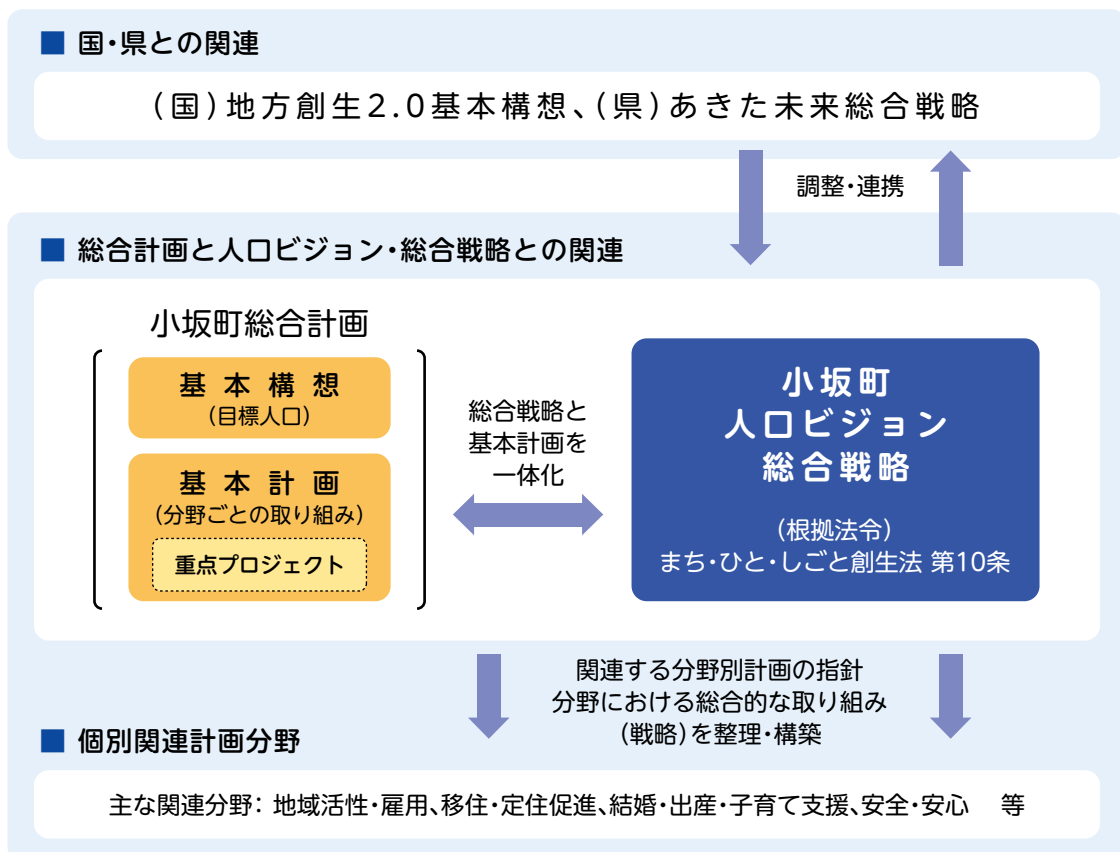
一方で、町ではこれまでも多くの分野で個別計画を策定しています。これらの計画は、それぞれの分野の法制度の制定・改正や直面する課題などに対応するために、町政運営上、必要に応じて策定してきたものです。

そのため、各分野で策定する個別計画は、本計画で示す将来像と目標を実現するために社会情勢や制度改正に的確に対応する、より具体的な施策・事業計画と位置づけます。

◎ 第3期まち・ひと・しごと総合戦略との整合

国の「地方創生2.0」及び県の「第2期まち・ひと・しごと創生総合戦略」を踏まえ、基本計画及び重点プロジェクトを、まち・ひと・しごと創生法第10条に定められた「市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略」として一本化し、地方創生に向けた戦略的な取り組みとの整合を図ります。

図表 総合計画と人口ビジョン・総合戦略との関連



総合計画は、「基本構想」「基本計画」「実施計画」で構成されています。

○基本構想

基本構想では、各分野の「めざすまちの姿」を明らかにしたうえで、その実現に向けた「まちづくりの目標(基本方針)」と「施策体系」を示します。

○基本計画

基本構想で示されたまちづくりを実現するための「主要施策」を示します。

なお、令和3年度からの5年間を前期、令和8年度からの5年間を後期の計画期間とします。

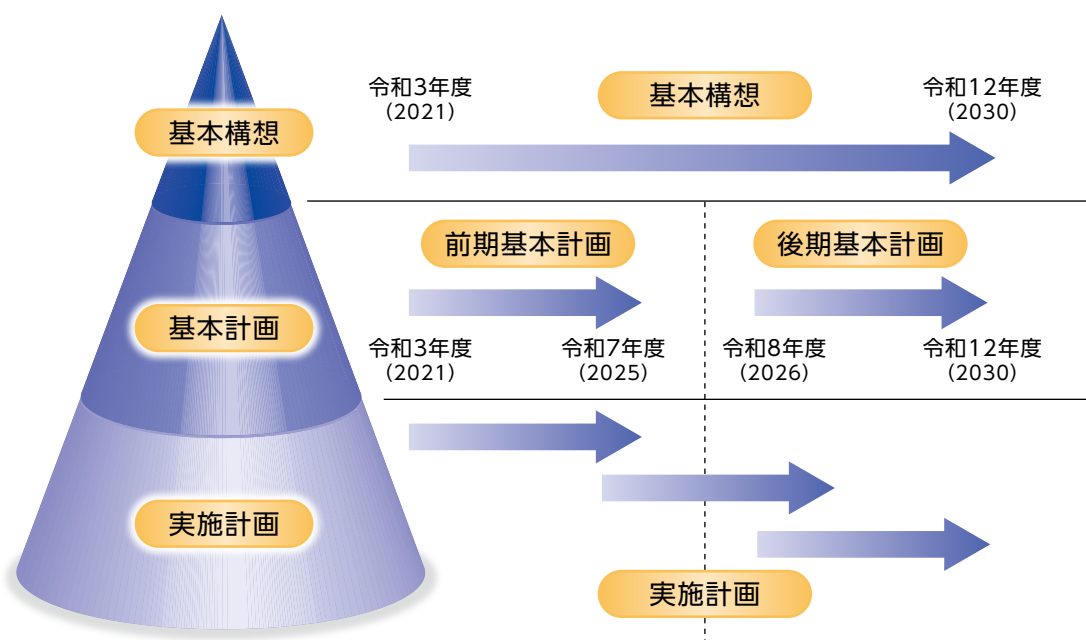
○実施計画

基本計画で定めた主要施策を実現するための各年度の取り組み(事務事業)を掲載する計画であり、予算編成の指針となるものです。

実施計画の計画期間は3年間としますが、社会経済や財政状況等を勘案しつつ、柔軟に対応できるよう、毎年度、行政評価の結果などを踏まえて見直しを行い、目標達成に向けて取り組みます。

基本構想及び基本計画の計画期間は以下のとおりです。

図表 計画期間



3 基本構想の概要

第6次小坂町総合計画の基本構想では、「ひと」「自然」「文化」の豊かな魅力を地域の個性として生かし、町民の皆さんと共有しながら未来へつなげます。将来像として「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」を掲げ、保健・医療・福祉、教育・文化、産業・地域経済、生活・環境、住民協働・行財政運営を柱とする5つの基本目標を設定し、住む人が愛着を持ち、訪れる人が感動するまちづくりを進めます。

まちづくりのめざすまちの姿(将来像)

ひとと自然と文化を未来につなぐ 魅力あふれるまち

基本目標

基本目標 1 健やかに自分らしく生きるまち

保健
医療
福祉

- 子ども・若者から高齢者・障がいのある人まで、誰もが健康づくりや医療・福祉、暮らしの支援につながり、一人ひとりの「自分らしさ」を大切にできるまちをめざします。

基本目標 2 豊かな心と未来を育む人づくりのまち

教育
文化

- 子どもから大人まで、個性豊かに学び合い、いきいきと交流できる人づくりを進め、学校・家庭・地域の連携や生涯学習、郷土文化の継承を通じて、豊かな心と未来を育むまちを実現します。

基本目標 3 にぎわい・活気を興すまち

産業
地域経済

- 農・商・工のバランスある産業振興と、自然・文化・地域資源を活かした観光を推進し、外部活力の導入や多様な主体の連携で、にぎわいと活気に満ちたまちを創出します。

基本目標 4 自然とともに、これからも暮らし続けたいまち

生活
環境

- 自然環境を守り、防災・防犯を強化し、生活基盤を整備しながら、移住支援で新しい人の流れを生み出し、自然とともに安心して暮らし続けたいまちを実現します。

基本目標 5 とともに明日を築くまち

住民協働
行財政運営

- 多様性を尊重した協働のまちづくりを進め、信頼される行政と健全な財政、広域連携で地域の活力を高め、町民とともに持続可能な明日を築くまちを実現します。

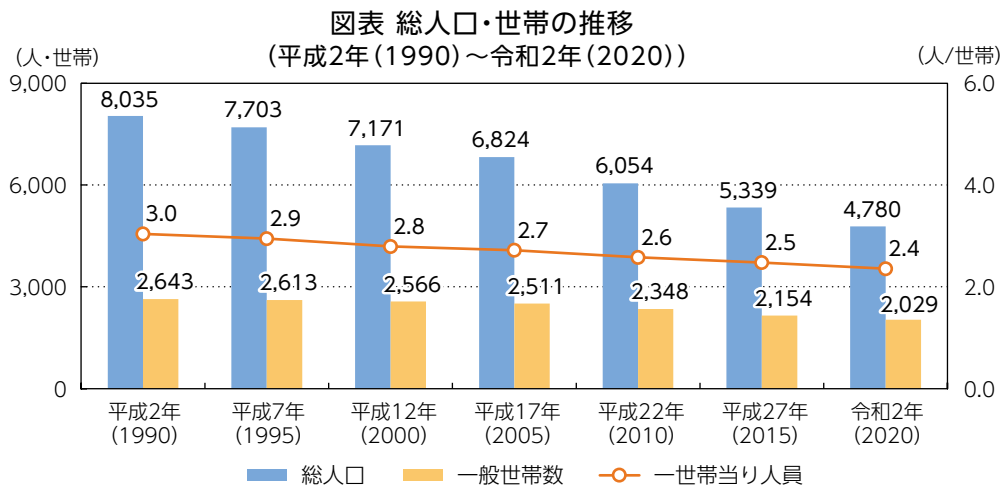
第2章 小坂町を取り巻く状況とこれからの課題

1 人口・世帯

(1) 総人口・世帯数の推移

国勢調査による本町の総人口は減少が続いており、令和2年(2020)には4,780人、平成22年(2010)からの10年間で、1,274人(年平均約130人)減少しています。

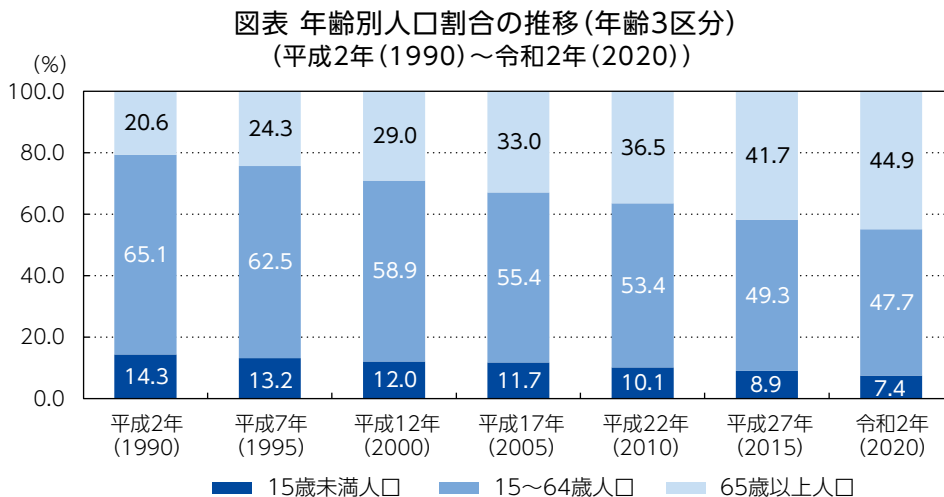
また、一般世帯数については令和2年(2020)に2,029世帯、一世帯当たりの人員についても2.4人/世帯となっています。



(2) 年齢別人口の推移(構成比)

国勢調査による年齢別(3区分構成比)の推移をみると、高齢化率は上昇が続いており、令和2年(2020)の65歳以上の割合は44.9%を占めています。

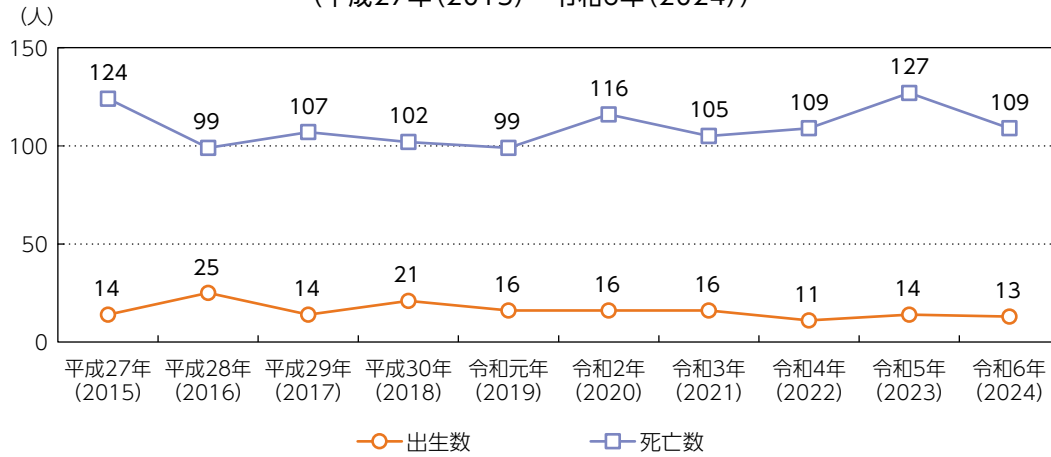
また、平成27年(2015)以降、15歳未満人口の割合が1割を下回っており少子化の進行がみられます。



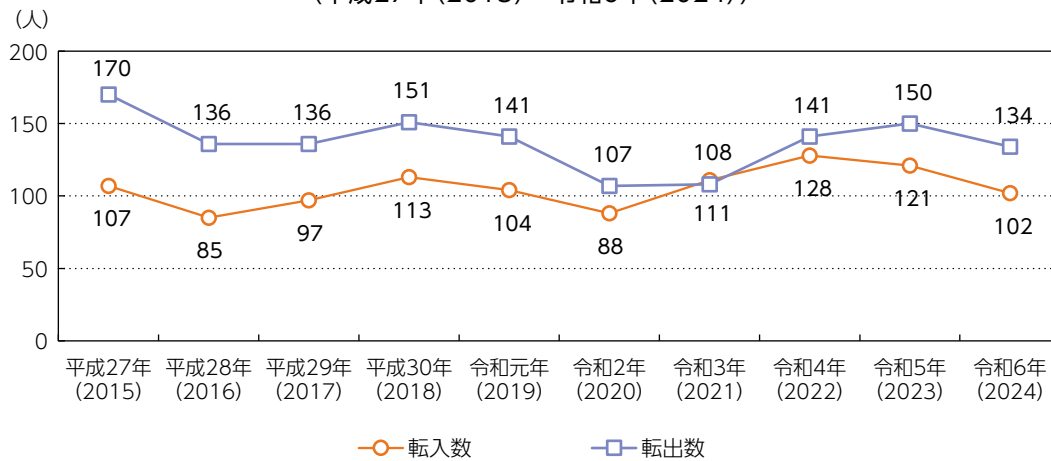
(3)人口動態

本町の人口動態は、近年、死亡者数や転出者数が、出生者数や転入者数を上回る傾向が続き、人口は年間平均で125人程度、減少している状況です。

図表 自然動態(出生・死亡)の推移
(平成27年(2015)～令和6年(2024))



図表 社会動態(転入・転出)の推移
(平成27年(2015)～令和6年(2024))



資料：人口動態統計

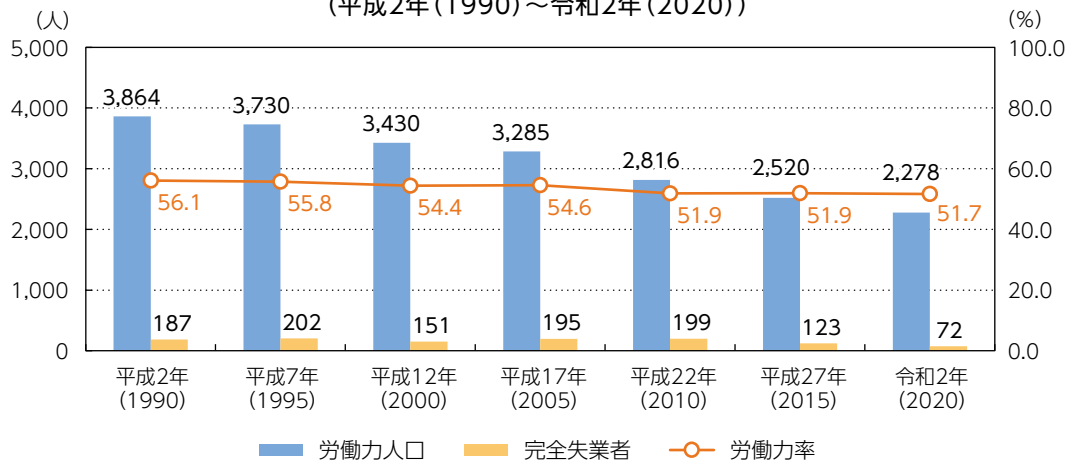
2 労働力・産業・地域経済

(1) 労働力人口

国勢調査による労働力人口の推移をみると、令和2年(2020)は2,278人となっており、減少傾向にあります。

また、令和2年(2020)の労働力率(15歳以上の人口に占める労働力人口の割合)は、51.7%となっています。

図表 労働力人口・労働力率の推移
(平成2年(1990)～令和2年(2020))

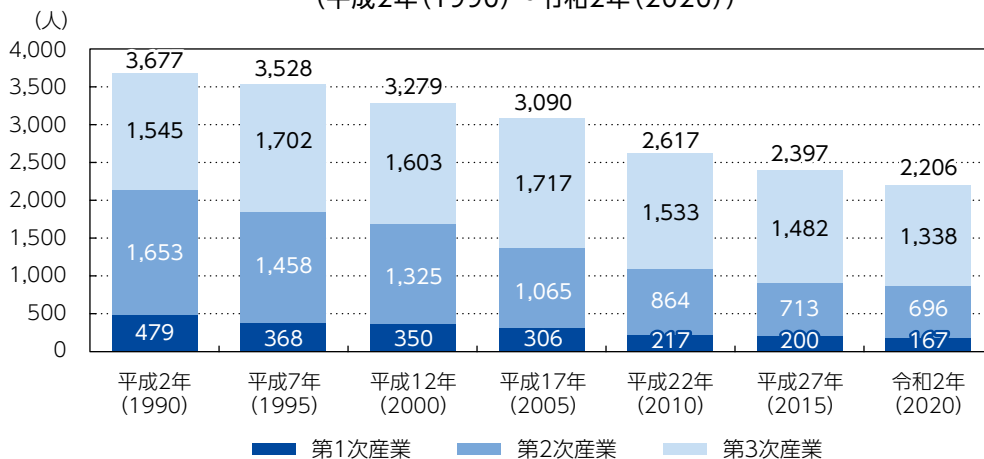


資料：国勢調査

(2) 産業別就業者数(就業構造)

国勢調査における産業別就業者数の推移をみると、第1次・第2次・第3次産業に従事する就業者数が減少しています。令和2年(2020)の就業者数は2,206人であり、町内就業者の6割(1,338人)が第3次産業に従事しています。

図表 産業別就業者数の推移
(平成2年(1990)～令和2年(2020))



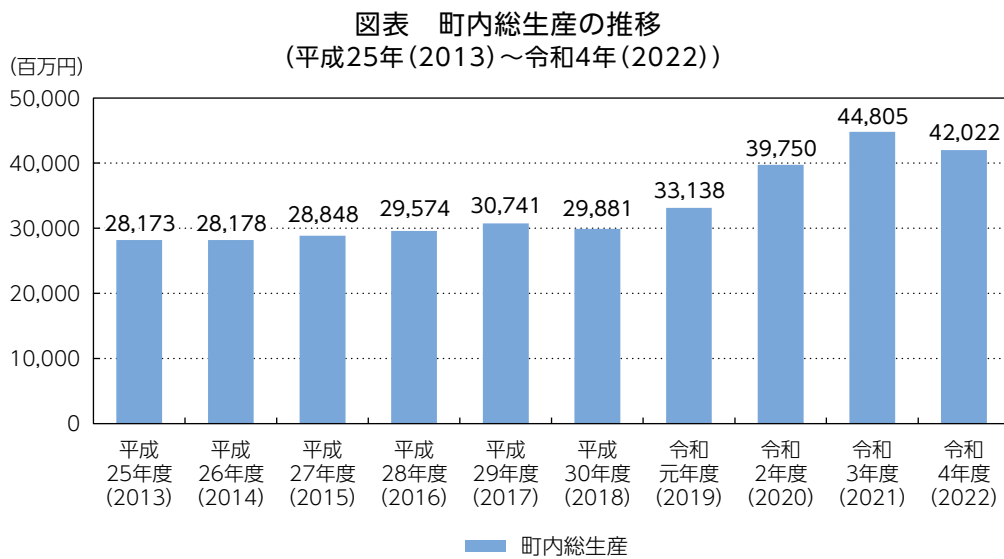
※総就業者数は、分類不能の就業者数を含みます

資料：国勢調査

(3) 町内総生産

秋田県市町村民経済計算による、平成25年度(2013)以降の*町内総生産は増加傾向にあり、期間平均33,511百万円で推移し、令和4年度(2022)における町内総生産額は、42,022百万円となっています。

また、産業別の町内総生産では、不動産業の2,273百万円で最も高くなっています。



資料：秋田県市町村民経済計算

※町内総生産：

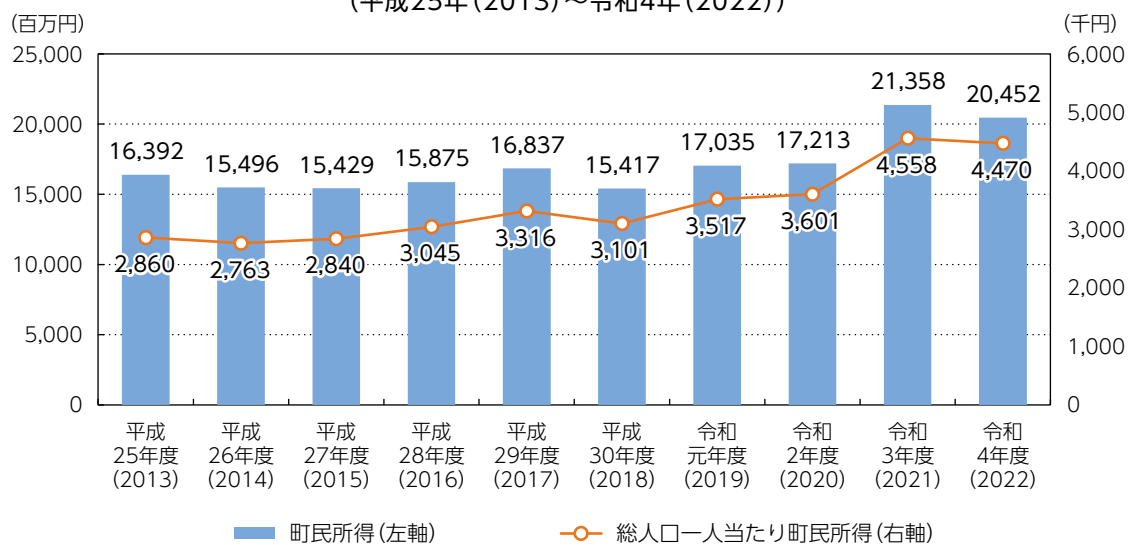
1年間に町内の生産活動によって新たに生み出された価値(付加価値)の総額のこと、産出額(生産された財貨・サービスの総価額)から中間投入額(生産の過程で原材料・光熱燃料・間接費等として投入された非耐久財及びサービス)を差し引いたものです。

(4) 町民所得・人口一人当たり町民所得

秋田県市町村民経済計算による、平成25年度(2013)以降の*町民所得は各年で増減しながら、期間平均3,407百万円で推移しています。平成30年度(2018)以降は、緩やかな増加傾向がみられ、人口一人当たり町民所得も同様の傾向を示しています。

なお、令和4年度(2022)の町民所得は20,452百万円、人口一人当たり町民所得は4,470千円となっています。

図表 町民所得・人口一人当たり町民所得の推移
(平成25年(2013)～令和4年(2022))



資料：秋田県市町村民経済計算

※町民所得：

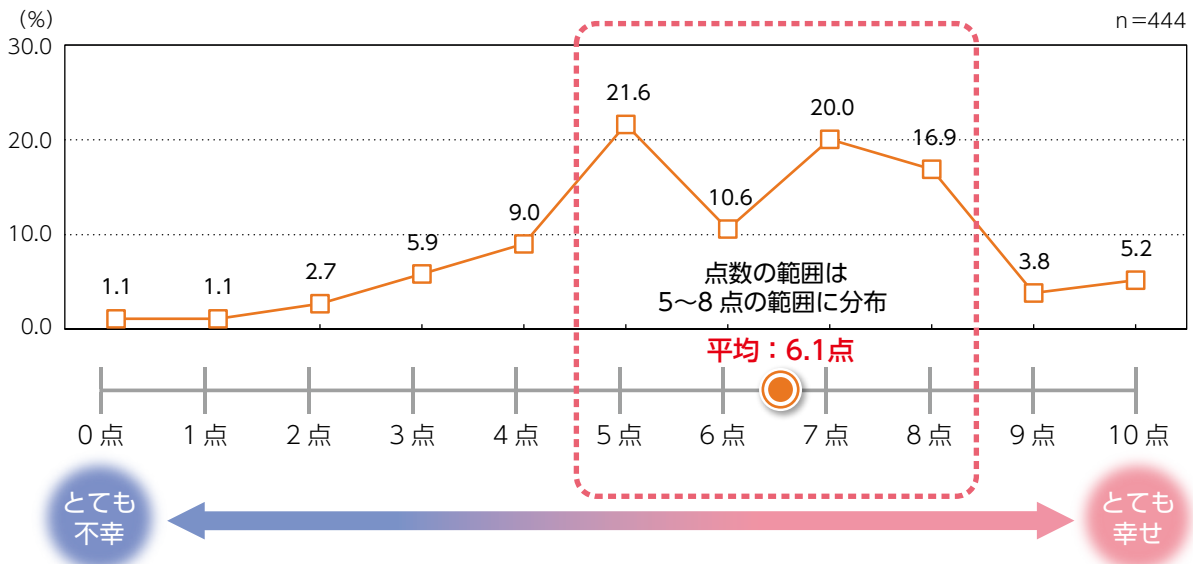
町内で働く人々が1年間に生み出した価値(付加価値)がどれだけ町民(個人だけでなく、企業や政府等を含む)に還元されたかを示す指標であり、地域経済や社会の健全性を評価するうえで重要な指標となります。例えば、ある町内の企業やサービス業が1年間で生産した価値が、その企業のオーナーや従業員、地域社会にどのように分配されたかを示すといえます。分配が公平であれば町民所得も高くなり、逆に不公正な分配では町民所得は低下する可能性があります。

3 アンケート調査による町民の意識

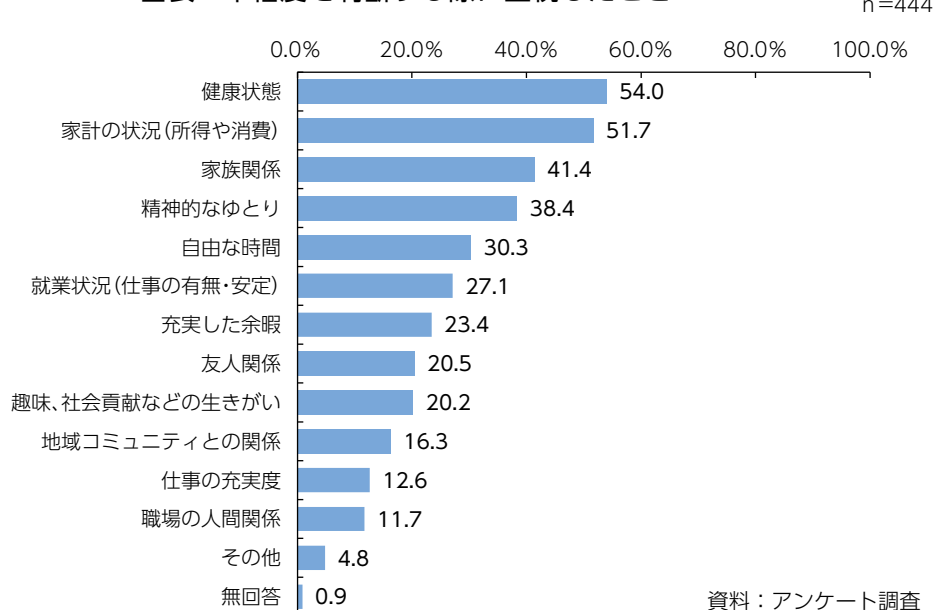
(1) 町民の幸福感について

- ◎ 町民の幸福感は、平均で6.1点となっており、点数別では、「5点」(21.6%)、「7点」(20.0%)、「8点」(16.9%)が上位に挙がっています。
- ◎ 点数は平均値に回答が集中しているのではなく、5～8点の範囲に分布しています。
- ◎ 幸福感を判断する際に重視した点では、「健康状態」が54.0%で最も多く、次いで「家計の状況(所得や消費)」(51.7%)、「家族関係」(41.4%)が上位に挙がっています。

図表 幸福感(10段階)



図表 幸福度を判断する際に重視したこと

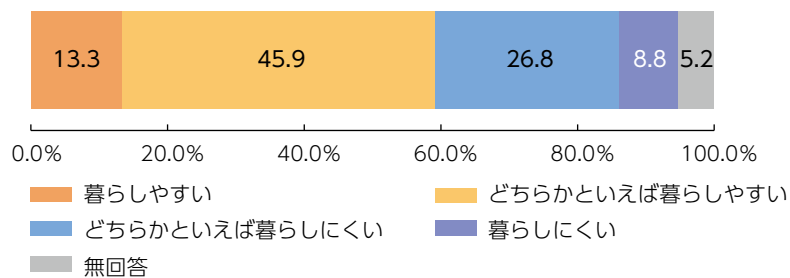


(2) 暮らしやすさ

- ◎ 小坂町の暮らしやすさについては、「暮らしやすい」、「どちらかといえば暮らしやすい」を合わせた59.2%が「暮らしやすい」、「どちらかといえば暮らしにくい」、「暮らしにくい」を合わせた35.6%は「暮らしにくい」と回答しています。
- ◎ 前回(令和2年)との比較では、「暮らしやすい」、「どちらかといえば暮らしやすい」の割合が減少し、「どちらかといえば暮らしにくい」、「暮らしにくい」の割合が増加しています。

図表 小坂町の暮らしやすさ

n=444



図表 前回(令和2年)との比較

	暮らしやすい	どちらかといえば暮らしやすい	どちらかといえば暮らしにくい	暮らしにくい
今回	13.3%	45.9%	26.8%	8.8%
前回	14.5%	49.8%	25.3%	6.1%
比較	-1.2	-3.9	1.5	2.7

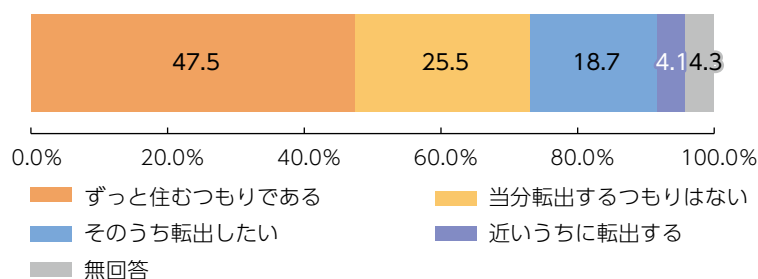
資料：アンケート調査

(3) 定住意向と住み続けたい・転居したい理由

- ◎ 小坂町の定住意向については、「ずっと住むつもりである」が47.5%と最も多くなっています。次いで「当分転出するつもりはない」が25.5%、「そのうち転出したい」が18.7%となっています。
- ◎ 前回(令和2年)との比較では、特に「当分転出するつもりはない」の割合が減少し、「そのうち転出したい」の割合が増加しています。

図表 定住意向

n=444



資料：アンケート調査

図表 前回(令和2年)との比較

	ずっと住む つもりである	当分転出する つもりはない	そのうち 転出したい	近いうちに 転出する
今回	47.5%	25.5%	18.7%	4.1%
前回	47.3%	27.6%	15.9%	4.1%
比較	0.2	-2.1	2.8	0.0

資料：アンケート調査

- ◎ 住み続けたい理由では、「住宅事情がよい」(41.7%)、「特に転出したいと思わない」(34.0%)、「自然環境にめぐまれている」(26.5%)を上位に挙げています。
- ◎ 転居したい理由では、「買い物や生活に不便」(64.4%)、「交通の便が悪い、通勤・通学に不便」(42.6%)、「仕事・学校・家庭の事情」(27.7%)を上位に挙げています。

図表 住み続けたい理由(上位3位)

		(n=324)
		構成比
第1位	住宅事情がよい(持ち家がある・賃貸物件に満足している)	41.7%
第2位	特に転出したいと思わない	34.0%
第3位	自然環境にめぐまれている	26.5%

図表 転居したい理由(上位3位)

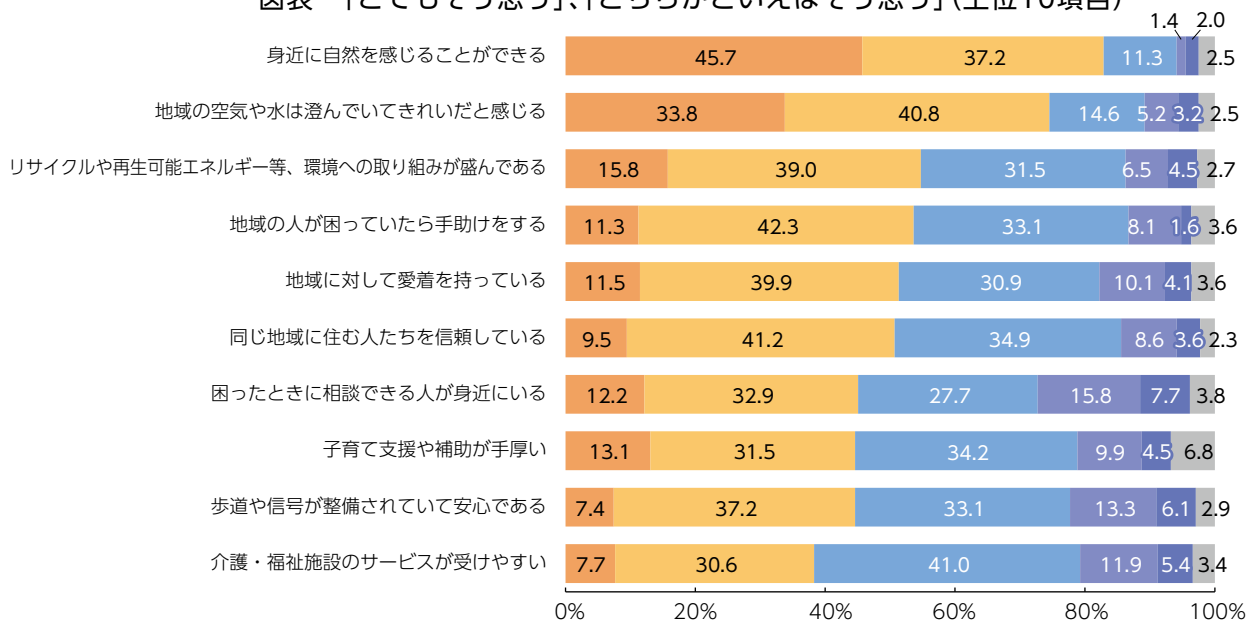
		(n=101)
		構成比
第1位	買い物や生活に不便	64.4%
第2位	交通の便が悪い、通勤・通学に不便	42.6%
第3位	仕事・学校・家庭の事情	27.7%

資料：アンケート調査

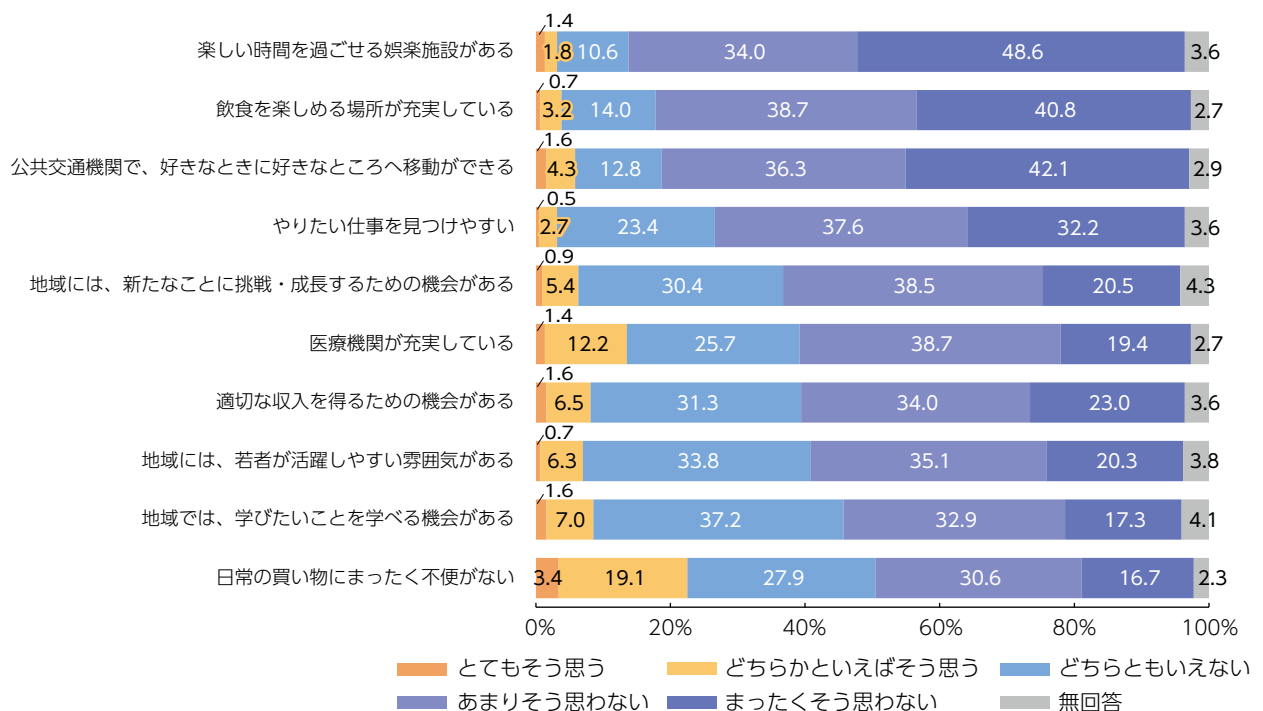
(4) 普段の暮らしで感じること

◎ 普段の暮らしで感じることとして、「とてもそう思う」、「どちらかといえばそう思う」項目の上位には、「身近に自然を感じることができる」、「地域の空気や水は澄んでいてきれいだと感じる」といった自然環境に関する項目が上位に挙がる一方で、「あまりそう思う思わない」、「まったくそう思わない」の上位には、「楽しい時間を過ごせる娯楽施設がある」、「飲食を楽しめる場所が充実している」など、娯楽や飲食の環境を上位に挙げています。

図表 「とてもそう思う」、「どちらかといえばそう思う」(上位10項目)

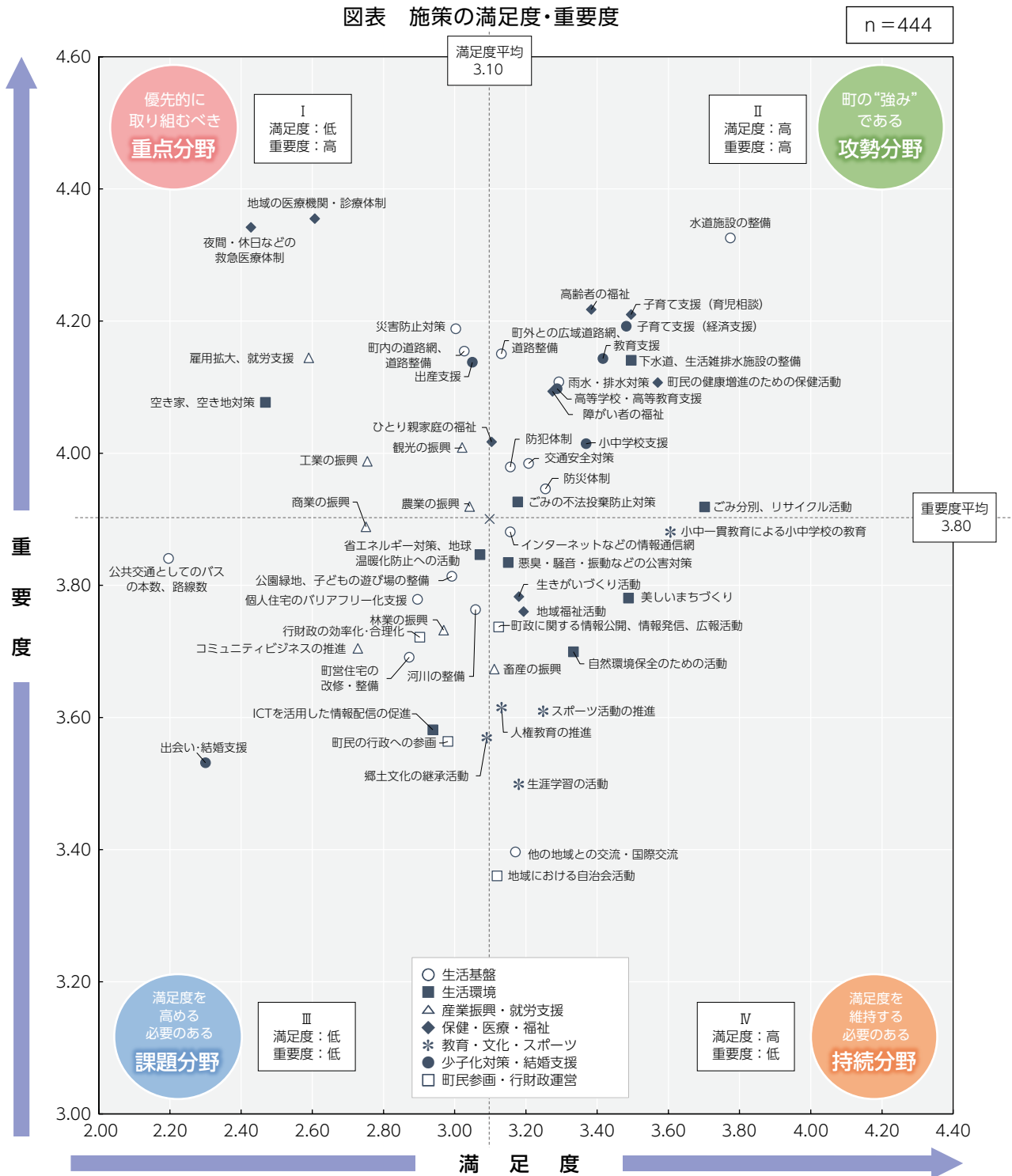


図表 「あまりそう思う思わない」、「まったくそう思わない」(上位10項目)



(5) 施策の満足度・重要度

◎ 町が優先的に取り組むべき分野(図表左上)として、「農業の振興」、「工業の振興」、「観光の振興」、「雇用拡大、就労支援」といった産業振興・就労支援に関連する取り組みが多くみられます。また、「地域の医療機関・診療体制」、「夜間・休日などの救急医療体制」といった医療に関する取り組みは特に重要度の高い取り組みとなっています。



4 前期基本計画(令和3年度～7年度)の振り返り

◎全体的な達成状況と総括

前期の施策評価では、インフラ整備や産業振興の一部で高い達成率を記録しました。しかし、少子高齢化の影響を直接受ける分野では、目標値に届かない項目もみられました。

これらの結果を踏まえ、後期基本計画では「成果が出ているインフラ整備」は維持しつつ、「健康・教育・若者の定住」といった、ひとの幸福感に直結する分野へより重点的に資源を投入していくことが求められます。

基本目標 1 健やかに自分らしく生きるまち

特定健診受診率は36.5%(目標達成率73%)と、健康意識の向上が引き続き課題です。一方で、居場所づくりへの参加者数は目標を上回り、地域での支え合いの基盤は強化されています。

基本目標 2 豊かな心と未来を育む人づくりのまち

スポーツ施設の利用者数は目標を達成(101.9%)しましたが、児童生徒の「学習への意欲」は44.0%(目標達成率73.3%)に留まっており、主体的な学びを支える教育環境の充実が求められています。

基本目標 3 にぎわい・活気を興すまち

農業産出額(達成率167.3%)や製造品出荷額は順調に推移し、町の「稼ぐ力」は維持されています。一方で、高校統合等の影響を受けた地元就職者数(達成率47.5%)の確保が課題となっています。

基本目標 4 自然とともにこれからも暮らし続けたいまち

橋りょうや道路の計画的な修繕は目標値を大幅に上回る水準で進みました。空き家バンクの活用も目標を超えて推移(122.5%)しており、住環境の維持に向けた取り組みが加速しています。

基本目標 5 とともに明日を築くまち

実質公債費比率は目標を大きく上回る改善(達成率133.9%)を見せ、健全な財政運営が維持されています。今後は、婚姻率の低下(20.3%)や地域活性化事業の活用不足への対策が、後期の重要な焦点となります。

5 時代認識と本町に求められる取り組みの整理

本町を取り巻く環境は、社会経済の動向や時代の変化とともに刻々と変化し、不確実で将来の予想が難しい状況の中、変化に柔軟に対応し、町民と行政が協働・連携したまちづくりを推進していく必要があります。

そこで、今後のまちづくりを進めるにあたっては、本町を取り巻く時代認識から、新たな「まちづくり」に求められる視点を整理します。

(1) 人口減少社会の進行(地域力の低下)

社会の動向

- 人口減少の進行による労働力人口の減少や経済規模の縮小、社会保障費の増大
- 地域社会では、担い手不足だけでなく、地域の活力や支え合い機能の低下
- 人口構造や世帯構造の変化がもたらす、*ダブルケアや*ヤングケアラー等の課題に対し、地域全体で取り組んでいく必要性



* ダブルケア:子育てと親や親族の介護が同時期に発生すること。

* ヤングケアラー:本来大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子どもや若者のこと。

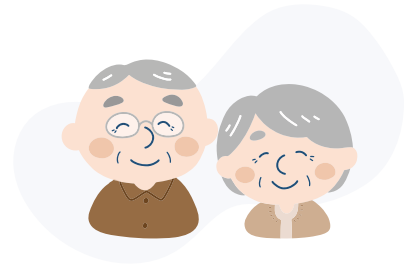
本町に求められる取り組み

- 国立社会保障・人口問題研究所による本町の将来人口の見通し(令和5年(2023)12月推計公表)では、令和22年(2040)に約2,790人となることを見込まれおり、様々な分野で引き続き人口減少を抑制する取り組みが必要です。
- 人口構造や世帯構造の変化がもたらす諸課題に対応するために、**地域コミュニティの活力維持に加え**、多様な世代や人材がともに行動する多世代共創の地域づくりが促進され、豊かな地域社会を築いていくことが求められます。

(2) 長寿社会・人生100年時代の到来

社会の動向

- 人口減少と同時に超高齢社会を迎え、支援を要する町民を支える担い手や増大する医療・介護費等への対応
- 今後の「人生100年時代」の到来に向けた世代を問わず、地域で活躍できる機会や場の形成



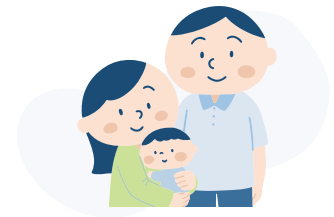
本町に求められる取り組み

- 65歳以上の方々が、仕事や趣味、地域等での機会や場の創出とともに、多世代交流等を通じて活躍できるよう取り組む必要があります。
- 健康寿命の延伸は、増大する医療・介護費等の抑制にもつながります。地域で自立した生活を続けるために、介護予防や孤立化の防止、終活や看取りなど、生涯を通じたきめ細かな支援が求められます。

(3)子育て世帯と選択できる社会の実現

社会の動向

- 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)をはじめ、働き方や育児不安等の軽減など、子育て家庭が子どもを産み育てる選択ができる環境づくり
- 国の「こども家庭庁」の創設と子どもの最善の利益を第一に考えた取り組みの強化



本町に求められる取り組み

- 結婚、出産、子育ての不安をなくし、安心して生活することができるよう、切れ目のない子育て支援の充実を図り、多様化する暮らし方、働き方に対応し、子育て家庭が、様々な働き方や暮らし方を選択できる支援が必要となります。
- 子どもの健やかな成長とともに、その過程において、**地域への愛着の醸成**、社会感覚を身につけるなど、未来を担う人材として子どもを育成する環境づくりが必要となります。

(4)多様性の受け入れ・地域共生社会の形成

社会の動向

- 国籍・地域や民族、性別(LGBTQ等の性的指向・性自認)、障がいの有無等による違いを認め合う社会の形成
- 地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながる「地域共生社会」の実現



本町に求められる取り組み

- 多様性を受け入れ、町民一人ひとりが、個性と能力を発揮できるよう、互いを認め合い、**孤立や疎外を感じる事のない**地域づくりが求められています。
- 多様な個性を受け入れる環境は、新たな交流にもつながることから、多世代交流の視点に立った地域づくりを通じて、様々な交流・つながりを創出していくことが、今後さらに重要となります。

(5) デジタル社会への対応

社会の動向

- 近年の情報通信技術 (ICT) の進展と社会・経済の活動や人々の暮らしの変化
- 情報セキュリティの確保や世代間格差、プライバシーなどの新たな課題の発生



本町に求められる取り組み

- 本町においても、行政手続きのデジタル化だけでなく、産業や生活分野において積極的なデジタル技術の活用を推進し、誰もが快適で活力に満ちた質の高い生活を送ることができるよう取り組む必要があります。
- 世代を問わず高度な情報社会に適した情報通信技術 (ICT) の恩恵を受けられる環境を整備し、「誰一人取り残さない」デジタル化を実現するために、情報格差の解消等、利用者をきめ細やかにサポートできる体制の構築が求められます。

(6) 産業構造・地域経済環境の変化

社会の動向

- 多様化する市場ニーズなどの変化に対応した付加価値の創造や生産性の向上、「*Society5.0」を背景とした新たな事業の拡大や事業活動の再構築等
- アフターコロナ後の観光需要やビジネス等での人々の新たな交流機会の広がり、地域性を前面に出した商品や体験による“コト消費”等



* Society5.0: サイバー空間 (仮想空間) とフィジカル空間 (現実空間) を高度に融合させ、経済発展と社会的課題の解決を両立する新たな未来社会のこと。

本町に求められる取り組み

- 本町においても、多くの産業分野で就業人口の減少、担い手や後継者の育成といった労働力の確保が急務となっており、地域特性を生かした産業振興や生産性の向上等、産業基盤の強化が引き続き重要となっています。
- 地域経済の活性化やにぎわいの創出に向けては、観光客や移住希望者を引き寄せる取り組みや、外部人材の活用、官民連携など、新たなつながりを通じて、地域に新たな活力を創発していくことが求められます。

(7) 国土強靱化・安全安心に対する関心の高まり

社会の動向

- 近年の台風や集中豪雨、大規模地震など、人々の自然災害に対する安全意識の高まり
- 消費生活におけるトラブル、インターネットを介した犯罪、高齢者ドライバーによる事故の増加等に対する不安



本町に求められる取り組み

- 近年国内で発生した様々な災害時の教訓を生かし、本町で想定されるリスクに対して被害を最小化するとともに、早期復興を可能とするための減災対策、強靱化に向けた取り組みが引き続き求められます。
- 町民の安全・安心な暮らしを確保していくためにも、行政による取り組みに加え、自らの安全を自らが守るための取り組みや地域全体で見守り、支え合う地域づくりに取り組む必要があります。

(8) 脱炭素・循環型社会への挑戦**社会の動向**

- 「地域で考え、地球規模で行動する(Think locally, Act globally)」という視点に立ち、一人ひとりが環境に配慮した暮らし方等について考え、行動することが重要

**本町に求められる取り組み**

- 本町では、令和32年(2050)までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにする脱炭素社会の実現に向け、取り組みを進めていく「ゼロカーボンシティ宣言」を表明しました。この地球規模の目標実現に向け、町民や事業者等と共に推進していく必要があります。

(9) 不確実で将来予測の難しい時代、持続可能な社会への対応**社会の動向**

- 世界的な金融引締めに伴う影響、円安の急激な進行、国際情勢による物価上昇等、先行きが不透明な時代の到来
- 平成27年(2015)9月の国連サミットで採択された持続可能な開発目標(SDGs)による「誰一人取り残さない」取り組みの進行

**本町に求められる取り組み**

- 今後のまちづくりや行財政運営にあたっては、こうした時代の様々な変容に対応できるよう、スピード感を持って取り組むことが重要となるほか、柔軟で効率的な組織体制を整えるなど、地域にとって最適な施策を展開する必要があります。
- まちづくりにおいても持続可能な開発目標(SDGs)の理念、その方向性を踏まえた取り組みが求められており、本計画をはじめ、各種行政計画においてSDGsの開発目標との関係を整理することにより、課題整理及び解決の加速化を図ることが期待されています。

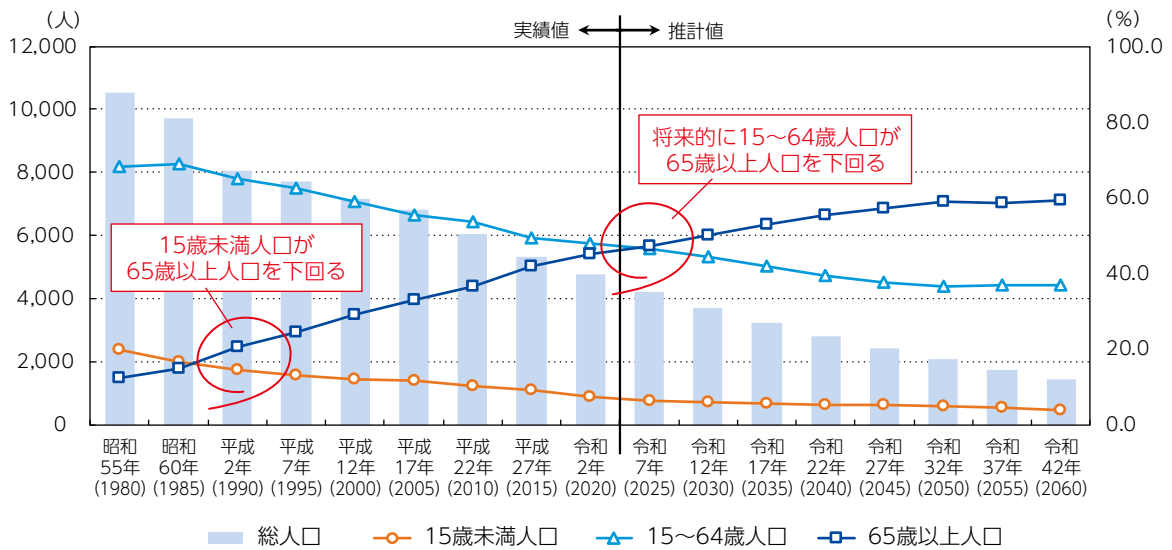
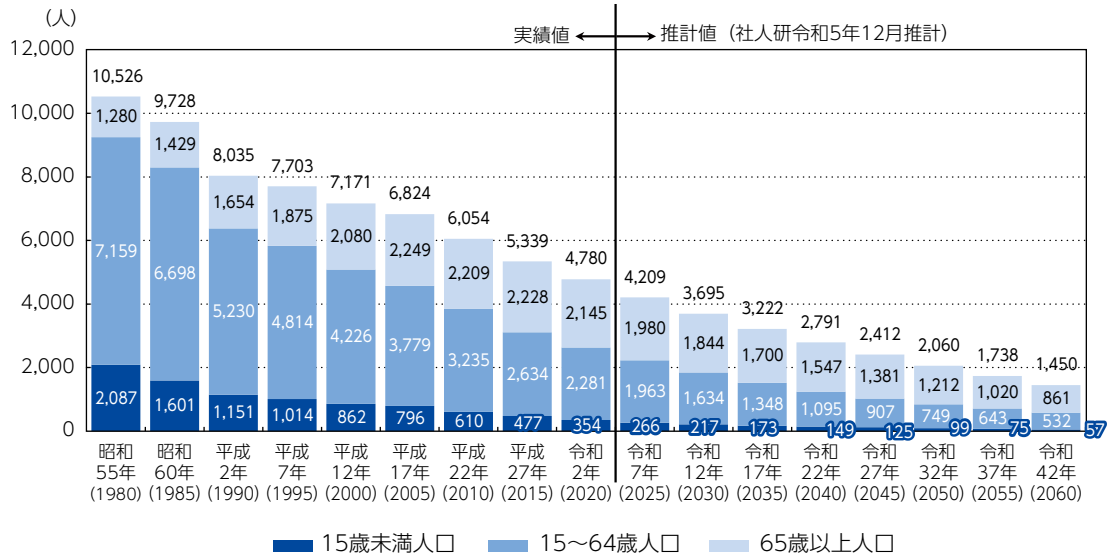
第3章 まちづくりのフレーム

1 人口推移の検証

(1) 総人口・世帯数の推移

国や県では、これから人口減少が進むものと予想しています。国勢調査及び令和5年12月の国立社会保障人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」準拠(以下、「社人研準拠推計」とする)による人口推移をみると、本町の総人口は減少推移が続き、昭和60年(1985)に10,000人、令和2年(2020)には5,000人を下回り、令和7年(2025)以降も減少が続く見込みとなっています。

図表 社人研準拠による人口の推移
(昭和55年(1980)～令和42年(2060))

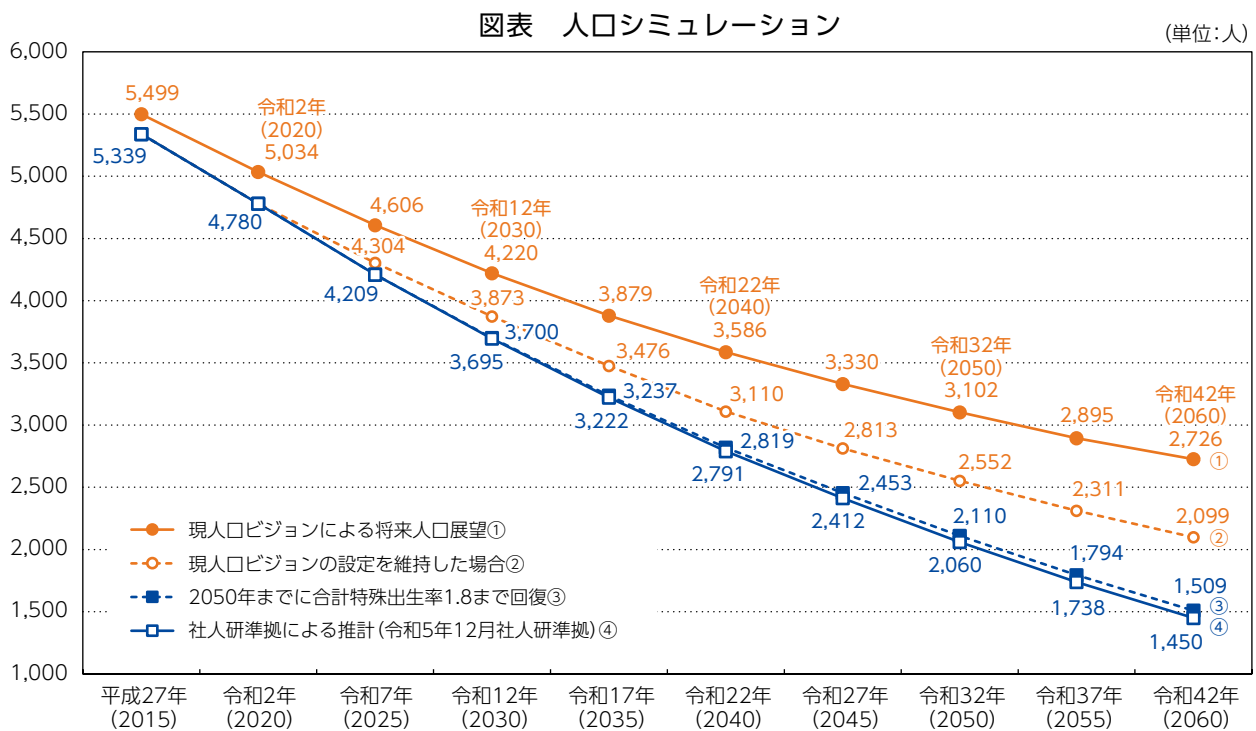


資料：国勢調査・国立社会保障人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」準拠

社人研準拠推計での生残率、純社会移動率をもとに、現在の人口ビジョンの目標人口(①)と比較すると、令和42年(2060)には約1,280人、目標人口を下回る見込みです。

また、現在の人口推移から人口ビジョンと同様の設定(推計の設定条件を維持)した場合(②)、現在の人口ビジョンの目標人口よりも令和42年(2060)年では約630人減少する見込みであり、人口減少が加速している現状がみられます。

引き続き、そのため、安心して子どもを生み育てることができる環境の整備や、生活環境の整備、雇用の場と就業機会の拡大、定住促進など、様々な施策に積極的に取り組むことによって、中学・高校卒業後に町外へ流出する若い世代のAターンや子育て家庭の希望する出生数1.8を確保するなど、著しい人口の減少に歯止めをかけていく必要があります。



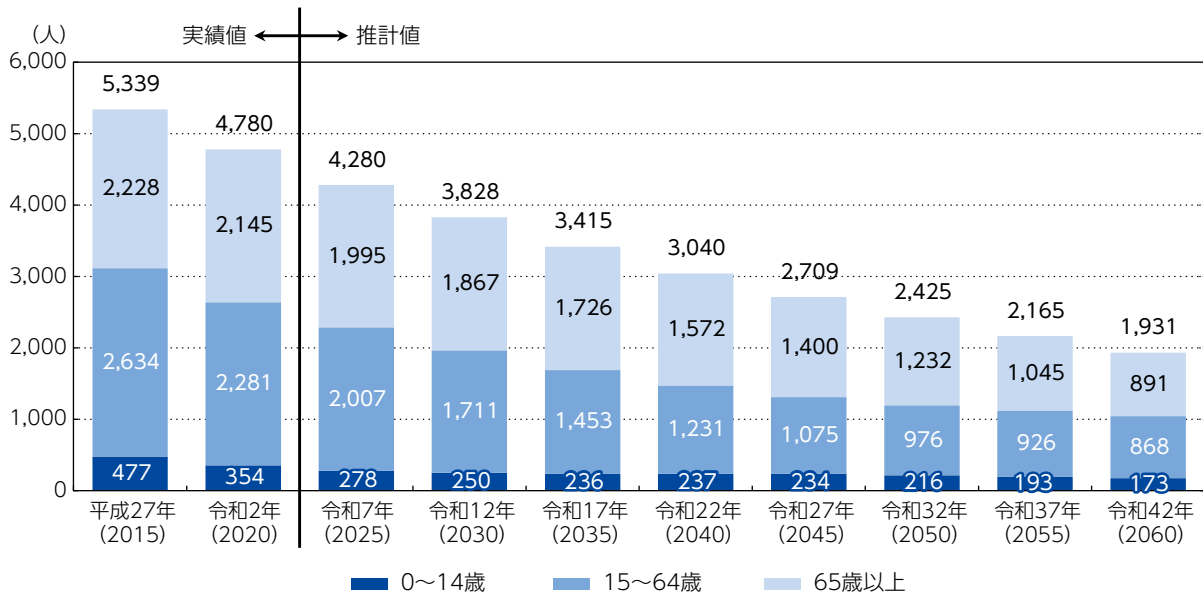
資料: 国勢調査・国立社会保障人口問題研究所の「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」をもとに作成

2 将来目標人口

人口減少社会に対応する体制や環境を整えるためには、人口減少の推移を緩やかにするとともに、人口構成を維持していくことが課題であります。

シミュレーションの結果から、令和42年(2060)にめざすべき将来目標人口を、総人口1,900人とします。

図表 将来目標人口
(平成27年(2015)～令和42年(2060))



	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年	2045年	2050年	2055年	2060年
0～14歳	477	354	278	250	236	237	234	216	193	173
15～64歳	2,634	2,281	2,007	1,711	1,453	1,231	1,075	976	926	868
65歳以上	2,228	2,145	1,995	1,867	1,726	1,572	1,400	1,232	1,045	891
総数	5,339	4,780	4,280	3,828	3,415	3,040	2,709	2,425	2,165	1,931

※年齢不詳の存在により、年齢3区分の人口を足し合わせても総人口に一致しない場合があります。

図表 本町独自による人口推計の設定条件

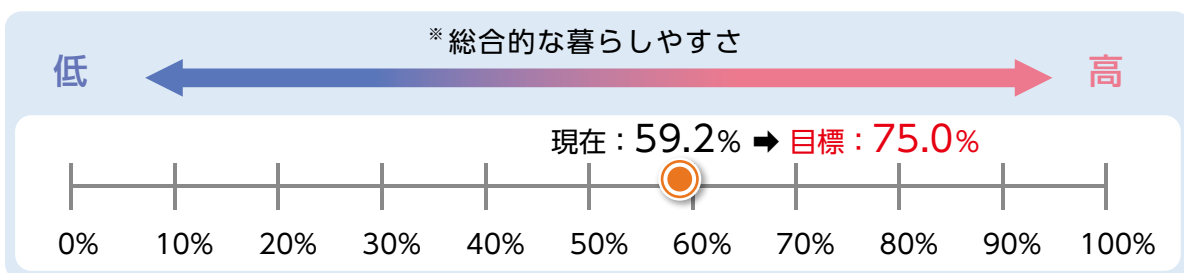
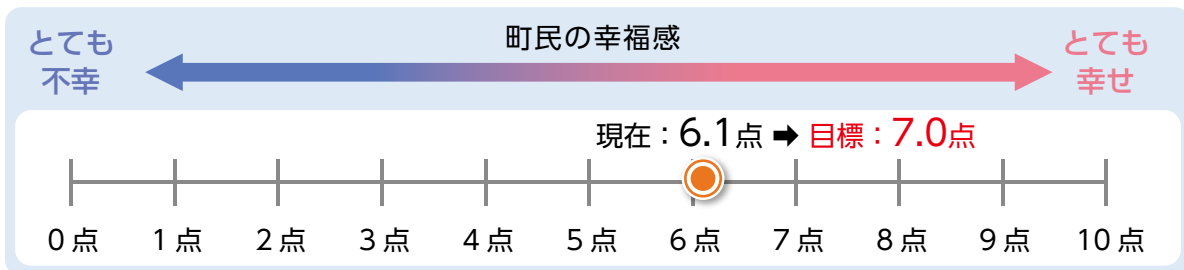
推計シミュレーション	設定条件
2060年の将来目標人口 1,900人を維持する場合 設定による総人口 2040年：3,040人 2060年：1,931人	<ul style="list-style-type: none"> 合計特殊出生率 令和27年(2045)に1.83を達成し、以降も1.83を維持 生残率 国の仮定する数値 純社会移動率 令和2年(2020)～令和27年(2045)にかけて、純移動率をおおむね1/2ずつ縮小させ、令和27年(2045)以降は、転入、転出が均衡し人口移動がないものと仮定

資料：国勢調査・国立社会保障人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口(令和5年推計)」をもとに作成

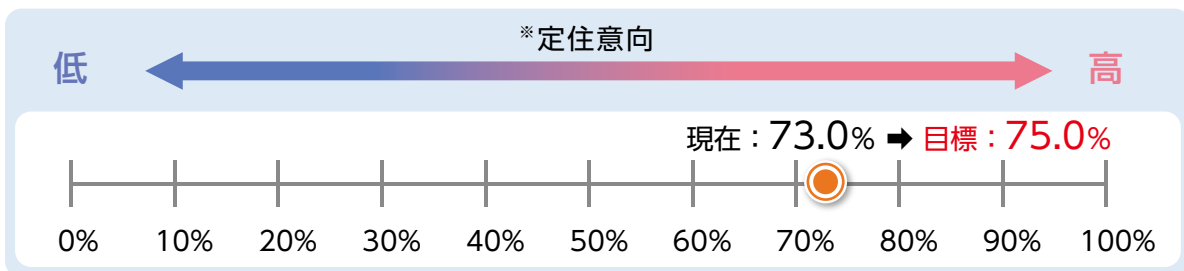
3 町民の幸福感・暮らしやすさ指標

新たなまちづくりの達成度を測るための“ものさし”として、まちづくりの基本指標を次のとおり設定します。

図表 まちづくり基本指標



※「暮らしやすい」、「どちらかといえば暮らしやすい」と回答した方の割合



※「ずっと住むつもりである」、「当分転居するつもりはない」と回答した方の割合

第2部

後期基本計画



第2部

後期基本計画

後期基本計画について

1 基本計画の目的と計画期間

(1) 基本計画の目的

基本計画は、基本構想に掲げられた将来都市像の実現に向けて、施策の基本方針を具体的に推進するため、必要な個々の施策・事業の内容を体系的に示すものです。

また、今後町民と共にまちづくりを進めるために、基本計画では施策ごとに町民と共にめざす視点で「めざす姿」「協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)」を明示します。

また、小坂町後期基本計画の施策の方向性を踏襲しつつ、新たな地方創生2.0の考え方を取り入れ、「まち・ひと・しごと創生法」第10条の規定に基づく「地方版総合戦略」として策定します。

なお、戦略に掲げる取り組みは「重点プロジェクト」に位置づけ、地方創生に取り組むための戦略目標や施策の基本的方向、具体的な取り組みを、基本計画に定める基本目標の枠を超えて横断的に推進することとします。

(2) 計画期間

計画期間は、令和8年度～令和12年度の5年間の計画とします。

2 施策体系

施策体系は、5つの基本目標を柱とした27の施策を展開します。

戦略に掲げる取り組みは「重点プロジェクト」に位置づけ、基本計画に定める基本目標の枠を超えて横断的に推進します。



3 SDGsによる取り組みとの一体的な推進について

SDGs(Sustainable Development Goals)は、地球上の「誰一人取り残さない」社会の実現をめざし、平成27年(2015)9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された平成28年(2016)から令和12年(2030)までの国際目標です。

SDGsの目標(ゴール)は、世界共通の目標であり、地方自治体の掲げる目標とは規模が異なりますが、めざすべき方向性は同じものと考えられるため、国内外の新たな社会潮流として、「持続可能な開発目標(SDGs)」の考えを関連付けることで、総合発展計画、SDGsを一体的に推進します。

そこで、基本計画における各施策・事務事業の推進にあたっては、SDGsとの関連がわかるように対応するゴール(目標)を各施策に表記し、行政、民間事業者、町民等の多様な主体と連携した持続可能で、より強靱な取り組みを進めます。



なお、SDGsは、令和12年(2030)までの国際目標ですが、それ以降の“ポストSDGs”に向けて、一人ひとりのウェルビーイングの向上につながるよう多様な主体が垣根を超え、協創力を発揮していくことで、次世代につなぐ地域社会の土台を築いています。

重点プロジェクト(まち・ひと・しごと創生総合戦略)

1 総合戦略の策定主旨

重点プロジェクト(まち・ひと・しごと創生総合戦略)は、本町が直面する急速な人口減少、高齢化、及び高校閉校に伴う若年層流出という構造的な課題に正面から対応しつつ、町の持つ歴史的・文化的資産と豊かな自然という強みを最大限に生かし、「持続可能な共生社会」を実現するための指針として策定するものです。

本計画期間では、特に人口減少、高齢化、交通の不便さといった深刻な課題に直面する中で、持続可能な地域社会を築くため、生活機能を中心部に集約するコンパクトシティ化に向けた整備を戦略の柱として推進します。

2 地方創生2.0の「基本的な考え方」

国が示す地方創生2.0基本構想では、次の「政策の5本柱」を中心に展開されています。そこで、本町の直面する課題や強みを統合し、本町の戦略的位置づけを次のとおり整理します。

地方創生2.0の政策の5本柱	小坂町の戦略的位置づけ
安心して働き、暮らせる 地方の生活環境の創生	<ul style="list-style-type: none"> ●コンパクトなまちづくりを最優先で推進し、福祉機能の集約、高齢者向け住宅の整備、子育て支援、雪国での暮らしやすさの確保に取り組みます。
稼ぐ力を高め、付加価値創出型の 新しい地方経済の創生	<ul style="list-style-type: none"> ●地域における産業間の連携を町内の産業活性化につなげるとともに、地域資源を活用した高付加価値な観光業や新産業の創出をめざし、「稼ぐ力」を強化します。 ●脱炭素社会の実現に向けてGX(グリーン・トランスフォーメーション)の推進を図ります。
人や企業の地方分散	<ul style="list-style-type: none"> ●町内企業の従業員寮整備による定住人口の増加を図るとともに、観光や国際交流を通じて交流・関係人口の拡大をめざし、若年層流出の波に対処します。
新時代のインフラ整備とAI・ デジタルなどの新技術の徹底活用	<ul style="list-style-type: none"> ●ICTを活用した交通環境の検討など、デジタル技術を活用し、様々な地域課題の解決を図ります。 ●行政サービスのDX推進とともに、情報格差のない地域社会の実現をめざします。
広域リージョン連携	<ul style="list-style-type: none"> ●町民、事業者、行政が同じ問題意識を持ち、協働(共助)による地域愛着の醸成と課題解決を推進します。 ●広域行政組合との連携強化による効率化にも引き続き取り組みます。

3 戦略目標に基づく地域ビジョンの構築

本町がめざすまちづくりの将来像は「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」です。

そこで本戦略では、本町に暮らす町民が暮らしに“健やかで安心”を感じられ、豊かな自然と共に紡いできた歴史、文化、産業という“風土を活用”することで、国内外の多くの人々が「これからも住み続けたい、訪れたい、関わりたい」と思える“交流の好循環”を促します。

また、デジタル技術・グリーンエネルギーといった新たな“テクノロジーの力”を取り入れながら、町民や多様な主体との“共助の力”とともに、本町の未来につながる持続可能な共生社会の実現をめざします。

そこで、次の5つの視点を戦略的な柱(戦略目標)とします。

戦略目標1 “健やかで安心”⇒誰もがいきいきと暮らす環境づくり

誰もが安心して心身ともに健やかに暮らせるよう、妊娠期から子育て期まで小坂町こども家庭センターを中心とした切れ目のない支援体制を維持・強化します。同時に、人口減少社会に適応するため、福祉施設や高齢者住宅の整備を通じて、生活機能を安全な中心地に集約するコンパクトシティ化を推進し、すべての世代が安心を実感できる生活環境を構築します。

また、子どもたちが町の歴史や文化を学習し、地域の未来を考える教育を推進することで、未来の小坂町を担う人材を育みます。

戦略目標2 “風土を活用”⇒高付加価値な産業と持続的な経済の創造

本町の歴史に連綿と受け継がれてきた鉱山・製錬技術や、豊富な森林資源といった「風土」を最大限に活用し、地域の「稼ぐ力」を高めます。

特に、国が推進する脱炭素社会の実現(GX)、特産品の高付加価値化を通じて、地域産業の「躍動・成長」を支えます。

戦略目標3 “交流の好循環”⇒関係人口を核としたにぎわいと人の流れの創出

若年層の定住・Uターンを促進するため、周辺自治体との広域的な連携や町内企業の従業員寮整備と連動し、夜間人口や定住人口への転換を促します。

さらに、町の魅力である近代化産業遺産群と十和田湖を一体的に結びつけた滞在型観光の推進を図るとともに、「まだ知らない日本」を求める外国人観光客などの多様なニーズに応えることなどで、交流・関係人口の拡大を図り、「これからも住み続けたい、訪れたい、関わりたい」と思えるまちを築きます。

戦略目標4 “テクノロジーの力”⇒ 新技術で暮らしを豊かにする地域づくり

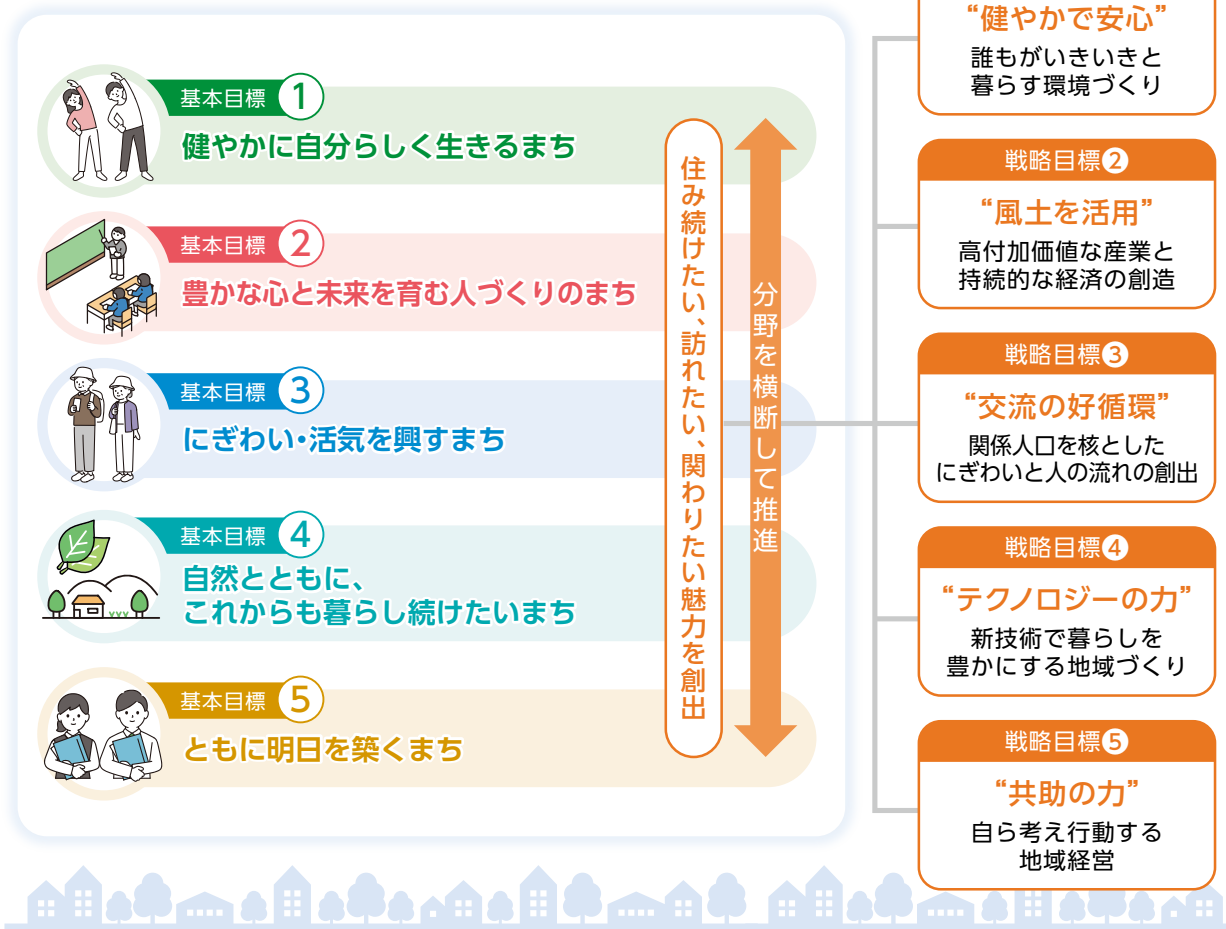
高齢化と交通の不便さという深刻な地域課題に対し、利用者の意見を踏まえつつ、持続可能な移動手段を確保するため、ICTを活用したオンデマンド交通の運行実験を検討するなど、利便性の向上を図ります。

また、行政事務の効率化(自治体DX)や、高齢者などの情報格差(デジタルデバイド)解消に向けた学習機会の提供やデジタルサポーターの育成にも注力し、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会」をめざします。

戦略目標5 “共助の力”⇒ 自ら考え行動する地域経営

人口減少社会に適応するため、限りある財源、人材のほか、除雪などの負担、災害への備えといった地域課題の解決には、町民、事業者、行政が同じ問題意識を持ち、「協働」(共助)が不可欠です。そこで町民一人ひとりが「自ら考え行動する」地域社会を築き、町民と共に「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」をめざします。

図表 戦略目標に基づく地域ビジョンの構築



4 戦略の展開と取り組みの方向性

戦略目標 1

誰もがいきいきと暮らす環境づくり

基本的方向

“健やかで安心”

急速な人口減少と高齢化に対応するため、妊娠期から子育て期にかけて切れ目のない支援体制を維持・強化し、結婚や出産を希望する若者が経済的な不安を抱くことのないよう支援します。

また、生活に必要な福祉機能を中心に集約する「コンパクトなまちづくり」を推進し、誰もが安心して暮らせる生活環境を構築します。

教育においては、子どもたちが町の未来を担う人材として育つよう、地域愛着の醸成を核とした必要な取り組みを進めます。

重要業績評価指標 (KPI)

No	指 標 名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	社会増減	人減	39	25
2	婚姻率(人口千人に対する婚姻件数の割合)	件	0.67	2.5
3	出生数	件	9	11
4	子育て支援に満足している町民の割合 (満足している・比較的満足している)	%	34.4	50.0
5	あきた結婚支援センターの登録料助成件数 (累計)	件	11	23
6	結婚新生活応援事業の助成件数(累計)	件	7	18

実施施策と事業メニュー

■ 施策① 結婚・出産に向けた環境の充実と医療支援

(関連施策: 施策1-4・1-6・5-2・5-4)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> 出生から高校生までの医療費無償化を行うほか、妊婦や障がい者、高齢者への医療費助成を行うなど、子育ての希望をかなえ、町民の健康を守る経済的支援を行います。 	子どもへの医療費助成 (継続) 妊産婦への医療費助成 (継続)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ●子育ての希望をかなえる経済的支援として、すべての児童を対象とした保育料無償化を図るほか、在宅で子育てする世帯への経済的支援を実施します。 	すこやか子育て支援事業 (継続) 在宅育児支援事業 (継続)
<ul style="list-style-type: none"> ●結婚を希望する独身者の出会い・交流の促進のため、あきた結婚支援センターへの登録に対しての助成や定住自立圏の圏域市町村と連携したイベント開催、結婚に伴うスタートアップ経費である住居費用等に対する助成を行い、誰もが結婚に希望を保持する社会づくりの推進に努めます。 	結婚活動支援事業 (継続) 結婚新生活支援事業 (継続)

施策② 子育て支援とコンパクトな福祉機能の充実

(関連施策: 施策1-2・1-4・1-5)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ●町内で障がい児等の保育及びサポート保育を行う保育所に対する補助を継続し、早期支援体制の充実を図ります。 	障害児保育事業 (継続)
<ul style="list-style-type: none"> ●病児、病後児保育やこども誰でも通園制度の実施など保育環境保存について、保育施設や関係機関と協議のうえ、適切な整備を図ります。 	保育サポート事業 (継続)
<ul style="list-style-type: none"> ●高齢者が自立した生活を送れるよう、安全・利便に配慮したシルバーハウジングを整備し、在宅・施設サービスの集約化を図ります。 	中央地区福祉エリアの整備(新規)

施策③ 子どもの成長を支える教育・体制づくり

(関連施策: 施策2-1)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ●中学校に外国語指導助手を配置し、小学校1年生から中学校3年生までネイティブによる外国語活動・英語授業を実施します。国際交流員等や日本語学校生徒との交流を通じて、国際理解教育の推進及びグローバルな人材育成を図ります。 	外国語指導助手招致事業 (継続)
<ul style="list-style-type: none"> ●町立学校において、授業で使用する教材費、学校給食費及び遠距離通学者の通学費について助成することで、保護者の経済的負担を軽減します。 	教材費等助成事業 (継続) 教育助成事業(継続)
<ul style="list-style-type: none"> ●経済的理由で修学が困難な者に対する奨学資金貸与及び町内に定住して奨学金を返還する者に対する返還助成を行うなど、経済的負担軽減を図ることで、すべての子どもが希望する高等学校等で安心して勉学に集中できる環境づくりに寄与します。 	奨学資金貸付事業 (継続)
<ul style="list-style-type: none"> ●学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を通じ、地域学校協働本部等と学校活動について連携しながら、地域の人的、物的資源を積極的に学校教育に生かしていきます。 	教育総務事務事業 (継続)

戦略目標 2

高付加価値な産業と持続的な経済の創造

基本的方向

“風土を活用”

働く場がないという若年層の不満を解消するため、企業誘致や創業支援を強化します。

また、町の基幹産業(農林業、リサイクル産業)の競争力を強化し、地域資源を最大限に活用した高付加価値型の産業(GX関連含む)を創出することで、地域の「稼ぐ力」を高めます。

重要業績評価指標(KPI)

No	指 標 名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	小坂町商業店舗リフォーム助成件数(累計)	件	3	7
2	町内企業への就職者数	人	29	30
3	産業振興促進事業の助成件数(累計)	件	0	1
4	農業出荷額	億円	43.5	44.5
5	担い手への農地集積率	%	66.13	76
6	小坂町産ワイン出荷本数	本	29,756	32,000
7	ブドウ作付面積	a	729	750

実施施策と事業メニュー

■ 施策① 働く場の創出と企業誘致

(関連施策: 施策3-4)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 本町の持つ特性や強みを生かせる分野において、企業と共につくりあげる共創型プロジェクトを検討し、町民をはじめとする町内の多様な主体と企業が一緒に価値を創造する新たな視点から企業誘致を検討します。 ● 国、県の開催する企業懇談会等に参加し、新産業の創出や異分野に取り組む事業所、新規誘致企業等との情報交換、サテライトオフィスのテレワーク環境を生かした企業等の誘致促進を図ります。 	テレワーク推進事業 (継続)
<ul style="list-style-type: none"> ● 新規創業や新分野への事業拡大を計画する法人・個人に対し、小坂町創業チャレンジ支援事業による初期投資経費等の支援するほか、従業員等が事業に必要な資格取得について支援を図ります。 	起業創業チャレンジ支援事業 (継続) 資格取得支援事業 (継続)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ● リモートワークや地元高校生向けの職業体験・地域企業とのマッチング・地元就職支援を強化し、若者の地元定着を促進します。 	町内企業情報の効果的な提供 (継続)
<ul style="list-style-type: none"> ● 小坂町産業振興会等との情報交換による産業振興や異業種連携の促進、AI・デジタルなどの新技術の活用の支援などにより、地域企業の成長や新規事業の立ち上げを後押しすることで、安心して暮らせる雇用機会と雇用環境を確保します。 	産業振興促進事業 (継続)

■ 施策② 地域産業の振興と高付加価値化

(関連施策: 施策3-3)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 新しい産業や新技術の情報を積極的に取得し、企業誘致の可能性について検討します。 	産業振興促進事業 (継続)
<ul style="list-style-type: none"> ● 本町の培ってきた鉱山の歴史や環境リサイクル産業を、まちづくりと一体感のある産業として発信する産業観光の充実に向けて、小坂町観光案内人協議会やあきたエコタウンセンター等の団体と連携し、観光振興と一体的な取り組みを推進し、滞在型観光の推進や企業研修、教育旅行の受け入れを強化し、観光振興を図ります。 	地域観光魅力向上事業 (新規) 教育旅行誘致事業 (継続) (仮称) 企業研修受入事業(新規)

■ 施策③ 農林畜水産業の競争力強化と担い手育成

(関連施策: 施策3-1)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 農地集約と農業のスマート化を推進し、人材の育成・確保を図ります。 ● 収入保険への加入を推進し、災害による収入減少のリスクから経営を守ります。 	新規就農担い手育成 (継続) 畑作の振興(拡大) 事業・農地集積対策事業 (継続)
<ul style="list-style-type: none"> ● ワインの増産を目的とし、ブドウ栽培面積を拡大するとともに、地域おこし協力隊制度や国の新規就農制度と連携した担い手育成を推進します。 	ブドウ栽培の振興 (継続)
<ul style="list-style-type: none"> ● 「十和田湖ひめます」「ブドウ」「はちみつ」などの特産品を小坂町のブランドとして育て上げ、全国に広めるための支援を行います。 	農林水産物ブランド化の推進(継続)

戦略目標 3

関係人口を核としたにぎわいと人の流れの創出

基本的方向

“交流の好循環”

本町の持つ歴史的・自然的資源に磨きをかけ、県内外に広くPRします。

また、町内企業寮の整備と連携し、昼間人口の定住を促すことで、夜間のにぎわいや活力を回復させます。

さらに、関係人口の創出・拡大を図ることで、町内外から町を支え、応援してくれる関係性を築きます。

重要業績評価指標(KPI)

No	指 標 名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	町内観光入込客数	人	879,458	924,319
2	町内宿泊者数	人	53,000	55,650
3	明治百年通り観光客入込数	人	127,555	134,061
4	十和田湖観光客入込数	人	666,763	700,774
5	外国人観光客数(外国人の宿泊者数)	人	5,662	6,550
6	空き家バンクの登録件数(累計)	件	49	77
7	移住者数(小坂町相談窓口の取り扱い)	人	6	16

実施施策と事業メニュー

■施策① まちの魅力の創造と高付加価値観光の推進

(関連施策: 施策3-1・3-2)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ●観光資源となる近代化産業遺産や十和田湖を活用しながら、町の文化を体験できる体制を構築し、交流人口の増加を図ります。 ●原料となるブドウ栽培から醸造に至るまで町内で行われるワインは特徴的な資源であり、地域経済への波及効果、地域への観光客誘引効果が期待されることから、増産体制を構築するための施策を推進します。 	グリーンツーリズム推進事業(拡大)
<ul style="list-style-type: none"> ●町の提供能力に合わせた受入体制の再構築、旅行関連事業者との連携強化を図り、歴史的背景や知識欲を満たすような付加価値の高いツアーや体験メニューの提供により、近代化産業遺産群のブランディング力の向上を図ります。 	(再掲) 地域観光魅力向上事業(新規)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ●道の駅十和田湖を核とした新たなイベント事業の展開など、十和田湖エリアにおける一体感の醸成につなげるコンテンツを創出します。 ●十和田湖地区における住民の暮らしやなりわいの持続的な向上を図るため、地域協働実施体制の構築を進め、地域課題の解決や新たな価値創出を担う地域主体の取り組みを支援します。 	<p>(仮称)十和田湖地域誘客促進事業(新規)</p> <p>(仮称)十和田湖地区くらし・なりわい持続性向上事業(新規)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●近隣市町村や各種団体、国や県と行ったスケールメリットを生かすためICT導入推進、地域連携DMOとの連携による広域的エリアによる受入体制の強化を促進します。 	<p>地域連携DMO事業(継続)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●定住自立圏や地域連携DMOなどとの、地域間連携による観光ルートの見直しや再構築、地域特性やスケールメリットを生かした観光推進に取り組むことで、さらなる交流人口の拡大に向け誘客を促進します。 	<p>定住自立圏事業(継続)</p> <p>(再掲)地域連携DMO事業(継続)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●暮らしと調和した、地域主導による持続可能な観光を、住民の理解・協力を得ることで進めます。 	<p>(仮称)地域による持続可能な観光の推進(新規)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●観光施設の空きスペースを有効活用し、防災や教育など、幅広い分野において利活用できる方法を検討します。 	<p>(仮称)小坂町観光施設活用方法発掘事業(新規)</p>

■施策② 移住・定住の促進と夜間人口の増加

(関連施策：施策4-4)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ●増え続ける空き家の有効活用を図り、移住・定住を促進するため、空き家の取得やリフォームに対する支援を引き続き行うとともに、使用用途を住居だけにこだわらず事業等の拠点に活用できるような支援を行います。 ●移住を検討している方が町の魅力に触れるための移住体験ができる新たな滞在拠点の提供を検討します。 	<p>移住定住促進奨励事業(継続)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●県が行う政策「あきた暮らし」と連携し、Aターンを促進する取り組みを推進し、PR活動を継続的に実施します。 ●相談窓口を設置し、移住定住に関するあらゆる情報を総合的に管理、提供するため、地域おこし協力隊制度を活用した人材の確保や関連企業・団体との連携を強化します。 	<p>移住定住のPR事業(継続)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●空き家・空き地バンクへの登録や利用促進のため、町民及び所有者、購入希望者等へ広く周知を図るとともに、空き家片付け費用の助成を行い、地域の活性化及び定住促進を図ります。 	<p>空き家利活用の推進(継続)</p>
<ul style="list-style-type: none"> ●若い世代のAターン促進のため、子育て情報提供や企業とのマッチングによる就労支援を行います。特に地域社会を下支えする人材確保に向け、農林水産業、医療・福祉等のエッセンシャルワーカーを対象とした支援を強化します。 	<p>移住・就業支援事業(継続)</p>

戦略目標 4

新技術で暮らしを豊かにする地域づくり

基本的方向

“テクノロジーの力”

ICTなどの新技術を積極的に活用し、地域課題(特に交通の利便性)の解決と、行政サービスの効率化・質の向上を図ります。

また、国が推進するGX(グリーン・トランスフォーメーション)と連携し、脱炭素社会の実現を通じて地域の魅力向上をめざします。

重要業績評価指標(KPI)

No	指 標 名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	行かない窓口の取り組み (行政手続きをオンライン化した事務)	件	0	7
2	書かない窓口の取り組み (署名等を電子化した手続き)	件	0	30
3	デジタル技術を活用し事務の効率化・利便性の向上を図った業務	件	0	5
4	小坂町公式LINEアカウント登録者数	人	138	1,500

実施施策と事業メニュー

■ 施策① デジタル技術による地域課題の解決

(関連施策: 施策3-1・4-2・5-5)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ICTを活用した新たな移動サービス(*MaaS等)の導入のための運行実験を検討や、ルートの再編、車両の小型化によるきめ細やかな空白地域のカバーを行うための取り組みを検討するなど、日常生活の移動に不安なく、外出しやすい環境づくりに引き続き努めます。 	地域公共交通政策事業 (継続)
<ul style="list-style-type: none"> 農業分野におけるスマート農業の推進や、商工業におけるAI・デジタルなどの新技術の活用を通じ、地域企業の成長や新規事業の立ち上げを後押しします。 	農業新技術導入 (継続)
<ul style="list-style-type: none"> 災害対応におけるデジタル化を通じ、災害状況の迅速な把握や情報提供の手段の充実を図ります。 	防災支援業務の効率化 (新規)

※ MaaS:「Mobility as a Service」の略で、複数の交通手段を最適に組み合わせて、検索、予約、決済等を一括で行えるサービスのこと。

■ 施策② DX推進とデジタルデバインド対策

(関連施策: 施策4-2・5-3・5-5)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ● ICT技術、AI、*RPA等の活用により、庁内外のデジタル化を推進し、行政事務の効率化・省力化を図ります。 	自治体窓口DX導入事業 (新規)
<ul style="list-style-type: none"> ● マイナンバー制度やICTを活用したコンビニでの証明書発行や、*JPQR等を活用したキャッシュレスサービス決裁など、町民の利便性の高いサービスを実施し、行政手続きのオンライン化を推進します。 	(再掲)自治体窓口DX 導入事業(新規)
<ul style="list-style-type: none"> ● スマートフォンやオンライン手続きに関する学習機会を提供し、地域で支え合うデジタルサポーターの育成を推進します。また、デジタル機器利用に関する相談対応や利用支援策を強化し、デジタルデバインド解消に取り組みます。 	人に優しいデジタル社会の 推進(新規) 地域デジタル化人材等 活用事業(新規)

※ RPA:「Robotic Process Automation」の略で、ソフトウェアロボットが人間の代わりにパソコン上で行う定型業務を自動化する仕組みのこと。

※ JPQR:一般社団法人キャッシュレス推進協議会により策定された二次元コード決済の統一規格のこと。

■ 施策③ GX推進と環境への適応

(関連施策: 施策4-1)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ● 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー機器への買い替え、森林施業等を図り、ゼロカーボン実現をめざします。 	脱炭素社会の推進 (新規)

戦略目標 5

自ら考え行動する地域経営

基本的方向

“共助の力”

人口減少社会に適応するため、限りある資源(財力、人口)を有効活用した持続可能な行財政運営をめざします。

また、協働(共助)の考え方に基づき、冬期間の安全確保や災害への備えといった地域課題の解決に、町民、事業者、行政が主体的に取り組めます。

重要業績評価指標(KPI)

No	指 標 名	単位	現状値 (令和6年度)	目標値 (令和12年度)
1	ふるさと納税寄附額	千円	21,493	35,000
2	町内除雪デー参加自治会	団体	11	12
3	あんしん除雪支援事業利用自治会	団体	14	15
4	地域課題の解決・地域活性化に取り組んだ事業数 (累計)	件	3	9
5	地域運営組織の形成数	件	0	1

実施施策と事業メニュー

■施策① 持続可能な行財政運営と広域連携

(関連施策: 施策5-3・5-4)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> 地方創生事業やふるさと納税制度の推進等により自主財源を確保し、財政基盤の強化に努めます。 	ふるさと納税の推進 (拡大)
<ul style="list-style-type: none"> 上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン及び大館圏域定住自立圏共生ビジョンに基づく連携により、生活機能を確保するとともに、圏域における魅力の向上、産業の活性化を図りながら、圏域内への人の流れの創出に努めます。 	定住自立圏事業 (継続)

■施策② 地域コミュニティと共助(雪対策含む)の推進

(関連施策: 施策4-6・5-1)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> 自治会との連携による町内除雪デーを継続して実施するとともに、あんしん除雪支援事業を各自治会へ斡旋し、生活道路及び間口の除排雪の充実を図ります。 	雪対策支援 (継続)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ●地域の課題に対して自治会と行政が情報を共有しながら協働で解決し、また、地域が支え合う自主的な活動を支援するとともに、複数地域によるコミュニティ生活圏の形成をめざします。 	コミュニティ生活圏の形成促進 (継続) 地域づくり交付金 (継続)

■施策③ 災害に強いまちづくりの推進

(関連施策: 施策4-5)

町の取り組み	実施事業
<ul style="list-style-type: none"> ●国の基準や小坂町国土強靱化地域計画、小坂町地域防災計画に基づき、災害用物資・資機材の備蓄をはじめ、防災・減災に必要な取り組みを推進します。 	防災・減災の推進 (新規)
<ul style="list-style-type: none"> ●災害状況を把握し、速やかに対応できるよう、ハザードマップの更新策定を行います。 	ハザードマップの更新策定(新規)
<ul style="list-style-type: none"> ●災害対応におけるデジタル化を通じ、災害状況の迅速な把握や情報提供の手段の充実を図ります。 	(再掲) 防災支援業務の効率化(新規)

[SDGsによる目標]



施策 1 - 1 健康・保健衛生

この施策のめざす姿

- 町民一人ひとりが、健康に関する情報を活用し、生活習慣病の予防に主体的に取り組んでいます。
- 妊娠期から子育て期をはじめ、その後もライフステージに合わせた切れ目のない支援が提供され、誰もが安心して心身ともに健やかに暮らせています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画では、妊産婦健診や産後ケア事業を充実させ、安心して出産・子育てができる環境を支援してきました。また、令和6年(2024)4月には、児童福祉と母子保健の一体的な支援を目的とした小坂町こども家庭センターを設置するなど、切れ目のない支援体制の強化を図っています。
- 各種健診やがん検診では、無料クーポンの発行やWEB予約の導入、対策型胃内視鏡検診の導入等の努力にもかかわらず、受診率が伸び悩んでいることが喫緊の課題として残されており、今後も町民の健康寿命の延伸をめざし、予防と早期発見の取り組みを強化していく必要があります。
- こころの健康づくりでは、啓発活動やボランティア育成を強化してきましたが、近年、20代から30代の若い男性の自殺が続いていることから、若年層から働き盛りの世代に対する啓発を重点的に行う必要があります。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策1-1 健康・保健衛生

1-1-1：生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進

1-1-2：地域における健康づくりの推進

1-1-3：健康づくり事業の充実と健康情報の提供

1-1-4：母子保健事業の推進

1-1-5：健康診査等の充実

1-1-6：感染症予防の推進

1-1-7：自殺対策の推進

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 一人ひとりが生活習慣の重要性を認識し、健康管理に努めましょう。
- がん検診・健康診査を積極的に受診しましょう。
- 日ごろから地域で見守り、支え合いましょう。
- 地域・事業所内で健康づくりに取り組みましょう。

[主要施策の展開]

1-1-1：生活習慣病の発症予防と重症化予防の推進

- 食生活や運動などの分野で町民への情報提供や啓発を継続して実施し、生活習慣病の発症予防に取り組めます。
- 重症化予防(糖尿病、高血圧など)に向けて、健康相談、健康教育のさらなる充実を図るとともに、保健指導も継続し、新規透析導入にならないよう努めます。

1-1-2：地域における健康づくりの推進

- 「七滝地区食生活改善推進協議会」の活動を支援して、町民の食生活改善に関する事業を実施していきます。
- ヘルスはっぴいチャレンジャーと協働で健康づくり活動を実施することで、町民自ら健康づくりに取り組めるよう支援します。

1-1-3：健康づくり事業の充実と健康情報の提供

- 健康づくりに関する情報提供、普及啓発に努めます。まるごと健康相談を継続し、町民に身近で相談しやすい環境づくりに努めます。
- ホームページやメール配信のほかSNS等を活用して事業の周知を図りながら、健康について町民と共に考え、健康寿命の延伸をめざします。

1-1-4：母子保健事業の推進

- 小坂町こども家庭センターを中心に、切れ目なく安心して子どもを生み育てることができるよう、妊産婦等健診や乳幼児健診、相談等の母子保健事業の充実に努めます。

1-1-5：健康診査等の充実

- 疾病の早期発見、早期治療のため、各種健診やがん検診等の機会の提供とともに受診しやすい環境づくりに努めます。また、がん対策として要精密検査対象者に対して積極的な受診勧奨を実施します。

1-1-6：感染症予防の推進

- 定期接種、任意接種と併せて、感染症のまんえん及び重症化予防のため、接種費用の助成に継続的に取り組みます。また、新たな感染症への対策として、新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき対応に努めます。

1-1-7：自殺対策の推進

- こころの健康づくりに関する啓発を傾聴ボランティア一休さんと共に継続して取り組み、地域におけるネットワークの強化を図り、地域で気づき、見守るための人材育成などを推進します。
- 庁内及び関係機関と連携を図り、子どもたちへのSOSの出し方教育、教職員等への受け方教育の推進等、誰も自殺に追い込まれることのない自殺対策を総合的に推進します。



関連する個別計画

- 小坂町健康増進計画
- 小坂町自殺対策計画
- 小坂町新型インフルエンザ等対策行動計画
- 小坂町国民健康保険データヘルス計画
- 小坂町国民健康保険特定健診特定保健指導計画



数値目標

No	指 標 名	単位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	生活習慣病予防検診対象者の受診の割合 (特定健診受診率)	%	36.5	44.0
2	胃・子宮・乳・大腸・肺がん検診対象者の 受診割合	%	26.5	30.0

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策 1 - 2 高齢福祉

この施策のめざす姿

- 高齢者が住み慣れた地域で生きがいを持って元気に暮らしています。
- 認知症になっても地域の一員として互いを認め、支え合って暮らしています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期計画期間において、高齢者が地域で自立した生活を送るための支援として、配食サービスや生活支援コーディネーターの配置、あんしん除雪支援などを実施し、地域における支援体制の強化を図ってきました。
- 認知症対策では、認知症カフェの開催や認知機能検査の実施、認知症初期集中支援チームの設置により、認知症に対する理解促進と早期対応に努めてきました。
- 高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を続けるためには、介護予防事業や生活支援の体制を維持・強化することが重要です。今後は、高齢者がさらに生きがいを持って積極的に地域活動に参加し、自立した生活ができるよう、支援が必要です。
- 新しい認知症観に基づき、認知症になったら何もできなくなるのではなく、個人としてできることややりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間とつながりながら希望を持って自分らしく暮らし続けられる「地域共生社会」に向けた取り組みが求められます。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策1-2 高齢福祉

1-2-1：介護予防事業のさらなる充実

1-2-2：高齢者の生きがいづくり

1-2-3：生活支援の推進

1-2-4：介護支援の充実

1-2-5：中央地区福祉エリアの整備

1-2-6：認知症対策の推進

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 自身の健康・体力の維持に努め、積極的に介護予防に取り組みましょう。
- 地域の高齢者を見守り、声かけや支え合いを行いましょう。
- 経験や知識、技術を生かし、地域活動に積極的に参加しましょう。
- 事業所等は地域で困っている高齢者を見かけたら、声かけや行政との情報共有をしましょう。

[主要施策の展開]

1-2-1：介護予防事業のさらなる充実

- 閉じこもり予防、栄養改善、身体機能の維持等、町民の介護予防、認知症予防等の健康寿命の延伸に向けた取り組みを推進します。また、生涯を通じた健康づくりをめざし、町民が主体的に健康づくりに取り組む「地域づくり」を基盤とした介護予防事業を推進します。

1-2-2：高齢者の生きがいづくり

- 自治会等、身近な地域における居場所の創出、老人クラブ等、高齢者の交流を通じて、生きがいを持って暮らすことができるよう努めます。

1-2-3：生活支援の推進

- 配食、軽度生活支援などの充実に努めるほか、地域支援事業の推進により生活支援の体制整備を行います。除雪体制の充実や移動手段の確保など、高齢者が安全・安心で暮らしやすい日常を送るための生活支援を行います。

1-2-4：介護支援の充実

- 介護用品の支給、家族介護教室、相談事業等、家族による介護を支える取り組みを推進します。
- 近隣市や大学等の関連団体との連携を図り、介護人材の安定的な確保に努めます。

1-2-5：中央地区福祉エリアの整備

- 介護老人福祉施設の移転計画を支援し、安心したサービス提供の維持に努めます。また、高齢者が自立した生活を送ることができるよう、安全・利便に配慮した高齢者世話付住宅等を整備し、在宅・施設サービスの集約化を図ります。

1-2-6：認知症対策の推進

- 新しい認知症観に基づき、一人ひとりがお互いを認め合い、支え合う存在として認知症の理解促進を図れるよう、認知症サポーターの養成やチームオレンジの設置など体制の充実を図ります。
- 認知症地域支援推進員を配置し、認知症の本人、家族や地域の人が集える場となるよう認知症カフェ「かようカフェ」を開催します。
- 早期受診や対応に向けて「認知症初期集中支援チーム」や、地域包括支援センターの窓口の周知を図るとともに、認知機能検査の実施や認知機能向上をめざすプログラムの普及を図ります。



関連する個別計画

- 小坂町高齢者福祉計画・介護保険事業計画



数値目標

No	指 標 名	単 位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	要介護認定率	%	17.2	18.0
2	健康づくりにつながる居場所への参加者数 (累計)	人	3,968	3,600

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策 1 - 3 障がい福祉

この施策のめざす姿

- 障がいの有無に関わらず、地域の一員として、いきいきと自分らしい生活を送っています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画においては、障害者総合支援法に基づき、福祉課内に障害者相談支援事業所を設置し、障がいのある方が健康管理や適切なサービスを利用できるよう支援に努めてきました。
- 障がいのある方が地域で自立した生活を送るためには、個々のニーズに応じた自立支援給付や地域生活支援事業などの福祉サービスを、より効果的に利用できる体制が重要です。今後は、基幹相談支援センターを設置し、相談支援体制のさらなる充実を図り、きめ細かなサービス提供が必要です。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策1-3 障がい福祉

1-3-1：地域生活支援の充実

1-3-2：居宅サービスの充実

1-3-3：相談支援の充実

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 障がいについての理解を深め、地域や近隣で支え合いましょう。
- 困ったことがあったら行政や関係機関へ相談しましょう。
- イベントや行事を開催する際は、障がいのある人も参加しやすいように心がけましょう。
- 事業所等は、障がいのある人の雇用に努めましょう。

[主要施策の展開]

1-3-1：地域生活支援の充実

- 地域の特性や利用者の状況に応じて、サービスを必要とする人に対して、きめ細やかな支援を行い、自立した生活が送ることができるよう支援します。また、地域生活支援拠点の整備に努め、さらなる支援の充実を図ります。

1-3-2：居宅サービスの充実

- 医療や生活等、多様化する日常での不安や困難さを解消できるよう支援を行うとともに、更生医療の適切な給付を行います。
- 障がい児の健やかな育成のため、関係機関が密に連携し、切れ目のない一貫した支援を行います。

1-3-3：相談支援の充実

- 相談支援を通じて、健康管理と自立ができるよう支援します。また、基幹相談支援センターを設置し、さらなる相談支援の充実を図ります。



関連する個別計画

- 小坂町障がい者計画
- 小坂町障がい福祉計画・障がい児福祉計画
- 小坂町障がい者活躍推進計画



数値目標

No	指 標 名	単 位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	障がい者支援施設への入所者数	人	6	6
2	居宅系サービス利用者数	人	9	12

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策 1 - 4 子育て支援・児童福祉

この施策のめざす姿

- 子育て家庭や出産、子育てに希望を持って社会に参画しています。
- 出産や育児を含め、子どもの成長を地域全体で支えています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画では、保育料の無償化や在宅育児世帯への経済的支援など、子育て世帯の経済的負担軽減に継続して取り組んできました。また、妊娠期から新生児訪問、育児相談、子育て広場の運営など、切れ目なくきめ細やかな支援サービスを提供し、保護者の育児不安の解消に努めてきました。
- 出生数は減少傾向にあり、子育て広場の参加者減少といった影響もみられます。引き続き、子育てに希望を持てる社会を実現するため、妊娠中から子育て中の方々への不安解消に努め、親子が気軽に集い、相互交流ができる場の提供を継続していく必要があります。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策1-4 子育て支援・児童福祉

1-4-1：子育て世帯への経済的支援

1-4-2：多様な子育て環境の整備

1-4-3：地域子育て支援

1-4-4：児童虐待の予防及び要保護児童への対応

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 子育ての悩みごとや困りごとがあるときは、抱え込まずに相談しましょう。
- 地域であいさつや声かけを通じた子どもたちの見守りや世代間交流を通じ、地域ぐるみで子育てを応援していく体制をつくりましょう。
- 日ごろから子育てをしている人同士の交流を深めるなどして仲間づくりに努め、子育ての悩みや困りごとがあるときは、抱え込まずに相談しましょう。

〔主要施策の展開〕（◎）：総合戦略との関連する取り組み

1-4-1：子育て世帯への経済的支援（◎）

- 子育て世帯に対する経済的支援として、すべての児童を対象に保育料無償化を継続するほか、在宅で子育てする家庭への経済的支援を実施します。
- 十和田湖地区から通園する児童に対し、通園費用の一部を補助します。

1-4-2：多様な子育て環境の整備

- 希望する保育を選択できるような環境及び体制づくりを推進します。
- 町内で障がい児等の保育及びサポート保育を行う保育所に対する補助を継続し、支援体制の充実を図ります。
- 病児、病後児保育やこども誰でも通園制度の実施など保育環境保存について、保育施設や関係機関と協議のうえ、適切な整備を図ります。

1-4-3：地域子育て支援

- 相互交流や子育ての悩み相談ができる場を提供し、子育ての楽しさを実感できる環境づくりに努めるなど、妊娠中から子育て中の方々の不安解消に引き続き取り組むほか、スマホアプリ「母子モ」を活用した情報発信を強化します。

1-4-4：児童虐待の予防及び要保護児童への対応

- こども家庭センターを中心に虐待予防や要保護児童対策地域協議会の運営強化、家庭支援事業の充実に努めます。



関連する個別計画

- 小坂町次世代育成支援行動計画
- 小坂町子ども・子育て支援事業計画
- 小坂町健康増進計画



数値目標

No	指 標 名	単位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	未就学児人口	人	91	70
2	出生数	人	9	11

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策 1 - 5 地域福祉

この施策のめざす姿

- 地域住民や関係機関、行政が一体となって、日ごろから互いに支え合う地域社会（地域共生社会）が構築されています。
- 災害時においても、要配慮者を含め、必要な支援が迅速かつ円滑に行われています。



施策を考える背景（現況と課題）

- 前期基本計画では、民生児童委員協議会や社会福祉協議会の運営支援を通じて、地域の福祉活動の維持に努めてきましたが、人口減少に伴い、地域における見守り・支え合いの体制を維持や福祉活動団体が行政とスムーズに連携するための体制の再構築が課題となっています。
- 災害時に要配慮者の避難行動を円滑に行えるよう、名簿作成や支え合いなどの災害時対応体制を強化することが急務です。今後は、地域の自主的な活動への支援を継続し、福祉課題の解決に町民、行政、関係機関が連携して取り組む地域共生社会の実現が求められています。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み（主要施策）

[施策の構成]

施策1-5 地域福祉

1-5-1：福祉活動団体への支援

1-5-2：小坂町社会福祉協議会への支援

1-5-3：地域支援体制の強化

協働による取り組み（町民・地域・事業者に期待する役割）

- ともに支え合う“元気”な地域社会を築くために、積極的に地域活動に参加し、一人ひとりができることから地域福祉を実践しましょう。

[主要施策の展開]

1-5-1：福祉活動団体への支援

- 民生児童委員と他関係機関とのスムーズな連携や情報共有に努め、民生児童委員などの福祉活動団体が体制の充実を図ることができるよう、体制の再構築や支援を行います。

1-5-2：小坂町社会福祉協議会等への支援

- 地域における様々な生活課題・福祉課題に対応するため、小坂町社会福祉協議会等への支援を行い、町民、行政、福祉事業者、関係機関等が互いに連携して、支援が必要な町民を支える活動を推進します。

1-5-3：地域支援体制の強化

- 人口が減少する地域において、見守り・支え合い体制の維持・地域福祉活動を行うため、地域の自主的な活動に対する支援を行います。
- 災害時に要配慮者の避難行動が円滑に行えるよう名簿作成や支え合いなどの体制強化を図ります。
- 生活困窮者に対し、関係機関と連携のうえ相談体制の充実など自立に向けた取り組みを支援します。



関連する個別計画

- 小坂町地域福祉計画・
小坂町地域福祉活動計画
- 小坂町高齢者保健福祉計画・
介護保険事業計画
- 小坂町障がい者計画
- 小坂町障がい福祉計画・
障がい児福祉計画
- 小坂町こども計画
- 小坂町健康増進計画
- 小坂町自殺対策計画
- 小坂町データヘルス計画
- 小坂町新型インフルエンザ等対策行動計画



数値目標

No	指 標 名	単 位	現 状 値	目 標 値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	地域とつながりを持って暮らせていると感じる町民の割合 (とてもそう思う・どちらかといえばそう思う)	%	45.1	60.0

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策 1 - 6 医療

この施策のめざす姿

- 町民は身近な医療機関で適切な医療を安心して受けることができます。
- 夜間・休日、救急時や高度な治療が必要な場合には、近隣市との連携やドクターヘリの広域連携により、迅速に対応できる体制が整っています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画では、県の補助事業拡大に伴う高校生までの医療費無償化や精神障がい者への医療費補助を開始するなど、町民の経済的負担軽減を図ってきました。また、人間ドックの受診補助制度を整備し、疾病の早期発見と健康意識の向上を推進してきました。
- 町民が安心して医療を受けることができるよう、既存の地域医療体制を維持・確保することが継続的な課題となっています。今後も、かづの厚生病院や十和田湖診療所の運営支援、近隣市との連携による救急・高度医療体制の確保と強化に努める必要があります。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策1-6 医療

1-6-1：医療費の負担軽減

1-6-2：人間ドックの助成

1-6-3：医療体制の確保・充実

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 自らの健康管理に積極的に取り組みましょう。

[主要施策の展開]

1-6-1：医療費の負担軽減

- 安心して医療を受けられるように出生から高校生までの医療費無償化を継続し、また、妊婦や障がい者、高齢者への医療費助成を行うなど、子育ての希望をかなえ、町民の健康を守る経済的支援を行います。

1-6-2：人間ドックの助成

- 国民健康保険加入者へ人間ドック受診時の助成を行い、疾病の早期発見、健康意識の向上を推進します。また、自らの健康や疾病に関心を持ち、予防と医療費の抑制につなげるため、日ごろから適切な健康管理について情報提供を行います。

1-6-3：医療体制の確保・充実

- 既存の地域医療の確保、在宅当番医や高度医療・無医地区での医療確保として、かづの厚生病院や十和田湖診療所の運営支援など地域医療の体制確保を図ります。
- 重症化や高度な治療が必要な場合に備え、近隣市と連携して医療体制・救急体制の確保と強化を図り、北東北3県でのドクターヘリ広域連携運航により、町民が安心して暮らすことができるまちづくりを推進します。



関連する個別計画

- 小坂町国民健康保険特定健康診査等実施計画
- 小坂町国民健康保険データヘルス計画



数値目標

No	指 標 名	単位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	地域の医療機関・診療体制満足度 (満足している・比較的満足している)	%	15.6	30.0

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策 1 - 7 保険・年金

この施策のめざす姿

- 国民健康保険や公的年金制度の安定的な運営が図られています。
- 特定健診や保健指導の推進を通じて、疾病の予防が促され、町民の健康増進と医療費の適正化が実現しています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画では、国民健康保険料の収納率向上に努め、制度の安定運営に貢献してきました。また、特定健診や特定保健指導を推進し、生活習慣病の予防に重点を置いた健康啓発に取り組んできました。
- 医療の高度化や患者の重症化等により、国民健康保険加入者一人当たりの医療費が増加傾向にあります。医療費の適正化を図るため、今後も健康、保健施策と連携を強化し、特定健診の受診率向上及び保健指導の充実を継続的に推進することが重要です。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策1-7 保険・年金

1-7-1：保険・年金制度の安定した運営

1-7-2：健康啓発・特定健康診査の推進

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 定期的な健診、保健指導を受けましょう。

[主要施策の展開]

1-7-1：保険・年金制度の安定した運営

- 国民健康保険をはじめ様々な社会保険制度の周知を図り、保険税等の収納率向上に努め安定した運営を図ります。公的年金制度の重要性を周知し、相談窓口対応の充実を図ります。

1-7-2：健康啓発・特定健康診査の推進

- 健康、保健施策と連携し、健康のつどいや訪問指導等を通じて生活習慣病の予防を重視した健康啓発を推進します。
- 特定健診やメタボ対策等の受診率向上、受診後の保健指導等により、町民の健康づくりと予防による医療費の適正化を図ります。



関連する個別計画

- 小坂町国民健康保険特定健康診査等実施計画
- 小坂町国民健康保険データヘルス計画



数値目標

No	指 標 名	単 位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	国民健康保険加入者の一人当たりの医療にかかる費用	千円	456	431

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

基本
目標

2

豊かな心と未来を育む人づくりのまち

4 質の高い教育を
みんなに

[SDGsによる目標]

施策 2 - 1 幼児・学校教育・青少年健全育成

この施策のめざす姿

- 地域の特色を生かした幼保小連携、小中一貫教育の取り組みにより、児童生徒の発達段階に応じた教育活動が展開されています。
- きめ細かな教育サポートにより、支援を必要とする児童生徒に対する適切な教育が行われています。
- 学校、家庭、地域の連携と協力により、子どもたちの成長を支えていく活動が展開されています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画では、9年間を見通した小中一貫教育の充実や、外国語指導助手による英語教育の強化、ICTの活用を積極的に推進してきました。また、学校運営協議会(コミュニティ・スクール)を通じた地域との連携・協働も進めることができました。経済的支援として、教材費や学校給食費及び遠距離通学者の通学費などを継続しています。
- 学校評価書の児童生徒アンケートでは、「授業に対する意欲」が「十分にある」と回答した割合が44%となり、目標値を大きく下回る結果となりました。これは、教員の力量の差や、子どもたちの主体的な学びを支える支援が不十分であったことが原因と考えられます。今後は、児童生徒の学習意欲を高めるための支援や地域社会を下支えする人材確保に向けた教育施策の強化が課題です。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策2-1 幼児・学校教育・青少年健全育成

2-1-1：幼保小連携、小中一貫教育の充実

2-1-2：英語教育の強化と国際理解教育の推進

2-1-3：教育支援の充実

2-1-4：高等教育への支援

2-1-5：家庭・地域・企業等との連携・協働

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 子どもたちの地域での生活を見守り、学校活動に関心を持って協力しましょう。

[主要施策の展開] ((◎)：総合戦略との関連する取り組み)

2-1-1：幼保小連携、小中一貫教育の充実

- 幼児期及び幼保小接続期の教育の質的向上に向けて、「小坂町架け橋プログラム」を活用し、共通の視点から幼児教育と小学校教育がつながるよう、特に5歳児から小学校1年生までのいわゆる「架け橋期」の教育の充実を図ります。
- これまで効果のあった小中学校教員の協働による指導方法の工夫改善、小中学校合同行事による児童生徒の交流をより充実させながら、9年間を見通した計画的かつ継続的な教育課程を編成します。
- 子どもたちの学ぶ意欲、学力の向上をめざし、教職員の資質向上のための研修や、小中学校教員の相互乗り入れ授業、小学校高学年における教科担任制のより一層の充実を図ります。

2-1-2：英語教育の強化と国際理解教育の推進 (◎)

- 中学校に外国語指導助手を配置し、小学校1年生から中学校3年生までネイティブによる外国語活動・英語授業を実施します。
- 国際交流員等や日本語学校生徒との交流を通じて、国際理解教育の推進及びグローバルな人材育成を図ります。

2-1-3：教育支援の充実（◎）

- 家庭、学校、地域、行政の連携により、児童生徒が健やかに成長できる見守り環境を整備し、青少年の健全育成を図ります。
- 町立学校において、授業で使用する教材費、学校給食費及び遠距離通学者の通学費について助成することで、保護者の経済的負担を軽減します。
- 第2期GIGAスクール構想の実現に向け、ICTの活用を推進するとともに、デジタル社会に対応できる人材育成に取り組みます。
- 学校授業以外での児童生徒の学習を支援するため、民間学習塾が指導にあたるキャリアアップ学習教室を継続し、学習習慣の定着と学力向上を図ります。

2-1-4：高等教育への支援（◎）

- 経済的理由で修学が困難な者に対する奨学資金貸与及び町内に定住して奨学金を返還する者に対する助成を行います。
- 通学定期券の購入助成を行うなど、子育て世帯の経済的負担軽減を図ることで、すべての子どもが希望する高等学校等で安心して勉学に集中できる環境づくりに寄与します。

2-1-5：家庭・地域・企業等との連携・協働（◎）

- 学校運営協議会（コミュニティ・スクール）を通じ、地域学校協働本部等（家庭、地域住民、団体等、多様な主体）と学校活動について連携しながら、地域の人的、物的資源を積極的に学校教育に生かしていきます。
- 部活動の地域展開に向けて、地域や関係団体などと連携しながら、活動する子どもを地域全体で支援します。
- 少子化の中で学校活動における子どもの社会性を高めるため、近隣市等との連携を検討します。



関連する個別計画

- 小坂町教育推進大綱



数値目標

No	指 標 名	単 位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	学校評価書の児童生徒アンケートで「授業に対する意欲」が「十分にある」「おおむねある」と回答した割合	%	91	93

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策 2-2 生涯学習

この施策のめざす姿

- 自由に学ぶ機会と安全な場所が提供され、活動の場が仲間づくりの拠点として多くの町民に活用されています。
- 町民の生涯学習の成果が、様々なまちづくりの場面で活用されています。
- 高齢者が自主的、積極的に学ぶ姿、若者が集い、学ぶ姿がみられます。
- 子育て中の人等を対象とした子育てに関する講座が開かれています。
- 館内蔵書検索など、図書貸出業務にインターネットが活用されています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画では、幅広い年齢層に向けた講座の開設や、公民館・図書館等の学習拠点整備に取り組み、町民が学ぶ機会の提供に努めてきました。
- 少子化や高校統合の影響により、公民館や図書館の利用者数が減少し、目標値を下回っています。また、生涯学習活動を支える生涯学習奨励員や地域ボランティアといった担い手が必要となることから、学習活動の中心となる人材の発掘と確保とともに、誰もが気軽に学習できる環境を維持・充実させる必要があります。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策2-2 生涯学習

2-2-1：生涯学習の推進・充実

2-2-2：社会教育の推進

2-2-3：学習拠点の整備

2-2-4：人材の発掘と確保

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 生涯学習への関心を高め、講座やサークル等に積極的に参加しましょう。
- 現役世代の人も学習の機会を積極的に捉えるようにしましょう。
- 生涯学習活動の成果をふるさと・キャリア教育やまちづくりに活用しましょう。

[主要施策の展開]

2-2-1：生涯学習の推進・充実

- 町民の生涯学習への関心と意欲を高めるため、町民ニーズに沿った様々な講座開設などで、青少年教育、成人教育、高齢者教育の充実を図るとともに、まなびピアなどの活動発表の機会を通じて広く周知し、学ぶ意欲を醸成します。

2-2-2：社会教育の推進

- 生涯学習奨励員や社会教育認定団体等を通じて学習活動の中心となる人材の発掘と確保に取り組みほか、自治会総連協の活動支援などにより、地域社会づくりを推進します。

2-2-3：学習拠点の整備

- 交流センターや地区公民館、図書館等の学習拠点の整備、充実を図り、誰もが気軽に学習、交流できる環境を提供します。

2-2-4：人材の発掘と確保

- 地区公民館や地域学校協働本部などの活動を通じて、生涯学習奨励員や地域ボランティアなど各所で主要な役割を担い事業を支える人材の発掘と確保に努めます。

関連する個別計画

- 小坂町教育推進大綱

数値目標

No	指 標 名	単 位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	公民館利用者数	人	18,874	19,000
2	図書館利用者数	人	10,643	10,700

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策 2-3 スポーツ・レクリエーション

この施策のめざす姿

- 年齢や性別を問わず、スポーツを通じて心身ともに健康で充実した生活を送っています。
- 町民がお互いに指導者、受講者となり、スポーツ・レクリエーション活動に取り組んでいます。
- 各種スポーツ・レクリエーションイベントの開催により、参加者同士の交流が生まれています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画では、アカシアスプリント大会などのイベント開催やスポーツ団体の運営支援、施設の整備に取り組んできました。
- 人口減少により体育施設利用者数、社会体育認定団体数ともに減少傾向にあり、今後の目標達成のためには、スポーツ活動の普及と団体数の増加に努める必要があります。町民が年齢や性別を問わず、生涯にわたって広くスポーツに親しめるよう、日常的な運動習慣を確立するための取り組みを継続し、明るく活力あるまちづくりを推進することが重要です。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策2-3 スポーツ・レクリエーション

2-3-1：スポーツ活動の普及・交流の拡大

2-3-2：スポーツ団体の育成・人材の確保

2-3-3：スポーツ施設の充実

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 健康維持のため日常的な運動を心がけましょう。
- 地域や仲間とスポーツ活動に積極的に参加しましょう。
- 各種スポーツ大会の運営や競技に参加し、地域や人との交流を深めましょう。

[主要施策の展開]

2-3-1：スポーツ活動の普及・交流の拡大

- スポーツ・レクリエーション活動の普及を図りながら、誰でも親しみやすいスポーツ事業を推進します。
- 町民の健康増進や高齢者の健康寿命を伸ばすために保健部門や近隣市等と連携し、ニュースポーツ教室など、様々な年代の方々が参加しやすい運動教室の開催により、広い世代の町民の運動習慣を形成します。

2-3-2：スポーツ団体の育成・人材の確保

- スポーツ協会やスポーツ少年団などの体育団体の運営を支援するとともに、指導者の発掘と確保に努め、団体の育成と競技力向上を図ります。

2-3-3：スポーツ施設の充実

- 時代や町民ニーズに対応したスポーツ施設、設備の充実を図るとともに、安心・安全な施設環境の整備に努めます。



関連する個別計画

- 小坂町教育推進大綱



数値目標

No	指 標 名	単 位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	体育施設利用者数	人	49,195	49,200
2	社会体育認定団体数	団体	19	20

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策 2 - 4 地域の歴史・文化

この施策のめざす姿

- 地域の民俗芸能には地域外の町民も参加している姿がみられ、多くの町民が保存に携わっています。
- 町民の多くが町の文化財に関心を持ち、町内外の方々へガイドを行っています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画期間では、近代化産業遺産群の計画的な管理・修繕や、文化財の保護に取り組んできました。また、康楽館演劇祭の開催(令和6年(2024)に終了)などにより、町民が芸術に触れる機会を提供してきました。
- 郷土館の一般の利用者が減少傾向にある中、町の歴史や文化に対する町民の関心を高め、継承活動の担い手を確保していくことが課題です。今後は、地域の歴史や文化を町民共通の財産として認識し、町外にも発信できるよう、観光や教育分野との連携を強化することが求められます。
- 専門知識を有する人材を育て、地域や団体と連携して調査や記録保存を行うなど、後世に伝えるために適切に保護していくことが重要です。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策2-4 地域の歴史・文化

2-4-1：文化財の保護・活用

2-4-2：歴史・文化を継承する人材の育成

2-4-3：芸術・文化の振興

協働による取り組み(町民・地域・事業者)に期待する役割)

- 町の歴史について関心を持ち、文化財保護の理解を深めましょう。
- 地域の祭りや伝統行事に積極的に参加し、保存伝承に努めましょう。

[主要施策の展開]

2-4-1：文化財の保護・活用

- 鹿角市との連携により策定した鹿角地域文化財保存活用地域計画に基づき広域的な視点で文化財の保護及び活用を行うほか、町民が文化財や伝統芸能に触れる機会を増やし、担い手育成につなげます。
- 民俗芸能保存のための助成を実施するほか、地域の求めに応じて町民全体に向けての参加呼びかけを行います。
- ふるさとキャリア教育等を通じて、子どもたちが文化財や伝統芸能に触れる機会をつくっていきます。
- 町に残されている文化財の調査を実施し、必要があれば文化財指定などの手続きをとり、保護・活用に取り組んでいきます。

2-4-2：歴史・文化を継承する人材の育成

- 町の歴史や文化を継承していくため、各種講座を開設し、新たな人材育成へとつなげるとともに、民俗芸能等の次世代への継承を推進していきます。

2-4-3：芸術・文化の振興

- 町民が偉大な先人たちの芸術や文化財に触れる機会を増やしていくとともに、文化的、芸術的な活動に対し支援を行い、芸術・文化の振興及び普及に取り組んでいきます。



関連する個別計画

- 小坂町教育推進大綱
- 鹿角地域文化財保存活用地域計画



数値目標

No	指 標 名	単 位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	郷土館入館者数	人	2,270	2,300
2	特別展・企画展開催回数	回	3	3

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策 2 - 5 国内・国外交流

この施策のめざす姿

- 町民一人ひとりが国内・国外交流への理解を深め、地域の理解や文化の違いを受け入れる多文化共生のまちづくりが進んでいます。
- 国際的視野を持ち、多様性を尊重できる国際感覚豊かな人材が育っています。
- 様々な地域間交流の推進により交流人口が拡大し、町と関わり、持続的に地域に貢献する関係人口が創出されています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画では、新型コロナウイルス感染症の影響により、交流事業が中止となるなど、活動が大きく制約を受けましたが、国際交流員による国際理解教育の推進や、友好交流都市との交流、県内外の大学等との新たな連携交流を積極的に進めてきました。
- 今後も国際的な視野を持ち、多様性を尊重できる人材の育成を継続するとともに、地域の歴史的文化や豊かな自然を生かした多様な国内交流を推進し、交流人口及び関係人口の創出を図る必要があります。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策2-5 国内・国外交流

2-5-1 : 国際交流の推進

2-5-2 : 多文化共生社会の構築

2-5-3 : (再掲) 英語教育の強化と国際理解教育の推進

2-5-4 : 多様な国内交流の推進

協働による取り組み(町民・地域・事業者)に期待する役割)

- 国内・国外との交流事業へ積極的に参加しましょう。
- 外国人が住みやすい、訪れやすいまちづくりを推進しましょう。
- 文化の違いを受け入れる多文化共生のまちづくりを推進しましょう。

〔主要施策の展開〕（◎）：総合戦略との関連する取り組み

2-5-1：国際交流の推進

- 国際交流員の招致及び国際交流、国際理解教育の推進を図るほか、小坂町国際交流協会への支援を行い、国際交流の活性化に取り組みます。
- 小坂町国際交流協会への支援を通じた国際感覚や世界的な視野を持つ人材を育成し、地域の国際化を推進します。協定等を締結している友好交流都市との交流による、相互理解の促進を図ります。

2-5-2：多文化共生社会の構築

- 外国人技能実習生や特定技能外国人などの町内在住の外国籍の方が安心して暮らすために日本語教室等を開催するなど、相互理解を図る活動を促進し、地域社会との共生や定着につながるよう取り組みます。
- 多言語のリーフレット、チラシ作成のほか、複数の言語に対応が容易なデジタルサイネージの活用など、町内を訪れる訪日観光客や町内で働く外国籍の方が安心して滞在・生活できる環境づくりに配慮し、多文化共生社会の構築に努めます。

2-5-3：（再掲）英語教育の強化と国際理解教育の推進（◎）

- 中学校に外国語指導助手を配置し、小学校1年生から中学校3年生までネイティブによる外国語活動・英語授業を実施します。
- 国際交流員等や日本語学校生徒との交流を通じて、国際理解教育の推進及びグローバルな人材育成に取り組みます。

2-5-4：多様な国内交流の推進（◎）

- 本町の歴史的文化や十和田湖を代表とする美しい景観、明治百年通りに点在する近代化産業遺産群などを通じ、歴史にゆかりのある地域との交流を推進するとともに、相互連携によるにぎわい創出と交流人口の増加を図ります。
- 県内外の大学等、教育機関との新たな連携交流により、観光や国際交流を中心とした若者視点の発想を生かした官民連携による地域の活性化と、関係人口の創出を図ります。
- 本町を「ふるさと」として関わりを持つ都市圏居住者などの関係人口を拡大・深化させ、町民に限らない地域活性化の担い手を創出します。
- 国のプラットフォーム（ふるさと住民登録制度）などを通じて関係人口の規模や関係性を可視化し、地域活動のみならず地域経済の活発化を促進します。



関連する個別計画

- 小坂町教育推進大綱

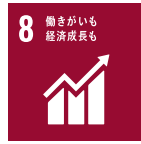


数値目標

No	指 標 名	単 位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	国際交流事業への参加者数	人	200	226
2	国際交流事業の実施回数	回	9	13

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

[SDGsによる目標]



施策 3 - 1 農林業・畜産業・水産業

この施策のめざす姿

- 多様な農産物の生産による自給力や付加価値が高まり、「小坂の食」のブランド化が進んでいます。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画では、農地集積を進め、集落営農や農業法人の設立件数は目標を達成しました。しかし、農業を取り巻く環境は、担い手の高齢化・不足により、これ以上は分散する農地の集積が困難な状況にあり、農林・畜産・水産業を継続的に発展させるためには、担い手の確保・育成に加え、農地集約するとともに特にスマート農業などのデジタル化の推進や、収入保険加入の促進による経営リスクの軽減が求められます。
- 林業では、森林所有者の非居住化などにより森林の持つ公益的機能の低下が懸念されており、森林環境譲与税を活用した森林管理を推進する必要があります。さらに、地域の特産品を核とした6次産業化を強化し、他産業との連携により地域ブランド化を推し進めることが重要です。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策3-1 農林業・畜産業・水産業

3-1-1：畑作の振興

3-1-2：鳥獣被害防止対策

3-1-3：畜産の振興

3-1-4：水産業の振興

3-1-5：農林畜水産業者の担い手の育成

3-1-6：6次産業化に向けた生産・加工・販売体制と地域資源ブランド化への支援

3-1-7：食育・地産地消の推進

3-1-8：林業の振興・森林の整備・活用

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 地域の担い手への農地集約を進め、法人化に取り組みましょう。
- 地域農産物の高付加価値化による販売の増加をめざしましょう。
- 地域の農産物に関心を持ち、地産地消を心がけましょう。

[主要施策の展開]

3-1-1：畑作の振興

- 力強い農業を推進し、農業所得の向上を目的に、畑作振興センターを拠点とした大規模畑作を推進します。

3-1-2：鳥獣被害防止対策

- 野生鳥獣による農作物の食害防止の取り組みを支援し、クマなどの目撃情報は、関係機関と連携し、速やかに町民に伝達します。

3-1-3：畜産の振興

- 肉用牛農家の経営安定と養豚業の振興への支援を行い、地域の畜産物のブランド化による畜産振興を図ります。

3-1-4：水産業の振興

- 「十和田湖ひめます」の安定的な漁獲量の確保をめざし、急速冷凍設備の活用や加工品の開発による付加価値向上を支援します。
- 道の駅十和田湖や十和田湖ひめますブランド推進協議会などと連携し、「十和田湖ひめます」を全国に広めるための支援を行います。

3-1-5：農林畜水産業者の担い手の育成

- 高齢化に伴う担い手不足に対応するため、農地集積及び集約を進めるとともに、法人化に向けた支援を行います。
- 農業のスマート化を推進し、人材の育成・確保を図ります。
- 収入保険への加入を推進し、災害等による収入減少のリスクから経営を守ります。

3-1-6：6次産業化に向けた生産・加工・販売体制と地域資源ブランド化への支援

- 小坂七滝ワイナリーを活用し、町内産ブドウを使ったワインの販路拡大や特産品の開発を支援します。
- 農業、商工業、観光業と連携した特産品のブランディングに取り組むとともに、ふるさと納税寄附者やワイナリー会員などとの関係人口創出を推進します。

3-1-7：食育・地産地消の推進

- 多様な農産物を学校給食に活用する等、地産地消を推進し、農産物の継続的な消費拡大を図ります。

3-1-8：林業の振興・森林の整備・活用

- 間伐等の林業振興を図り、農村景観の保全に取り組めます。森林環境譲与税を活用した森林の経営管理・森林機能の維持確保に努めます。
- 町内の森林資源をエネルギーとして有効活用を図るため、木質バイオマスボイラーなど、エネルギー自給について活用拡大の検討を進めます。



関連する個別計画

- 小坂町農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想
- 小坂町農業振興地域整備計画
- 鹿角地域水田収益力強化ビジョン
- 地域計画
- 第2期小坂町「食育」「地産地消」「6次産業化」推進計画
- 小坂町特定間伐等促進計画
- 小坂町鳥獣被害防止計画



数値目標

No	指 標 名	単 位	現状値	目標値
			令和6年度末時点(2024)	令和12年(2030)
1	集落営農や農業法人を実現した件数	件	3	3
2	担い手への農地集積率	%	66.13	76
3	農業産出額	億円	43.5	44.5

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策 3-2 観光業

この施策のめざす姿

- 観光関連産業と他産業との融合により、互いが刺激し合うことで新たな観光資源が創出され、多くの観光客が訪れる「滞留型観光」が促進されています。
- 町の魅力が国内外へ発信され、交流人口の拡大が図られるとともに、地域に活気が生まれています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画期間に影響のあったコロナ禍による町への観光客入込数の大きな落ち込みから、計画目標値まで回復できていません。特に、明治百年通りや十和田湖の観光客入込数の回復が課題です。
- 外国人観光客(インバウンド)の宿泊者数は増加傾向にありますが、依然として通過型の観光が多いため、滞在時間を延ばす「滞留型観光」への転換が急務です。今後は、近代化産業遺産群や十和田湖などの地域資源と農山村の地域特性を生かした体験型の観光プランを生み出すとともに、観光施設の新たな活用方法を検討し、魅力構築と情報発信を強化する必要があります。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策3-2 観光業

3-2-1：滞留型観光の推進

3-2-2：近代化産業遺産群の魅力向上

3-2-3：十和田湖のにぎわい創出

3-2-4：安心できる受入体制の整備

3-2-5：広域観光の推進

3-2-6：町民と共につくる持続可能な観光

3-2-7：観光施設の新たな活用方法

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 自分たちにとって誇りに思えるように、積極的に観光資源を利活用し、関わりを持ちましょう。
- 自分たちが観光客となったときに、また訪れたいと思えるようなおもてなしの心で迎えましょう。
- 小坂町ならではの素材を生かし、ここにしかない特産品や食の開発を進めましょう。
- 町内のイベントに積極的に参加しましょう。

[主要施策の展開] ((◎) : 総合戦略との関連する取り組み)

3-2-1 : 滞留型観光の推進 (◎)

- 観光資源と多様な産業を連携させ、小坂町でしか味わうことができない「唯一無二かつ高付加価値な観光」を創出することで観光客が滞留する仕組みを構築します。
- これまで本町が築き上げてきた体験に主眼を置いたプランを中心とした取り組みをさらに高めることで、多様かつ魅力のある観光を磨き上げます。

3-2-2 : 近代化産業遺産群の魅力向上 (◎)

- 個人でも訪れやすい施設管理や魅力づくりといった、受入体制の構築に引き続き取り組みます。
- 町の提供能力に合わせた受入体制の再構築、団体客の送客を担う旅行会社との連携強化を図り、歴史的背景や知識欲を満たすような付加価値の高いツアーや体験メニューの提供により、近代化産業遺産群のブランディング力の向上を図ります。

3-2-3 : 十和田湖のにぎわい創出 (◎)

- 西湖畔側に広がる手つかずの自然あふれるエリアを活用し、十和田ふるさとセンターを中心に四季を通じた多様なコンテンツを創出します。
- 道の駅十和田湖を核とした新たなイベント事業の展開など、十和田湖エリアにおける一体感の醸成につなげるコンテンツを創出します。

3-2-4 : 安心できる受入体制の整備 (◎)

- 国や県、近隣市町村や各種団体、地域連携DMOとの連携により、広域的エリアによる観光客の受入体制強化を促進します。
- 案内人の養成が恒常的に行われる仕組みづくりを進め、再訪意向が高まるように案内スキル向上により満足度向上に努めます。
- 観光産業における人材不足の解消に向け、案内人の養成や多様な人材の参画促進により、安定した受入体制を確保します。

3-2-5：広域観光の推進（◎）

- 定住自立圏や地域連携DMOなどとの、地域間連携による観光ルートの見直しや再構築、地域特性やスケールメリットを生かした観光推進に取り組むことで、さらなる交流人口の拡大に向け誘客を促進します。

3-2-6：町民と共につくる持続可能な観光（◎）

- 暮らしと調和した、持続可能な観光を、住民の理解・協力を得ながら推進します。
- 町民が町の魅力を再認識し、案内ガイド、観光イベント等へ積極的に参加する機運を醸成するため、町民の地域文化の掘り起こしや再認識に向けたイベントを実施し、町民と共に持続可能な観光を推進します。

3-2-7：観光施設の新たな活用方法（◎）

- 観光施設の空きスペースを有効活用し、観光分野にとらわれず、防災や教育など、幅広い分野において利活用できる環境を整えます。
- ワークショップや講座の開催、情報発信の場としての提供など、新しい活用方法を検討します。



関連する個別計画

- なし



数値目標

No	指 標 名	単位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	明治百年通り観光客入込数	人	127,555	134,061
2	十和田湖観光客入込数	人	666,763	700,774
3	外国人観光客数(外国人の宿泊客数)	人	5,662	6,550
4	町内観光入込客数	人	879,458	924,319

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策 3 - 3 商工業

この施策のめざす姿

- 買い物客でにぎわい、商店に活気があふれています。
- 他の産業との連携が進み、商業のにぎわいが生まれています。
- 最先端の技術や設備が整えられ、町の産業が活発化しています。
- 地元企業へ新卒者や転職者等の若者が就業することにより、町の産業が支えられています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画期間では、主要製造業の製品出荷額は好調に推移しています。しかし、中小企業及び自営業者については、人口減少に伴う消費の減少や、経営者の高齢化・後継者不足により、厳しい状況が続いています。
- 商工業全体の活性化を図るため、施設・設備の更新支援や新技術の情報提供を継続するとともに、特に商業においては、購買拡大事業等の支援を通じた経営体質の強化が重要です。また、本町の培ってきた鉱山の歴史や環境リサイクル産業の技術を、観光と一体的な産業として発信することも重要です。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策3-3 商工業

3-3-1：地域の活性化とにぎわいづくり

3-3-2：商業の振興・商業団体への支援

3-3-3：工業の振興・基盤の強化

3-3-4：金属鉱業研修技術センター等との連携

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 消費者のニーズを捉え、買い物客や観光客に魅力ある商品と店舗を提供しましょう。
- 地元商店を積極的に利用しましょう。
- インターネットを活用した販売やふるさと納税の返礼品、各種イベント等に参加し、販路の拡大や特産品のPRに努めましょう。
- 企業は、自らの事業活動に期待される社会的意義・役割を認識し、企業の強みと技術力を生かした創意工夫により、事業の発展に努めましょう。

[主要施策の展開] ((◎)：総合戦略との関連する取り組み)

3-3-1：地域の活性化とにぎわいづくり (◎)

- 地域の活性化とにぎわいづくりのため、観光や農業等、他の産業との連携を推進しながら、町内で買い物しやすい環境づくりに努めます。
- 経営体質の強化や経営支援として、新たな起業や地域資源を生かした新商品の開発に対する支援、各種制度による効果的な支援を行うとともに、商業団体等が実施する購買拡大事業等に対し、商業活性化のための連携強化を図ります。
- 空き店舗の解消や商業イベントの開催により、地域経済の活性化と持続可能なにぎわいづくりを図ります。
- 町の伝統的な市日について、地域商業の活性化及び観光誘客の視点から再評価し、定期的な開催支援に努めます。

3-3-2：商業の振興・商業団体への支援 (◎)

- 多種多様化する消費者ニーズを把握し、購買拡大イベントやインターネットを活用した販路拡大への支援を行い販売促進や集客に努めます。
- 商工会や商業団体等への支援と連携により、経営改善や経営指導セミナーの参加推進、事業承継に関する方策の充実、ふるさと納税のポータルサイトを含むインターネットを活用した町の特産品販売の推進、参加ポイントカード事業の推進、集客力の向上への取り組み等、にぎわいと活力を生む商業の振興を支援します。

3-3-3：工業の振興・基盤の強化 (◎)

- 施設・設備の更新、生産技術の向上と競争力の強化を推進するため、中小企業振興資金(マル坂)や産業振興促進施設整備補助金、国・県等の制度情報等の提供により、工業業界全体の振興を図ります。
- 新しい産業や新技術の情報を積極的に取得し、企業誘致の可能性について検討します。

3-3-4 : 金属鉱業研修技術センター等との連携 (◎)

- (一財)秋田県資源技術開発機構への支援を継続するとともに、(一財)国際資源開発研修センター国際資源大学校や(独)エネルギー・金属鉱物資源機構などの金属鉱業研修センター内の事業所、資源リサイクル等の関連企業の技術力向上のための企業連携を推進します。
- 本町の培ってきた鉱山の歴史や環境リサイクル産業を、まちづくりと一体感のある産業として発信する産業観光の充実に向けて、小坂町観光案内人協議会やあきたエコタウンセンター等の団体と連携し、観光振興と一体的な取り組みを推進し、企業研修や教育旅行の受け入れを強化し、観光振興を図ります。



関連する個別計画

- なし



数値目標

No	指 標 名	単位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	金属鉱業研修技術センター等と連携した 企業研修・教育旅行の受入数	件	3	10

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策3-4 雇用対策・新産業育成

この施策のめざす姿

- 地域資源を活用した新しい産業が創出され、雇用の拡大につながっています。
- 移住者が増え、移住者による新たな産業が創出されています。
- 若い世代が核となり、地域ブランド創出や新たな雇用等、地域の産業を支えています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画では、鹿角公共職業安定所等と連携し、地元就職の促進を図ってきました。しかし、高校統合の影響などにより、地元企業への就職者数は計画の目標値を下回る状況が続いています。
- 本町の雇用環境は、働き手の高齢化や慢性的な労働力不足が続いており、求人企業と求職者とのミスマッチも生じています。今後は、リモートワークや職業体験を通じた若者への地元企業とのマッチングを強化し、地元定着を促進する必要があります。また、高速インターネット回線を活用したサテライトオフィスの活用や外国人労働者受け入れ体制の整備など、多様な働き方に対応した施策を推進することが重要です。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策3-4 雇用対策・新産業育成

3-4-1：企業誘致・企業立地の推進

3-4-2：起業・創業支援

3-4-3：雇用の確保・拡大

3-4-4：雇用環境・就労形態の多様化に向けた支援

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 地域資源を活用した新たな産業や異業種連携による新ビジネスの創出に取り組みましょう。
- 関係機関と連携しながら求める人材の情報を発信し、地元の人材を積極的に雇用しましょう。

〔主要施策の展開〕（◎）：総合戦略との関連する取り組み

3-4-1：企業誘致・企業立地の推進（◎）

- 本町の持つ特性や強みを生かせる分野において、企業と共につくりあげる共創型プロジェクトを検討し、町民をはじめとする町内の多様な主体と企業が一緒に価値を創造する新たな視点から企業誘致を検討します。
- 国、県の開催する企業懇談会等に参加し、新産業の創出や異分野に取り組む事業所、新規誘致企業等との情報交換、サテライトオフィスのテレワーク環境を生かした企業等の誘致促進を図ります。
- 県、民間観光団体及び宿泊施設との連携により、ワーケーションの取り組みを推進します。

3-4-2：起業・創業支援（◎）

- 新規創業や新分野への事業拡大を計画する法人・個人に対し、小坂町創業チャレンジ支援事業による初期投資経費等について支援するほか、従業員等が就労に必要な資格取得についての支援を図ります。

3-4-3：雇用の確保・拡大（◎）

- 鹿角公共職業安定所や関係団体と連携した地域雇用対策連絡会議、新規学卒業務連絡会を通じて情報共有を行い、地域に愛着を持ち、地域で活躍する人材の育成を図ります。
- リモートワークや地元高校生向けの職業体験・地域企業とのマッチング・地元就職支援を強化し、若者の地元定着を促進します。
- 町内産業全般における人手不足の解消に向け、関係機関と連携したマッチング支援や多様な人材の確保施策を推進し、地域産業の持続的発展を図ります。

3-4-4：雇用環境・就労形態の多様化に向けた支援（◎）

- 働き方改革をもとに仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の確保に取り組めます。
- 障がい者の雇用促進や若者・女性・高齢者の就業機会確保など、すべての労働者が町内で働きやすい職場環境の形成を促進します。
- 小坂町産業振興会等での情報交換による産業振興や異業種連携の促進、AI・デジタルなどの新技術の活用への支援などにより、地域企業の成長や新規事業の立ち上げを後押しすることで、安心して暮らせる雇用機会と雇用環境を確保します。
- 「くらし」と「しごと」のマッチングによる移住者の受入体制の整備など、本町の将来を担う人材の確保に努めるほか、外国人労働者等の受入体制の整備に関係企業とともに連携して取り組みます。



関連する個別計画

○なし



数値目標

No	指 標 名	単位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	製造出荷額	億円	268	288
2	地元企業への就職者数	人	38	40
3	求人件数	件	238	270

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

基本
目標

4

自然とともに、これからも暮らし続けたいまち

[SDGsによる目標]



施策 4 - 1 土地利用・環境、景観の保全・循環型社会

この施策のめざす姿

- 自然との調和や景観が保たれた土地利用の推進により、自然と歴史、都市機能が調和した環境が保たれています。
- 河川等へ雑排水を流さない等、町民の生活環境衛生への意識が向上し、本町の自然環境が守られています。
- これまでの暮らし方を見直し、家庭での資源リサイクルや省エネルギーに取り組んでいる町民が増えています。
- 町民・事業者・行政はそれぞれの果たす役割を自覚し、ともに協力しながら環境への負荷を減らす資源循環型社会の実現に取り組んでいます。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画では、都市計画マスタープランの策定や環境美化意識の高揚、コンポスト普及支援など、自然環境の保全と資源循環の推進に取り組んできました。
 - 生ごみ処理器の購入補助などの施策を実施してきたものの、普及件数は伸び悩んでいます。
 - 令和6年(2024)3月に策定した第3次小坂町環境基本計画では、令和32年(2050)までに町内全域から排出される二酸化炭素排出ゼロをめざすこととし、さらに令和8年(2026)1月には地球温暖化対策実行計画を策定し、同時に秋田県で13番目となるゼロカーボン宣言を行い、令和32年(2050)までにカーボンニュートラルをめざすことを表明しています。
- そのため、今後は持続可能で豊かな町土の形成に向けて、町民の環境意識をさらに高め、ゼロカーボン社会の実現に向けた取り組み(地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入や、計画的な森林施業等)を積極的に推進することが求められています。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策4-1 土地利用・環境、景観の保全・循環型社会

4-1-1：適正な土地利用の推進

4-1-2：自然との共生・保護の推進

4-1-3：景観の保全

4-1-4：資源循環の推進

4-1-5：地球温暖化対策と脱炭素社会の推進

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 十和田湖西湖畔や白地山など自然と触れ合いましょう。
- 十和田湖の自然保護への意識高揚と美化活動に積極的に参加しましょう。
- ごみの分別や資源ごみの回収等に積極的に取り組みましょう。
- ノーマイカーデーやエコドライブを心がけましょう。
- 地域や行政が行う環境活動に積極的に参加しましょう。

[主要施策の展開]

4-1-1：適正な土地利用の推進

- 大規模な土地取引や開発について、規制等の制度の周知を図り、届出があった場合に関係部署と緊密に連携を図り、道路、公園等の整備や市街地の開発について、都市計画マスタープランに基づく土地の機能に応じた計画的な土地利用を進めます。

4-1-2：自然との共生・保護の推進

- 町民一人ひとりの環境美化意識の高揚を図り、ごみの散乱・不法投棄の防止やマナーの向上等、町民・地域が一体となった環境美化活動を進め、美しい自然環境を後世に引き継ぎます。
- 公衆衛生や公害防止による生活環境の保全に向けて、下水道接続の推進及び浄化槽の設置促進等や、坑廃水処理や河川水質管理等、衛生管理により町民の快適で衛生的な暮らしを確保します。

4-1-3：景観の保全

- 歴史的建造物で形成される「町並み」や十和田湖に代表される豊かな自然の計画的な保全により、町民が暮らしやすく、町を訪れた観光客がまた訪れたいくなるような魅力あるまちづくりを推進します。

4-1-4：資源循環の推進

- 食品ロス削減や生ごみ処理器の設置補助などを通じ、家庭における資源循環を推進します。鹿角広域行政組合と連携し、ごみの減量化とリサイクル率の向上を図ります。

4-1-5：地球温暖化対策と脱炭素社会の推進

- 地域資源を活用した再生可能エネルギーの導入や、省エネルギー機器への買い替え、森林施業等を図り、ゼロカーボン実現をめざします。



関連する個別計画

- 小坂町景観計画
- 小坂町地域新エネルギービジョン
- 小坂町都市計画マスタープラン
- 小坂町環境基本計画
- 小坂町地域省エネルギービジョン
- 小坂町地球温暖化対策実行計画



数値目標

No	指 標 名	単位	現状値		目標値	
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)	令和12年 (2030)	令和12年 (2030)
1	コンポスト普及件数	件	1,016		1,026	
2	1人一日当たりのごみの排出量	g	745		735	
3	リサイクル率	%	19.09		21.00	
4	二酸化炭素排出量	トン	74		59	

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策4-2 道路・交通網・情報基盤

この施策のめざす姿

- 道路の整備、維持補修が行き届き、安全でスムーズな交通が確保されています。
- 利用しやすい公共交通により、地域公共交通を利用する町民が多くなっており、日常生活の移動に不安のない生活を送っています。
- 地域公共交通にICTが活用され、誰もが即座に適切な情報を得ることができるなど、利便性が向上しています。
- 町民主体による地域の足を確保する仕組みができています。
- 地域間での情報格差がなく、町内のどの地域においても等しく必要な情報を得ることができています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画では、国補助事業の活用等により、補修が必要な道路延長は目標を達成し、修繕が必要な橋りょう数も減少しています。広域道路網整備に向けた活動も継続しています。
- 公共交通では、沿線の学生数の減少などにより、野口線の利用者数が計画目標値を下回り、短距離利用のさらなる利用促進が課題となっています。また、人口減少に対応する車両導入やバス路線網の再編、*IoTやAIといった新たな技術を活用した利便性の高い公共交通が必要です。
- 情報基盤では、ラジオ難聴地域が存在していることから、地域間での情報格差の解消に向けデジタル技術を活用した情報提供の取り組みが必要です。
- 地理的、年齢的、身体的な制約を抱え、デジタル技術の恩恵を享受できない町民が、デジタル機器の利用に関する不安を解消し、すべての町民が情報にアクセスしやすくなり、自立した心豊かな生活の維持・向上をめざす必要があります。

* IoT:「Internet of Things(モノのインターネット)」の略で、様々な「モノ」がインターネットに接続され、相互に情報交換を行う仕組みこと。交通においては、車両の位置追跡による高越管理や安全確保に活用される。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策4-2 道路・交通網・情報基盤

4-2-1：道路、橋りょうの整備

4-2-2：広域・基幹道路網の整備

4-2-3：公共交通確保対策の推進

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 公共交通機関を積極的に活用しましょう。
- 道路や橋の異常を発見した場合は、小坂町役場建設課へ連絡しましょう。
- 新しい生活様式への対応、生活の利便性向上に向けて、ICTを使いこなすスキルを積極的に身につけましょう。

[主要施策の展開]

4-2-1：道路、橋りょうの整備

- 定期点検の結果から、重点的に修繕すべき箇所と必要な費用を抽出し、修繕事業を計画的に実施します。日常のパトロールを強化し、修繕に必要な路線や橋りょうの早期発見に努め、重要な箇所は予防保全を行い、長寿命化を図ります。

4-2-2：広域・基幹道路網の整備

- 日本海沿岸東北自動車道の早期全線開通に向けた要望活動等の取り組みを沿線市町村等とともに進めます。
- 国道や県道などの基幹道路整備の促進により、道路網の優位性を生かした産業振興と町民の利便性向上に努めます。

4-2-3：公共交通確保対策の推進

- 新たな公共交通計画作成に合わせ、公共交通の維持だけでなく、急速に進む沿線の少子高齢化に対応する環境づくりなど、地域交通のリデザインにより交通サービスの維持向上に努めます。
- 現状の公共交通の維持を基本としつつ、AI・ICTを活用した新たな移動サービスの導入のための運行実験や、ルートの再編、車両の小型化によるきめ細やかな空白地域のカバーを行うための取り組みを検討するなど、日常生活の移動に不安なく、外出しやすい環境づくりに引き続き努めます。

- 持続可能な公共交通とするため、運転免許証返納者や高校生への通学に対する支援を行います。
- 観光客等が2次交通により目的地へ移動することができる環境を整えることで、さらなる利便性の向上に努めます。



関連する個別計画

- 小坂町橋梁長寿命化修繕計画
- 小坂町地域公共交通計画



数値目標

No	指 標 名	単位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	修繕が必要な橋りょう数	橋	6	1
2	補修が必要な道路延長	Km	4.0	1.0
3	野口線利用者数	人	6,370	6,153
4	上向七滝線利用者数	人	8,178	7,908

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策 4 - 3 住環境・上下水道

この施策のめざす姿

- 町民は安全で快適な住まいで暮らし、良好な都市公園を利用しています。
- 災害に強く、安全でおいしい水が安定的に供給されています。
- 生活排水が適正に処理され、環境と公衆衛生が保全されています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期計画期間では、公営住宅長寿命化計画に基づく維持管理、老朽管の更新による安全な水道水の安定供給や下水道の整備普及率の向上に努めてきましたが、既存住宅の耐震化が進んでいない状況です。
- 今後は、公営住宅の解体やバリアフリー化を進めるほか、既存住宅の耐震化支援を継続する必要があります。また、公衆衛生向上のため、処理区域内の下水道への接続及び合併処理浄化槽の設置を促すことが重要となります。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策4-3 住環境・上下水道

4-3-1：安心な住まいの確保

4-3-2：公園の維持管理

4-3-3：安全・安心な水道水の供給

4-3-4：下水道の普及等の推進

4-3-5：合併処理浄化槽の設置補助

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 町民の生命と財産を守るため、旧耐震建築物の耐震化を進めましょう。
- 町営住宅や都市公園で不具合を発見した場合は、速やかに小坂町役場建設課へ連絡しましょう。
- 地球環境に配慮した水質浄化の必要性を認識し、下水道への接続や合併処理浄化槽の設置に努めましょう。

[主要施策の展開]

4-3-1：安心な住まいの確保

- 公営住宅長寿命化計画に基づき維持管理及びバリアフリー対応を行います。老朽化が進行しているものについては順次解体を進め空室を減らし、維持管理効率を高めます。持ち家住宅はリフォーム工事のほか耐震診断や改修を支援します。

4-3-2：公園の維持管理

- 都市公園や町営住宅付属公園等の遊具の点検を実施するほか、草刈り等の管理は、町民と行政が一体となった環境づくりを進めます。

4-3-3：安全・安心な水道水の供給

- 老朽管の更新や災害に強い水道施設等を整備することで、安全でおいしい水道水を安定的に供給します。

4-3-4：下水道の普及等の推進

- 処理区域内の管渠整備が完了したことから、今後は浄化槽からの切り替えも含めた下水道への接続を推進します。

4-3-5：合併処理浄化槽の設置補助

- 生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、生活環境の保全を図るため、合併処理浄化槽を設置する町民に対し費用の一部を補助します。



関連する個別計画

- 小坂町公営住宅長寿命化計画
- 小坂町耐震改修促進計画
- 小坂町水道ビジョン



数値目標

No	指 標 名	単位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	住宅の耐震化率	%	73.0	83.0
2	トイレを水洗にしている人の割合(水洗化率)	%	85.0	86.0

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策4-4 空き家、空き地の利活用・移住・定住推進

この施策のめざす姿

- 空き家や空き地の利活用が進み、移住・定住を希望する人が住みやすい環境が整備されています。
- 移住者や若者の定住を促す支援が充実し、小坂町への新しい人の流れが創出されています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期計画期間では、空き家バンクの登録件数が目標を上回り、新築・中古住宅補助の利用件数も大幅に増加するなど、町内での定住に対する支援は成果を上げています。一方で、町外からの移住者数は停滞しているため、引き続き移住・定住の取り組みを強化していく必要があります。
- 今後は、移住希望者のニーズに合った住環境整備を推進し、特に若い世代のAターン促進のため、子育て支援や企業とのマッチングによる就労支援を強化し、地域社会を下支えする*エッセンシャルワーカー等の人材確保に努める必要があります。
また、安全な住環境を維持するため、危険空き家の把握と対策も継続する必要があります。

* エッセンシャルワーカー：医療、福祉、物流、小売業など、人々の日常生活を維持するために必要不可欠な仕事に従事する人のこと。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策4-4 空き家、空き地の利活用・移住・定住推進

- 4-4-1：危険空き家の把握・安全確保対策の充実
- 4-4-2：空き家・空き地の有効活用
- 4-4-3：移住者の受入体制整備
- 4-4-4：若い世代の移住・定住の促進と関係人口の創出

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 空き家・空き地は、「自分の財産」という認識を持ち、自ら積極的な利活用方法を検討しましょう。
- 近隣に迷惑をかけないように、空き家は適正に管理しましょう。
- 移住者等の新しい人の流れを受け入れるための機運を地域で醸成しましょう。

〔主要施策の展開〕（◎）：総合戦略との関連する取り組み

4-4-1：危険空き家の把握・安全確保対策の充実

- 空家等対策計画の調査に基づき、危険空き家の把握に努め、将来にわたり安心安全な住環境と美しい景観が保たれるよう総合的な取り組みを推進します。
- 危険空き家及び将来危険空き家となる可能性が高い空き家についての相談支援を行うとともに、解体にかかる費用を支援します。

4-4-2：空き家・空き地の有効活用（◎）

- 町分譲地及び町有の遊休地、空き家・空き地の有効活用による移住・定住者の受け皿となる住環境整備を進めます。
- 空き家の有効活用を図り、移住・定住を促進するため、空き家の取得やリフォームに対する支援を引き続き行うとともに、使用用途を住居だけにこだわらず事業等の拠点に活用してもらえような支援の検討を進めます。
- 賃貸または売買をしたい空き家や空き地は、空き家・空き地バンクへ情報を登録のうえ、民間不動産事業者等との連携により移住・定住希望者へ紹介を行います。

4-4-3：移住者の受入体制整備（◎）

- 県が行う政策「あきた暮らし」と連携し、Aターンを促進する取り組みを推進し、PR活動を継続的に実施します。
- 地域おこし協力隊制度の活用により、移住定住促進を担う人材の確保や関連企業・団体との連携を強化し、幅広い世代のニーズに対応するきめ細かな相談、受入体制を構築します。
- 中小企業等における人手不足を解消するため、イベント参加や情報提供等のマッチング支援を行うほか、県と共同して東京圏からの移住者へ支援金の交付や、町の暮らしの魅力を広く発信することで、移住・定住を促進します。
- 移住を検討している方が町の魅力に触れるための体験ができる新たな滞在拠点の提供の検討を進めます。

4-4-4：若い世代の移住・定住の促進と関係人口の創出（◎）

- 出会いの機会づくりをはじめ、結婚・出産・子育て等の施策を連携させ、若者や女性、子育て世代に選ばれる地域づくりを総合的に推進します。
- 若い世代のAターン促進のため、子育て情報提供や企業とのマッチングによる就労支援を行います。特に地域社会を下支えする人材確保に向け、農林水産業、医療・福祉等のエッセンシャルワーカーを対象とした支援を強化します。
- 起業や地域おこし協力隊等の多様な働き方をめざす世帯への定着支援や、二地域居住やふるさと住民登録制度の活用など関係人口創出を推進します。

- 民間の活力による賃貸住宅を促進するため、町有地の無償貸与もしくは低廉な価格での売却、固定資産税の減免等を行います。



関連する個別計画

- 小坂町空家等対策計画



数値目標

No	指 標 名	単位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	空き家バンクの登録件数(累計)	件	49	77
2	新築・中古住宅補助利用件数(累計)	件	82	107
3	移住者数(小坂町相談窓口の取り扱い)	件	6	16

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策 4 - 5 消防・救急体制・防災・防犯交通安全

この施策のめざす姿

- 広域での消防救急体制が充実し、町民の安心につながっています。
- 災害時に迅速かつ的確に対応できる体制が整い、災害に強いまちになっています。災害時に町民はどのように行動すべきか知っています。
- 地域、関係機関が連携して防犯活動を推進し、犯罪の減少につながっています。
- 町民が高い交通安全意識を持ち、交通マナーの向上、交通事故減少につながっています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期計画期間では、広域消防体制での高機能消防指令システム・高度救急救命体制の確保や防災訓練の実施、備蓄品の充実といった災害への備えを着実に進めてきました。また、自主防災組織の結成を促したことで組織率は微増しましたが、自主防災組織の組織率は令和6年度(2024)時点で43.8%であり、引き続き組織率の向上に取り組む必要があります。
- 今後は、自主防災組織の組織率向上に向けた取り組みを継続し、既存組織の自主活動を積極的に支援する必要があります。また、災害時に迅速に対応できるよう、ハザードマップや避難マニュアルの作成・周知、情報伝達手段の充実を図ることが重要です。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策4-5 消防・救急体制・防災・防犯交通安全

4-5-1：消防・救急体制の充実

4-5-2：防災体制の充実

4-5-3：災害に強いまちづくりの推進

4-5-4：防犯体制の強化

4-5-5：交通安全の強化

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 防災への関心を高め、普段から防災用品の備蓄等、災害に備えましょう。
- 防災訓練に積極的に参加し、災害時にどのような行動をすべきか理解しましょう。
- 消防団協力事業所として認定を受けましょう。
- 交通ルールを守り、正しい交通マナーの実践に努めましょう。
- 従業員の安全運転管理の徹底と意識高揚を図りましょう。
- 交通安全活動や防犯活動に参加・協力しましょう。

[主要施策の展開] ((◎)：総合戦略との関連する取り組み)

4-5-1：消防・救急体制の充実

- 広域消防体制において、高機能消防指令システム・高度救急救命体制と施設・資機材の整備を進め、安心できる消防・救急体制を確立します。
- 消防団員の確保と資機材の整備・充実を図ります。

4-5-2：防災体制の充実

- あらゆる災害に対応する体制の確立をめざし、デジタル化を見据えた防災思想の普及啓発、防災訓練の実施、備蓄品の充実、避難所の生活環境の抜本的改善、災害時要配慮者の把握・支援体制の確立など、災害に備えた準備や体制づくりなど地域の防災力を強化します。
- 災害状況を把握し、速やかに対応できるよう、デジタル化を通じた防災支援業務の効率化を検討し、情報提供手段の充実やハザードマップの更新、一人ひとりの状況に応じた被災者支援体制の充実を検討していきます。
- 個人の防災意識の向上と自主防災組織の新規結成、活動の活性化など、地域一体となった防災体制づくりを進めます。

4-5-3：災害に強いまちづくりの推進 (◎)

- 国が定める一定の基準を満たす避難所の整備を進めるため災害用物資・資機材の備蓄に取り組みます。
- 治山対策や急傾斜地崩壊対策、災害防除、災害に強い都市基準の整備等災害に強いまちづくりを進めます。
- 小坂町国土強靱化地域計画、小坂町地域防災計画に基づき、国・県・各団体・民間事業者と連携し、防災・減災に必要な取り組みを推進します。小坂町業務継続計画についても必要な見直しを行います。
- 平成28年(2016)に常時観測火山に指定された十和田火山については、十和田火山防災協議会と連携し、警戒レベルに応じた避難計画の検討を引き続き行います。

4-5-4 : 防犯体制の強化

- 防犯指導員の巡回や防犯灯、通学路への防犯カメラの整備等、犯罪の起こりにくい体制づくりと、町民の防犯意識の高揚を図り、安心できる生活環境を確保します。
- 関係機関と連携し、近年増加している高齢者に対する特殊詐欺被害やSNSを起因とする青少年への消費者被害を未然に防止する取り組みを推進します。

4-5-5 : 交通安全の強化

- 交通指導員や交通安全施設の整備、地域ぐるみの交通安全運動と交通安全マナーの向上を図り、子どもや高齢者も安心・安全に過ごすことができるまちづくりを推進します。



関連する個別計画

- 小坂町地域防災計画
- 小坂町業務継続計画
- 小坂町国土強靱化地域計画
- 小坂町国民保護計画



数値目標

No	指 標 名	単位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	自主防災組織の組織率	%	43.8	72.2
2	町及び防災機関が行う訓練の参加者数	人	226	300
3	消防団員数の充足率	%	66	72

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策4-6 雪対策

この施策のめざす姿

- 住民協働による除雪活動が定着し、冬期間も安心して生活できる環境が確保されています。
- 除雪機械の整備と体制強化により、生活道路における除排雪が円滑に行われています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画では、共助による雪対策として、町内除雪デーやあんしん除雪支援事業の利用が進み、地域の雪に対する意識が高まりました。
- 除雪オペレータが不足しており、緊急時や除排雪体制の質の確保が困難な状況にあります。今後、冬期間も安心して暮らせる環境を維持するためには、自治会との連携による共助の取り組みを継続するとともに、計画的な除雪機械の整備・維持や除雪実施路線の見直しをし、民間事業者等委託へ移行することで、除排雪体制の質と安定性を確保することが重要です。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策4-6 雪対策

4-6-1：除雪体制の充実

4-6-2：共助による除雪活動の推進

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 町内除雪デーに参加しましょう。
- 自治会であんしん除雪支援事業の利用について検討してみましょう。
- 共助の組織づくりを進めましょう。
- 除雪事業者が安全かつ円滑な作業を行えるよう、マナーを守りながら除雪を行いましょう。

[主要施策の展開] ((◎) : 総合戦略との関連する取り組み)

4-6-1 : 除雪体制の充実 (◎)

- 県との連携を密にし、国道や県道との段差の少ない除雪をめざします。
- 除雪機械の更新と整備を継続し、除雪率の向上を図ります。
- 小型除雪機を所有する業者への業務委託や自治会への除雪機械貸与を増加させることにより、狭あい生活道路の除排雪体制を充実させます。

4-6-2 : 共助による除雪活動の推進 (◎)

- 自治会との連携による町内除雪デーは、町道以外の生活道路や高齢者世帯などへの重要な取り組みとなっており、継続して事業を実施します。
- あんしん除雪支援事業を各自治会へ斡旋し、生活道路及び間口の除排雪を充実します。



関連する個別計画

- 除雪計画（毎年度）



数値目標

No	指 標 名	単 位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	町内除雪デー参加自治会	団体	11	12
2	あんしん除雪支援事業利用自治会	団体	14	15

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

[SDGsによる目標]



施策 5-1 地域コミュニティ・協働

この施策のめざす姿

- 住み慣れた地域で安全・安心に暮らしていくためのコミュニティ意識が高まり、持続可能な地域づくりが進んでいます。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画では、自治会館の維持管理支援等を通じて、地域コミュニティの基盤維持に努めてきました。しかし、地域の高齢化や担い手不足により、自治会活動やコミュニティの維持に支障をきたしています。
- 地域活性化を目的とした地域づくり交付金が十分活用されておらず、その趣旨が地域や利用団体に伝わっていない状況がみられます。今後は町民と行政が同じ問題意識を持ち、協働によるまちづくりを推進するため、自治会と行政との情報共有を強化し、地域課題の解決に向けた取り組みとして、地域運営組織の形成や小さな拠点づくりを支援していく必要があります。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策5-1 地域コミュニティ・協働

5-1-1：地域コミュニティの振興

5-1-2：協働のまちづくり

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 自治会活動や地域活性化事業に積極的に参加し、地域のつながりを大切にしましょう。
- 地域の支え合いを基本として、町民自らが地域問題解決に取り組みましょう。
- 行政との連携により、持続可能な地域づくりをめざしましょう。

〔主要施策の展開〕

5-1-1：地域コミュニティの振興

- 若者・女性・シニアなどの地域の担い手となる人材の確保のほか、町民が主役となり自治会運営及び活動に積極的に関わり、各地域が協力して地域活動の活発化を行います。
- 自治会活動等、地域のコミュニティ活動を支援し、地域のつながりや支え合いを育みます。
- 地域の課題に対して自治会と行政とが連携をとり、情報を共有しながら協働で解決し、また、地域が支え合う自主的な活動や地域運営組織の形成を支援します。
- 地域の実情やサービスの性格を踏まえた「小さな拠点」などの持続的なサービス拠点の構築をめざします。
- 自治会館のバリアフリー化助成や長寿命化を目的とした修繕を行い、自治会活動の基盤を維持します。

5-1-2：協働のまちづくり

- 町民と行政が同じ問題意識を持ちまちづくりに取り組めるよう、行政が担う役割と責任を十分に見極めながら事務事業を見直し、町民と行政との協働によるまちづくりを推進します。
- 地域やNPO法人等が行う地域活性化事業に対し、地域づくり交付金による支援を行います。自発的に地域のにぎわいづくりに貢献したい若者を受け入れる体制づくりについて、地域と連携した取り組みを行います。



関連する個別計画

- 小坂町公共施設等総合管理計画



数値目標

No	指 標 名	単位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	地域課題の解決・地域活性化に取り組んだ事業数(累計)	件	3	9
2	地域運営組織の形成数	件	0	1

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策5-2 人権・男女共同参画・結婚支援

この施策のめざす姿

- 「差別をしない・差別を許さない」「いじめを許さない」といった差別を感じない暮らしが定着しています。
- 男女が互いの性と人権を尊重し、平等に、家庭、職場、学校、地域等、社会のあらゆる分野において責任を分かち合い、仕事と生活を調和させ、その個性と能力を発揮しています。
- 男女があらゆる分野に参画し、政策・方針決定の場に多様な意見や考え方が反映されています。
- 誰もが結婚・出産・子育てに希望を持ち、結婚につながる独身者の出会いの機会があります。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画では、人権擁護の推進や男女共同参画推進計画の実施、定住自立圏での出会いイベント開催、結婚新生活支援事業等に取り組みましたが、婚姻率(人口千人に対する婚姻件数の割合)は年々減少しているほか、助成制度の周知が不十分であり、利用数が伸び悩んでいます。
- 男女共同参画では、審議会等での女性委員の割合が伸びておらず、多様な意見の反映が課題となっています。
- 今後は、男女共同参画を推進し、あらゆる分野への女性の参画を促すとともに、若年層の減少という現実を踏まえ、結婚・子育てへの希望を持てる社会づくりに向けた取り組みを強化する必要があります。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策5-2 人権・男女共同参画・結婚支援

5-2-1：人権擁護の推進

5-2-2：男女共同参画・女性活躍の推進

5-2-3：結婚新生活支援・情報発信強化

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 男女が互いに協力し、家事、育児等を行いましょう。
- 自治会やPTA、各種団体等、地域社会活動に男女問わず積極的に参画しましょう。
- 事業所では、性別にとらわれない職場環境、仕事と生活が調和できる労働条件を整備しましょう。
- いじめや虐待、差別や偏見をなくしましょう。

[主要施策の展開] ((◎) : 総合戦略との関連する取り組み)

5-2-1 : 人権擁護の推進

- いじめや虐待、差別や偏見、国籍や性的指向等、あらゆる人権問題の解消をめざし、様々な機会を通じて、町民自らが人権について学ぶ機会を創出します。人権侵害等に対する関係機関との迅速な連携や相談、救済・支援体制の充実に努めます。

5-2-2 : 男女共同参画・女性活躍の推進

- 男女共同参画を推進し、男女の働き方、暮らし方や意識を変革することにより、仕事と生活の調和に取り組めます。
- 町内在住のあきたF・F推進員を中心に、町民や事業者向けにさらなる意識醸成を図る場を設け、女性も自ら意欲を持ち、個性と能力を発揮してもらうための教育や学習機会の確保に努めます。
- 若者・女性にも選ばれる地域づくりに向けて、アンコンシャス・バイアス(無意識の思い込み)の解消など魅力ある働き方・職場づくりを官民連携で進めます。

5-2-3 : 結婚新生活支援・情報発信強化 (◎)

- 近隣市町村と連携した出会いイベントの実施を継続し、新たな連携先を検討するなど出会いの機会の創出を強化します。ウェブサイト、SNS等を活用した結婚・子育て情報の発信を強化します。
- 国の交付金を活用し、あきた結婚支援センターへの登録料助成や、結婚に伴うスタートアップ経費である住宅取得・住宅賃借費用等に対する助成を行い、誰もが結婚に希望を持てる社会づくりの推進に努めます。



関連する個別計画

- 小坂町男女共同参画推進計画



数値目標

No	指 標 名	単 位	現 状 値	目 標 値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	審議会等での女性委員の割合	%	18.1	40.0
2	婚姻率(人口千人に対する婚姻件数の割合)	件/千人	0.67	2.5

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策 5 - 3 行財政運営の効率化

この施策のめざす姿

- 財政基盤の強化を図りながら、町民と共に魅力ある持続可能なまちづくりが行われています。
- 町民ニーズを的確に把握し、質の高い行政サービスが提供されています。
- デジタル技術を活用した行政サービスの効率化が進んでいます。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画では、物価高騰や人件費増大の中、官民連携や基金の適正活用により財政基盤の安定化に努め、実質公債費比率は改善傾向にあります。公共施設等総合管理計画に基づき、施設の計画的な維持管理や、民間活力を活用した定住促進住宅の整備等も進めました。
- 今後、人口減少に伴う町税収入の減少と、ハード事業の実施により財政が悪化する懸念があるため、引き続き行財政改革の推進を重点施策として位置づける必要があります。デジタル技術(ICT、AI、RPA等)を積極的に活用し、行政事務の効率化を図るとともに、町民の利便性の高い行政サービスを提供し、「まちの体力」ともいえる財政基盤を強化する必要があります。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策5-3 行財政運営の効率化

5-3-1：行財政改革の推進

5-3-2：質の高い行政サービスの提供

5-3-3：公共施設の適正配置

5-3-4：ふるさと納税の推進

5-3-5：持続可能な開発目標(SDGs)を踏まえた取り組みの推進

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 町が行う行政サービスや行財政改革に関心を持ちましょう。
- 行政との対話を行う集会に積極的に参加しましょう。
- ふるさと納税を推進するために、返礼品の提供や開発に積極的に参加しましょう。

[主要施策の展開] ((◎) : 総合戦略との関連する取り組み)

5-3-1 : 行財政改革の推進 (◎)

- 民間ノウハウの活用、庁内外のデジタル化を推進し、行政事務の効率化・省力化を図ります。
- 人口規模に見合った事務事業や組織の見直しを検討することや、公共施設の計画的な補修・統廃合を推進します。

5-3-2 : 質の高い行政サービスの提供

- 町民の利便性が高く、わかりやすい行政サービスの仕組みづくりを推進し、行政サービスの向上を図ります。また、職員研修等により職員の能力向上を図り、質が高く丁寧な行政サービスの提供に努めます。
- 町民との懇談会の開催により、積極的な広聴を行います。広報及びホームページの内容充実のほか、メール配信システム、SNS等の活用による効果的で迅速な情報発信を行います。
- マイナンバーやICTを活用し、コンビニでの証明書発行やキャッシュレスサービス決済等、町民の利便性の高いサービスを実施し、併せて、個人情報保護等、セキュリティ向上対策に努めます。

5-3-3 : 公共施設の適正配置

- 公共施設においては、公共施設等総合管理計画に基づき、新設の抑制、多機能化・複合化の推進による総量の削減、既存施設の有効活用、維持管理及び耐震化による長寿命化など効果的・効率的な管理を実施します。また、行政サービスの効率化を目的とした民間資金の活用(PPP/PFI)等の検討、指定管理者制度の導入を行います。

5-3-4 : ふるさと納税の推進 (◎)

- 返礼品となる地域資源の磨き上げ及び事業者との連携により、地方への資金の流れの拡大を図り、自主財源の確保に努めます。企業版ふるさと納税制度などの活用により、地方創生の取り組みを推進します。

5-3-5：持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえた取り組みの推進

- SDGsの理念に基づき、持続可能で多様性のある社会の実現をめざします。デジタル技術を用いた町民サービスの向上、地域社会のデジタル化、業務効率化（行政手続きのオンライン化、AI・RPA活用など）を積極的に推進します。
- 令和12年（2030）以降の“ポストSDGs”に向けて、一人ひとりのウェルビーイングの向上につながるよう多様な主体が垣根を超え、協創力を発揮していくことで、新たな産業、コミュニティ形成など、次世代につなぐ地域社会の土台を築いています。



関連する個別計画

- 小坂町公共施設等総合管理計画
- 小坂町定員管理計画



数値目標

No	指 標 名	単 位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	実質公債費比率	%	12.7	8.3
2	ふるさと納税寄附額	千円	21,493	35,000

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策5-4 広域行政・広域連携

この施策のめざす姿

- 近隣市や県を超えた連携により、行政課題の把握及び解決に努め、効率的、機能的な行政運営が推進されています。
- 定住自立圏の圏域市町村と共に未来へ向けたビジョンを共有し人口減少の抑制に取り組んでいます。



施策を考える背景(現況と課題)

- 前期基本計画では、鹿角広域行政組合による事務の共同処理、秋田県町村電算システム共同事業組合によるシステム共同化が進み、行政運営の効率化と財政負担の軽減が図られてきました。また、上十三・十和田湖広域定住自立圏及び大館圏域定住自立圏の形成により、圏域内での生活機能の確保や連携事業が推進されています。
- 今後、人口減少社会に対応するためには、既存の広域連携の枠組みを維持・強化し、近隣自治体や県を超えた連携による共通課題解決に向けた取り組みが重要です。特に定住自立圏共生ビジョンに基づき、各圏域と連携による生活機能や魅力の向上、産業の活性化を図りながら、引き続き人口減少の抑制をめざす必要があります。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策5-4 広域行政・広域連携

5-4-1：鹿角広域行政組合による事務の共同処理の推進

5-4-2：秋田県町村電算システム共同事業組合によるシステム共同化の推進

5-4-3：定住自立圏による広域連携

5-4-4：地域間連携の推進

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 広域的なイベント参加等、行政区域を越えた交流を深めましょう。

[主要施策の展開] ((◎)：総合戦略との関連する取り組み)

5-4-1：鹿角広域行政組合による事務の共同処理の推進

- 鹿角広域行政組合での事務の共同化を推進し、より効率的、機能的な行政運営を推進します。

5-4-2：秋田県町村電算システム共同事業組合によるシステム共同化の推進

- 県内の町村による電算システムの共同化を推進し、システムの導入・改修にかかる財政負担の軽減を図ります。また、共同利用システム及び地方公共団体標準準拠システムのDX化推進について協議を行います。

5-4-3：定住自立圏による広域連携 (◎)

- 上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン及び大館圏域定住自立圏共生ビジョンに基づく連携により、暮らしに欠かすことのできない生活機能を確保するとともに、圏域における魅力の向上、産業の活性化を図りながら、圏域内外を結ぶネットワークの強化による圏域内への人の流れの創出に努めます。
- 大館圏域定住自立圏においては、さらに広域観光連携等による産業の活性化を図りながら、圏域内への移住・定住の推進、交流人口の拡大により、人口減少の抑制をめざします。

5-4-4：地域間連携の推進

- 今後の人口減少・少子化・高齢化の進行に対応し、持続可能な圏域づくりを進めるため、近隣自治体や、本町と関わりのある自治体との連携による共通課題解決に向けた効果的な地域間連携を推進します。
- 災害時の協力や観光振興等、様々な分野について民間事業者との協定を締結し、協働で地域活性化に取り組みます。



関連する個別計画

- 上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョン
- 大館圏域定住自立圏共生ビジョン
- 鹿角地域文化財保存活用地域計画



数値目標

No	指 標 名	単位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	上十三・十和田湖広域定住自立圏共生ビジョンによる連携事業	事業	14	14
2	大館圏域定住自立圏共生ビジョンによる連携事業	事業	7	7
3	秋田県町村電算システム共同事業組合のシステム共同化実施業務	業務	47	47

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

施策 5 - 5 デジタル化(DX推進)

この施策のめざす姿

- デジタル技術 (ICT、AI、RPA等) が最大限に活用され、町民一人ひとりのニーズに応じたサービスを誰もが選択できる環境が整っています。
- 「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル社会」が実現し、町民の生活の利便性 (ウェルビーイング) が向上しています。



施策を考える背景(現況と課題)

- 本町では、人口減少に伴う税収減や職員数の減少が懸念されており、今後も行財政改革を重点的に推進し、デジタル技術 (ICT、AI、RPA) を積極的に活用した行政事務の効率化・省力化が求められています。
- 町民の生活では、ラジオ難聴地域が存在するなど、地域間での情報格差の解消が引き続き課題です。特に、地理的、年齢的、身体的な制約を抱える町民が、デジタル技術の恩恵を十分に享受できていない※デジタルデバイドの解消は、町全体の自立した心豊かな生活の維持・向上をめざすうえで不可欠です。
- 行政サービスや地域情報の発信では、マイナンバー制度やキャッシュレス決済、オンライン申請などの利便性の高いサービスの導入が進められていますが、これらのサービスをさらに普及させるための取り組みを強化する必要があります。
- 今後の行政運営の効率化と財政負担の軽減を図るため、地方公共団体標準準拠システムへの対応や、秋田県町村電算システム共同事業組合によるシステム共同化のDX化推進が求められています。
- 学校教育では、第2期GIGAスクール構想の実現に向けたICT活用を推進し、デジタル社会に対応できる人材育成に取り組む必要があります。

※ デジタルデバイド：インターネットやパソコンなどの情報通信技術 (ICT) を利用できる人とできない人の間に生じる格差を指し、「情報格差」とも呼ばれる。この格差は、情報にアクセスできる・できない、質の高い情報・サービスを利用できる・できない、といった形で現れ、所得や機会の格差を広げる可能性がある。



各主体が取り組んでいくこと

町の取り組み(主要施策)

[施策の構成]

施策5-5 デジタル化(DX推進)

5-5-1：誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化

5-5-2：デジタル技術を活用した行財政運営の効率化

5-5-3：町民サービスの利便性向上と情報発信の強化

5-5-4：デジタルデバインド対策とデジタル人材育成

5-5-5：地域社会・産業分野へのデジタル活用支援

協働による取り組み(町民・地域・事業者に期待する役割)

- 町民は、生活の利便性向上に向けて、ICT を使いこなす能力を積極的に身につけましょう。
- 町が行う行政サービスや行財政改革に関心を持ち、活用しましょう。
- 企業は、地域企業の成長や新規事業の立ち上げを後押しするAI・デジタルなどの新技術の活用を積極的に検討し、産業のDXを推進しましょう。

[主要施策の展開] ((◎)：総合戦略との関連する取り組み)

5-5-1：誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化 (◎)

- デジタルデバインド解消のため、高齢者等が行政サービスや日常生活においてデジタルの恩恵を享受できるよう、スマートフォンやオンライン手続きに関する学習機会を提供し、地域で支え合うデジタルサポーターの育成を推進します。また、デジタル機器利用に関する相談対応や利用支援策を強化します。

5-5-2：デジタル技術を活用した行財政運営の効率化

- ICT、AI、RPA等の活用により、庁内外のデジタル化を推進し、行政事務の効率化・省力化を図ります。
- 秋田県町村電算システム共同事務組合で利用システム及び地方公共団体標準準拠システムのDX推進について協議を行い、システムの導入・改修にかかる財政負担の軽減を図ります。

5-5-3：町民サービスの利便性向上と情報発信の強化

- マイナンバーやICTを活用し、コンビニでの証明書発行や、キャッシュレスサービス決済など、町民の利便性の高いサービスを実施し、行政手続きのオンライン化と書かない窓口化を推進します。
- ホームページの内容充実のほか、メール配信システムやSNS等の活用により、健康情報、子育て情報など、効果的で迅速な情報発信を強化します。
- 外国人旅行者や在住者向けに、複数の言語に対応が容易な申請システムやデジタルサイネージの活用など、多文化共生社会に対応した環境整備に配慮します。

5-5-4：デジタルデバйд対策とデジタル人材育成

- デジタルデバйд解消のため、高齢者等がデジタルの恩恵を享受できるよう、スマートフォンやオンライン手続きに関する学習機会を提供し、地域で支え合うデジタルサポーターの育成を推進します。
- 第2期GIGAスクール構想の実現に向け、ICTの活用を推進するとともに、デジタル社会に対応できる人材育成に取り組みます。

5-5-5：地域社会・産業分野へのデジタル活用支援

- 農業分野におけるスマート農業の推進や、商工業におけるAI・デジタルなどの新技術の活用の支援を通じ、地域企業の成長や新規事業の立ち上げを後押しします。
- AI・ICTを活用した新たな移動サービス(MaaS等)の導入のための運行実験を検討し、日常生活の移動の利便性向上を図ります。
- 災害対応において、デジタル化を通じた防災支援業務の効率化を検討し、災害状況の迅速な把握や情報提供手段の充実を図ります。



関連する個別計画

- 小坂町DX推進計画



数値目標

No	指 標 名	単位	現状値	目標値
			令和6年度末時点 (2024)	令和12年 (2030)
1	行かない窓口の取り組み (行政手続きをオンライン化した事務)	件	0	7
2	書かない窓口の取り組み (署名等を電子化した手続き)	件	0	30
3	デジタル技術を活用し事務の効率化・利便性の 向上を図った業務	件	0	5
4	小坂町公式LINEアカウント登録者数	人	138	1,500

※ 現状値は令和7年時点に把握している最新値を採用

資料編



資料編

資料1 計画策定における組織

1 小坂町振興計画審議会名簿

任期:令和6年8月27日~令和8年3月31日

(敬称略)

	区 分	氏 名	職 名	審議会 での役職
1	町の教育委員会の委員	小田桐 昌 善	(学)小坂町教育委員会委員	
2	町の農業委員会の委員	奈 良 延 浩	(産)小坂町農業委員会委員	
3	公共的団体等の役員 及び職員	岡 部 亨	(産)かづの商工会事務局長	
4		安 保 明	(識見)小坂町自治会総連絡協議会 会長	会 長
5		栗 山 鍊 志	(識見)小坂町社会福祉協議会 会長	
6		亀 沢 修	(識見)小坂町観光案内人協議会 会長	
7	学識経験を有する者	三 宅 庫 司	(産)小坂製錬株式会社 常務取締役総務部長	
8		古 関 幸 博	(金)株式会社秋田銀行小坂支店 支店長	
9		工 藤 隆	(労)鹿角公共職業安定所	
10	町の職員	後 藤 富美夫	(官)小坂町副町長	

(学):学校・教育機関、教育委員会、(産):企業、事業者、産業関係団体、(識見):学識経験を有する者、
(金):金融機関、(労):労働団体、労働関係機関、(官):行政機関

2 小坂町振興計画審議会条例

昭和40年8月14日

条例第26号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、小坂町振興計画審議会の設置、組織及び運営に関する事項を定めることを目的とする。

(設置)

第2条 町長の諮問に応じ、町の振興計画の調整その他その実施に関し必要な調査及び審議を行わせるため小坂町振興計画審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織)

第3条 審議会は、委員10人で組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者について町長が任命する。

- (1) 町の教育委員会の委員 1人
- (2) 町の農業委員会の委員 1人
- (3) 町の職員 1人
- (4) 公共的団体等の役員及び職員 4人
- (5) 学識経験を有する者 3人

3 委員は、非常勤とする。

(会長)

第4条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第6条 審議会の庶務は、町長の定める職員が所掌する。

(雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 小坂町新市町村建設審議会条例（昭和32年小坂町条例第6号）は、廃止する。

附 則（平成13年条例第38号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

3 まちづくり委員会・まちづくり未来委員会名簿

任期：令和7年7月1日～令和8年3月31日

(敬称略)

	団 体 名	役 職	氏 名	備 考
1	小坂町社会福祉協議会	事務局長	對馬 ひろみ	副委員長
2	小坂町老人クラブ連合会	会 長	熊 谷 一 男	
3	小坂町民生児童委員協議会	会 長	田 原 正 志	
4	小坂ふくし会	あかしあの郷 施設長	佐 藤 信 義	
5	小坂小学校 P T A	副会長	兔 澤 大 輔	
6	小坂中学校 P T A	会 長	安 保 雄 輔	
7	小坂町教育委員会	委 員	小田桐 昌 善	
8	小坂町生涯学習奨励員協議会	会 長	小 番 薫	
9	小坂町スポーツ協会	理事長	木 村 正 樹	
10	小坂町産業振興会	会 長	佐 藤 重 樹	
11	小坂町産業振興会	副会長	葛 西 秀 正	
12	小坂町産業振興会	理 事	古 関 幸 博	
13	小坂町農業委員会	会 長	亀 田 静 子	
14	小坂町環境審議会	会 長	花 田 洋 二	
15	小坂町商業協同組合	専務理事	齋 藤 孝 志	
16	中央地区自治会連絡協議会	会 長	安 保 明	
17	川上地区自治会連絡協議会	副会長	木 村 久	
18	七滝地区自治会連絡協議会	会 長	亀 沢 修	委員長
19	上向地区自治会連絡協議会	会 長	木 村 隆 文	
20	十和田湖地区自治会連絡協議会	会 員	鈴 木 二 朗	
21	小坂町防犯協会	会 長	大 森 昌 雄	

4 総合計画策定ワーキンググループ名簿

(敬称略)

		課 名	班 名	職 名	氏 名	備 考
1	委員	総務課	総務管財班	主査	安倍倫明	
2	委員	総務課	企画財政班	課長補佐	本田裕平	
3	委員	出納室	—	主査	船坂有希	
4	委員	町民課	町民生活班	課長補佐	田村大介	
5	委員	町民課	税務班	課長補佐	工藤洋太	
6	委員	福祉課	町民福祉班	課長補佐	山口永晃	
7	委員	福祉課	まると支援班	課長補佐	秋本有子	
8	委員	観光産業課	観光商工班	主任	近藤英成	
9	委員	観光産業課	農林班	主事	金澤佳奈	
10	委員	農業委員会	—	局長補佐	中村長裕	
10	委員	建設課	建設班	主査	齋藤豊	
11	委員	建設課	水道班	課長補佐	相馬一之	
12	委員	教育委員会	総務班	主査	和田明美	
13	委員	教育委員会	学習振興班	主査	兎澤洋樹	
14	委員	議会事務局	—	主事	平泉舞由子	
	委員長	総務課	—	課長	窪田圭一	
	事務局	総務課	企画財政班	主査	木村卓泰	

資料2 策定経過

開催年月日	会議名称等	内 容
令和7年 1~2月	まちづくりアンケート実施	●対象者 ・無作為抽出による16歳以上の町民各世代1,400人 ・小坂小学校5・6年生、小坂中学校校の全学年より無作為抽出による100人
5月	まちづくりアンケート集計	●結果は町ホームページにて公開
7月1日	第1回まちづくり委員会	●まちづくりアンケート結果について
8月26日	令和7年度 第1回小坂町振興計画審議会	●第6次小坂町総合計画後期基本計画の策定について
9月18日	第2回まちづくり委員会	●前期基本計画の振り返りと後期基本計画への提言
12月4日	小坂町議会全員協議会	●第6次小坂町総合計画後期基本計画の概要について
令和8年 2月3日	令和7年度 第2回小坂町振興計画審議会	●第6次小坂町総合計画後期基本計画(案)・小坂町人口ビジョン(案)についての諮問
同上	第3回まちづくり委員会	●第6次小坂町総合計画後期基本計画(案)について
2月5~24日	パブリックコメント	●第6次小坂町総合計画後期基本計画(案)について
2月24日	小坂町振興計画審議会から 小坂町長へ答申	
2月27日	小坂町議会全員協議会	●第6次小坂町総合計画後期基本計画(案)・小坂町人口ビジョン(案)について

※その他必要に応じ、総合計画策定ワーキンググループ等庁議を開催

資料3 諮問・答申

1 諮問

諮 問 書

小坂町振興計画審議会 様

小坂町振興計画審議会条例第2条の規定に基づき、次の事項について貴審議会のご意見を賜りたく諮問いたします。

記

1. 諮問理由

本町は、町の将来像「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」の実現を目指し、行政運営の基本的な指針として、令和3年4月に「第6次小坂町総合計画（基本構想・前期基本計画）」を策定し、本計画に掲げた各種施策を展開しています。

「前期基本計画」が令和7年度末をもって計画期間終了となることから、この成果を引き継ぎ、新たな課題等に対応した「後期基本計画」を策定することとしました。

前期基本計画の期間中、少子高齢化・過疎化は一層進行し、社会情勢も大きく変化していることから時代に即応した行政運営が求められています。

また、平成28年に目指すべき将来の「人口ビジョン」を策定しましたが、本町の中長期的な人口推移が与える社会的・経済的な影響について、近年の状況を分析し、今後の地域社会の活性化に向けた将来展望及び方向性を整理するため、新たな「人口ビジョン」を策定することとしました。

今後、行財政改革をより一層推進するとともに、本町の魅力ある地域資源を最大限に活用し、町民との協働を進めながら、将来にわたり持続可能なまちづくりに取り組むため、令和8年度からの5か年にむけた「第6次小坂町総合計画後期基本計画」及び新たな「小坂町人口ビジョン」の策定に関して諮問し、意見を求めるものです。

以上

令和8年2月3日

小坂町長 細 越 満

2 答申

令和8年2月24日

小坂町長 細越 満 様

小坂町振興計画審議会
会長 安 保 明

第6次小坂町総合計画後期基本計画（案） および小坂町人口ビジョン（案）について（答申）

令和8年2月3日付けで諮問された第6次小坂町総合計画後期基本計画（案）および小坂町人口ビジョン（案）について、当審議会で慎重に審議した結果、第6次小坂町総合計画後期基本計画（案）および小坂町人口ビジョン（案）は妥当と認めます。

「まちの将来像」である「ひとと自然と文化を未来につなぐ魅力あふれるまち」が実現されるよう、具体的な取り組みに対する意見として以下の事項を付して答申します。

なお、第6次小坂町総合計画後期基本計画（案）および小坂町人口ビジョン（案）を審議する中で、各委員から出された意見等については尊重され、各施策の実施をされるよう望みます。

1 健康・医療・福祉について

令和5年度に町で策定した「小坂町福祉総合計画」との整合性を持たせ、施策の対象や対応方法を限定しているように捉えられるものについては、前期基本計画と同様に分かりやすく明記するよう要望します。

2 教育・文化について

新たに「鹿角地域文化財保存活用計画」に基づいた施策が展開されるならば、その根幹となる広域連携、地域連携で行うことを明記するよう要望します。

3 産業・地域経済について

商業の中で、町で長く続いている「市日」の活性化支援と観光業を中心とした深刻な人手不足に対応するための取り組みとして、雇用の確保や人材の育成を図ることを要望します。

4 生活環境・防災について

景観保全について、明治百年通りを中心とした歴史の町並みだけでなく、自然景観の保全についての取り組みが行われていることが分かるよう、近年文化財の申請も増えている十和田湖も明記するよう要望します。

5 住民協働・行政運営について

住民が自ら考え行動するコミュニティづくりを、特定の分野だけにかかわらず、全ての分野で横断的に進めていただくよう要望します。

6 後期基本計画（案）全体について

人口が減少していく中で「利用者数（実数）」を目標にすることで、マイナスに見えてしまうものもあることから、可能な限り前向きな指標に見える工夫を行うことを要望します。

7 人口ビジョン（案）について

2060年に1,900人を維持するという目標に対し、若者や女性などを重点的に定着させる対象をより明確にしたうえで、子育て支援や結婚支援、就労支援などとの連携により、人口減少の歯止めとなる総合的な取り組みを要望します。

資料4 第6次総合計画前期基本計画施策評価の現状

基本目標1 健やかに自分らしく生きるまち

施策の名称		成果指標名	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和6年度)	達成率 (%)
1	健康・保健衛生	生活習慣病予防検診対象者の受診割合(特定健診受診率)	50.0%	36.5%	73.0
		胃・子宮・乳・大腸・肺がん検診対象者の受診割合	35.0%	26.5%	75.7
		ヘルスはっぴいチャレンジャー数	100人	100人	100.0
2	高齢福祉	要介護認定率	14.3%	17.2%	120.3
		健康づくりにつながる居場所への参加者数(累計)	3,800人	3,968人	104.4
3	障がい福祉	障がい者支援施設入所者数	9人	6人	66.7
		居宅系サービス利用者数	10人	9人	90.0
4	子育て支援・児童福祉	未就学児人口	125人	91人	72.8
		出生数	20人	9人	45.0
5	地域福祉	地域とつながりを持って暮らしていると感じる町民の割合	70.2%	49.4%	70.4
6	医療	地域の医療機関・診療体制満足度	40.0%	22.6%	56.5
7	保険・年金	国保加入者の1人あたりの医療費にかかる費用	419千円	456千円	91.9

基本目標2 豊かな心と未来を育む人づくりのまち

施策の名称		成果指標名	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和6年度)	達成率 (%)
1	幼児・学校教育・青少年健全育成	学校評価の児童生徒アンケートで「授業に対する意欲」が「十分にある」と回答した割合	60.0%	44.0%	73.3
2	生涯学習	公民館利用者数	21,574人	18,874人	87.5
		図書館貸出冊数	14,000冊	10,643冊	76.0
3	スポーツ・レクリエーション	体育施設利用者数	48,300人	49,195人	101.9
		社会体育認定団体数	20団体	19団体	95.0
4	地域の歴史・文化	郷土館入館者数	4,200人	2,270人	54.0
		特別展・企画展開催回数	4回/年	3回/年	75.0

施策の名称		成果指標名	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和6年度)	達成率 (%)
5	国内・国外交流	国際交流事業参加者数	350人	200人	57.1
		国際交流事業の実施回数	3回/年	9回/年	300.0

基本目標3 にぎわい・活気を興すまち

施策の名称		成果指標名	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和6年度)	達成率 (%)
1	農林業・畜産業・水産業	集落営農や農業法人を実現した数	3件	3件	100.0
		農業算出額	26億円	43.5億円	167.3
		地域資源を活用した関係人口 創出事業の参加者数	100人	4,226人	4,226.0
2	観光業	明治百年通り観光客入込数	100,000人	127,555人	127.6
		十和田湖観光客入込数	700,000人	666,763人	95.3
		外国人観光客数(外国人の宿泊客数)	8,500人	5,662人	66.6
		町内観光客入込数	1,000,000人	879,458人	87.9
3	商工業	主要製造業における製品の出荷額	240億円	255億円	106.3
4	雇用対策・新産業育成	製造品出荷額	263.9億円	268億円	101.6
		地元企業への就職者数	80人	38人	47.5
		求人件数	270人	238人	88.1

基本目標4 自然とともにこれからも暮らし続けたいまち

施策の名称		成果指標名	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和6年度)	達成率 (%)
1	土地利用・環境、景観の 保全・循環型社会	コンポスト普及件数	1,028件	1,016件	98.8
		一人1日当たりのごみの排出量	740g	745g	99.3
		リサイクル率	20.00%	19.09%	95.5
2	道路・交通網・情報基盤	修繕が必要な橋りょう数	12橋	6橋	200.0
		補修が必要な道路延長	12.0km	4.0km	300.0
		野口線利用者数	7,837人	6,370人	81.3
		上向七滝線利用者数	11,415人	8,178人	71.6

施策の名称		成果指標名	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和6年度)	達成率 (%)
3	住環境・上下水道	住宅の耐震化率	95.0%	73.0%	76.8
		トイレを水洗にしている人の割合 (水洗化率)	85.8%	85.0%	99.1
4	空き家、空き地の利活用・移住・定住促進	空き家バンク登録件数(累計)	40件	49件	122.5
		新築・中古住宅補助利用件数 (累計)	43件	82件	190.7
		移住者数(小坂町相談窓口の取り扱い)	10人	6人	60.0
5	消防・救急体制・防災・ 防犯・交通安全	自主防災組織の組織率	71.10%	43.80%	61.6
		町及び防災機関が行う訓練の参加者数	100人	226人	226.0
		消防団員の充足率	86.0%	66.0%	76.7
6	雪対策	町内除雪デー参加町内会	14団体	11団体	78.6
		あんしん除雪支援事業利用町内会	13団体	14団体	107.7
		除雪機械の台数	19台	17台	89.5
		個人委託業者数	6人	1人	600.0

基本目標5 とともに明日を築くまち

施策の名称		成果指標名	目標値 (令和7年度)	現状値 (令和6年度)	達成率 (%)
1	地域コミュニティ・ 協働	地域課題の解決・地域活性化に 取り組んだ事業数(累計)	12件	3件	25.0
		地域運営組織の形成数	2件	0件	0.0
2	人権・男女共同参画・ 結婚支援	審議会等での女性委員割合	40.0%	18.10%	45.3
		婚姻率(人口千人に対する婚姻件 数の割合)	3.3件/千人	0.67件/千人	20.3
3	行財政運営の効率化	実質公債費比率	17.00%	12.70%	133.9
4	広域行政・広域連携	上十三・十和田湖広域定住自立圏 共生ビジョンによる連携事業	13事業	14事業	107.7
		大館圏域定住自立圏共生ビジョ ンによる連携事業	7事業	7事業	100.0
		秋田県町村電算システム共同事業 組合のシステム共同化実施業務	47事業	47事業	100.0

第6次小坂町総合計画 後期基本計画

令和8年3月 発行

発行者 秋田県 小坂町

〒017-0292 秋田県鹿角郡小坂町小坂字上谷地41番地1
電 話：0186-29-3901(代) F A X：0186-29-5481
ホームページ：https://www.town.kosaka.akita.jp/



Wine Door  Name

「小坂七滝ワイナリー」
こだわりの山ぶどう系ワイン



町の花「アカシア」の花



町の魚「ヒメマス」
(十和田湖ひめます)



歴史と文化かおる町並み
「明治百年通り」



町の木「ベニヤマザクラ」



文化庁認定・100年フード
「こさかまち かつらーめん」

Kosaka Town